

目 次

序章 緑の基本計画の概要	序-1
序-1 計画の背景と目的	序-1
序-2 緑の基本計画の位置づけ	序-2
第1章 現況調査	1-1
1-1 上位関連計画の整理	1-1
1-2 自然的条件調査	1-14
1-3 社会的条件調査	1-27
1-4 緑地現況・緑化状況調査	1-42
1-5 その他調査	1-58
第2章 解析・評価と課題の整理	2-1
2-1 前回計画からの検証	2-1
2-2 解析・評価にあたって	2-3
2-3 緑が有する4つの機能からの解析・評価	2-5
2-4 上位計画からの解析・評価	2-20
2-5 社会動向や都市構造からの解析・評価	2-22
2-6 課題の整理	2-23
第3章 計画の基本方針	3-1
3-1 都市の概況	3-1
3-2 計画の理念	3-2
3-3 計画の基本方針	3-4
3-4 計画の目標水準の設定	3-7
第4章 緑地の配置計画	4-1
4-1 「環境」に関する緑の配置方針	4-1
4-2 「安全」に関する緑の配置方針	4-3
4-3 「活力」に関する緑の配置方針	4-5
4-4 「生活」に関する緑の配置方針	4-8
4-5 総合的な配置方針	4-12
第5章 実現のための施策の方針	5-1
5-1 施策の体系	5-1
5-2 地域制緑地の保全年方針	5-2
5-3 施設緑地の整備方針	5-6
5-4 都市緑化の方針	5-10
5-5 緑地の活用方針	5-16
5-6 緑化重点地区の計画	5-20
5-7 実現のための施策の方針図	5-24

緑地の整備目標総括表・調書

用語解説	用-1
------	-----

序章 緑の基本計画の概要



序章 緑の基本計画の概要



序－１ 計画の背景と目的

蟹江町（以下「当町」という。）は、愛知県の西南部に位置し、東は名古屋市、北は津島市、あま市、西は愛西市、南は弥富市に接しています。町内には蟹江川・日光川・福田川などが南北に流れ、伊勢湾に注いでいます。全域が海拔ゼロメートル地帯にあり、大小の河川面積が総面積の5分の1を占めるという地域特性をもっています。

「蟹江町緑の基本計画」は、当町の「緑」の現状を踏まえ、当町が有する地域特性をいかしながら、緑が持っている多様な機能を活用し、良好な都市環境の創出と、町の魅力向上を図っていくための方針を示したものであり、都市緑地法に基づいて平成22年度に町が策定したものです。

しかし、策定から10年が経過し、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や、平成29年の都市緑地法の改正など、「緑」に関わる状況も変化しています。

そのため、これらの社会情勢や法改正、また、新たに策定された上位計画との整合を図るため、前回計画の改定を行うこととしました。

改定にあたり、環境問題や地震などへの防災対策、人口減少に対応する安心・安全で魅力的な暮らしに向けた取組など、町を取り巻く課題を「緑」の視点から検討していきます。そして、公園や緑地の整備・管理方針、公共施設や住宅地・商業施設などの民間施設の緑化について、町民の意見を反映しながら、将来の望ましい姿とその実現に向けた施策を示していきます。

本計画に基づき、住民、事業者、行政が協働し、緑あふれる魅力的なまちづくりを推進していきます。



序－2 緑の基本計画の位置づけ

1. 対象区域

対象区域は、当町全域（都市計画区域）とします。

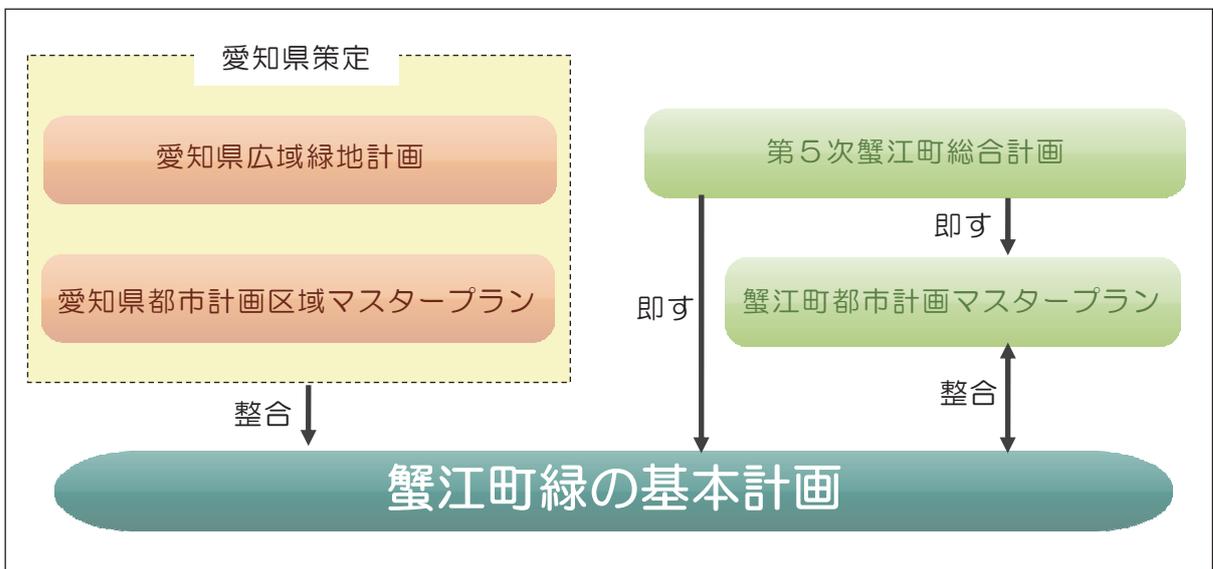
2. 計画の期間

計画の期間は、蟹江町都市計画マスタープランとの整合を図り、計画基準年次を令和2年度（西暦 2020 年度）とします。計画目標年次は、10 年後の令和12年度（西暦 2030 年）とします。

3. 本計画の位置づけ

本計画は、県計画である「愛知県広域緑地計画」、「愛知県都市計画区域マスタープラン」と当町の上位計画となる「第5次蟹江町総合計画」、「蟹江町都市計画マスタープラン」を踏まえて策定します。

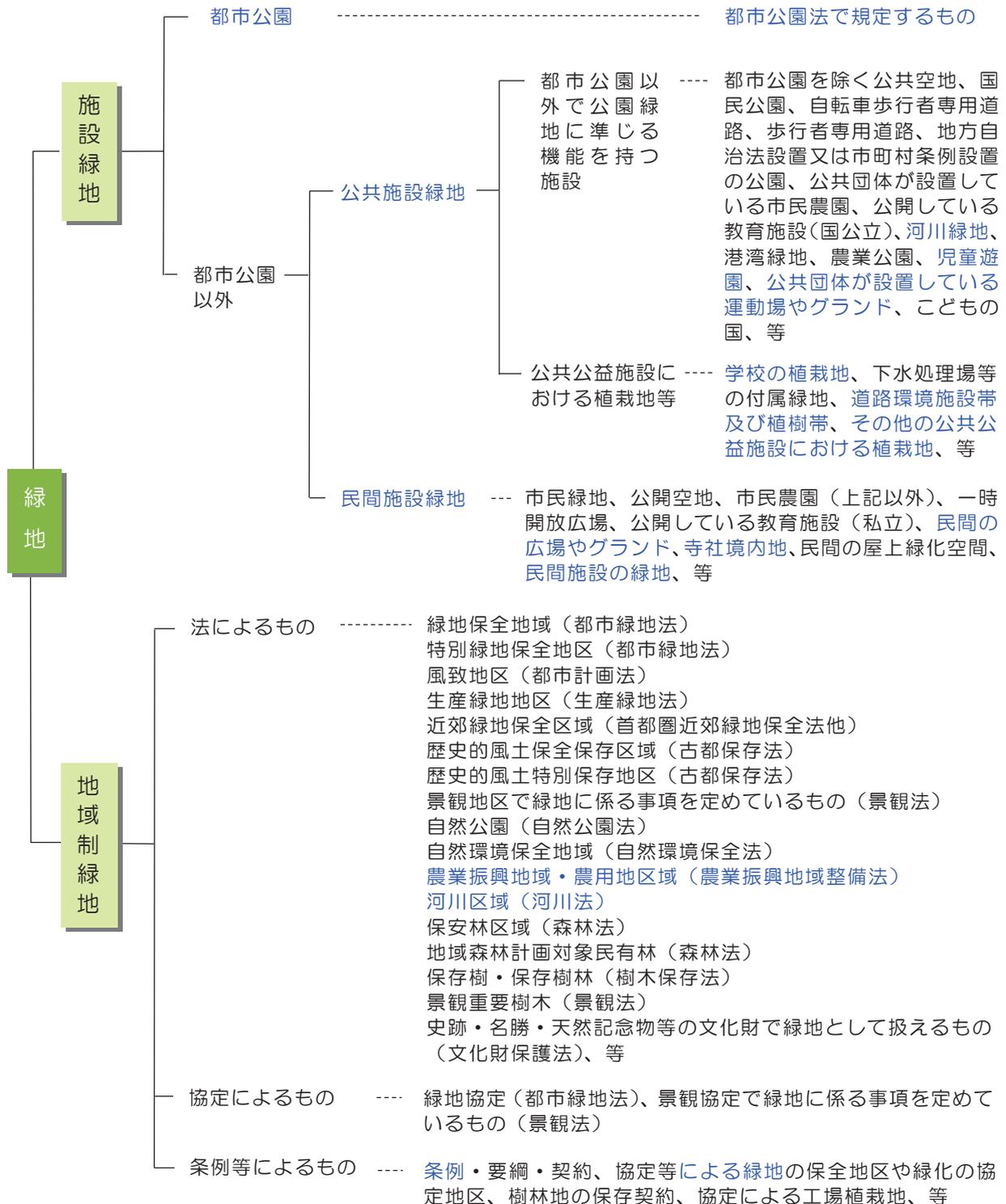
■本計画の位置づけ



4. 緑の基本計画で対象とする緑地

緑の基本計画は、以下の「緑地」を対象とします。

■緑の基本計画の対象とする「緑地」



※青文字が当町で対象となる緑地(現況)

第1章 現況調査



第1章 現況調査



1-1 上位関連計画の整理

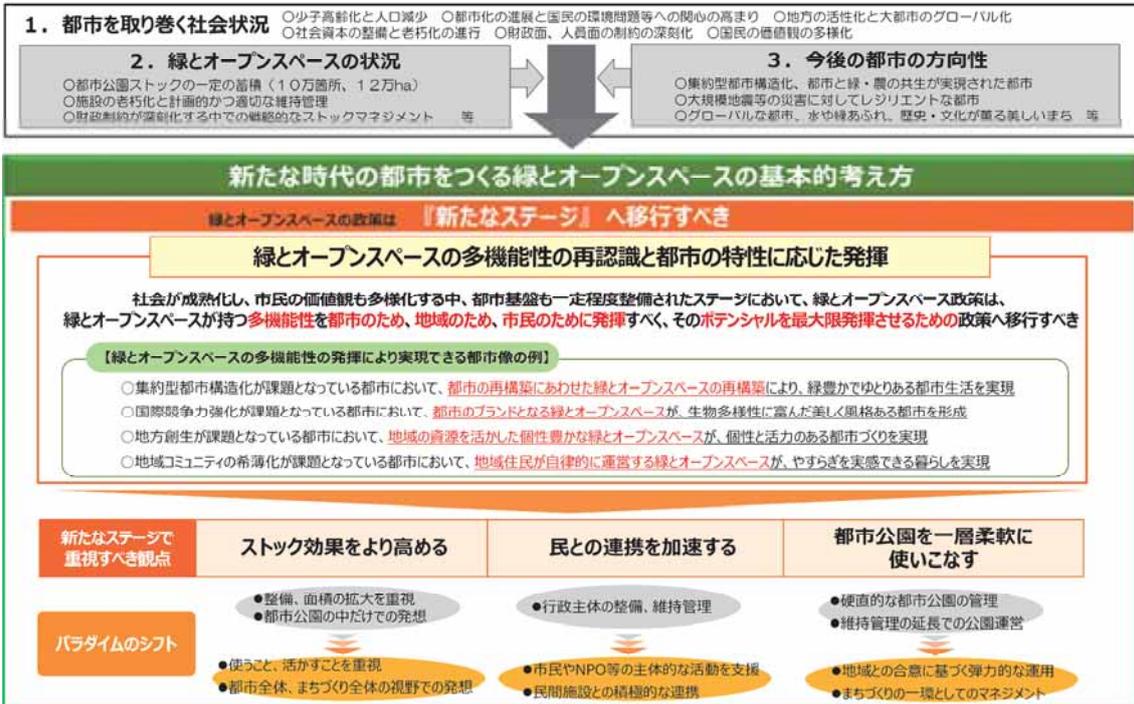
1. 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について (国土交通省、平成28年5月)

国土交通省では、人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等について検討するため、平成26年11月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、9回にわたり検討が行われました。検討会での議論を踏まえ、都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性をとりまとめ、平成28年5月に公表しました。

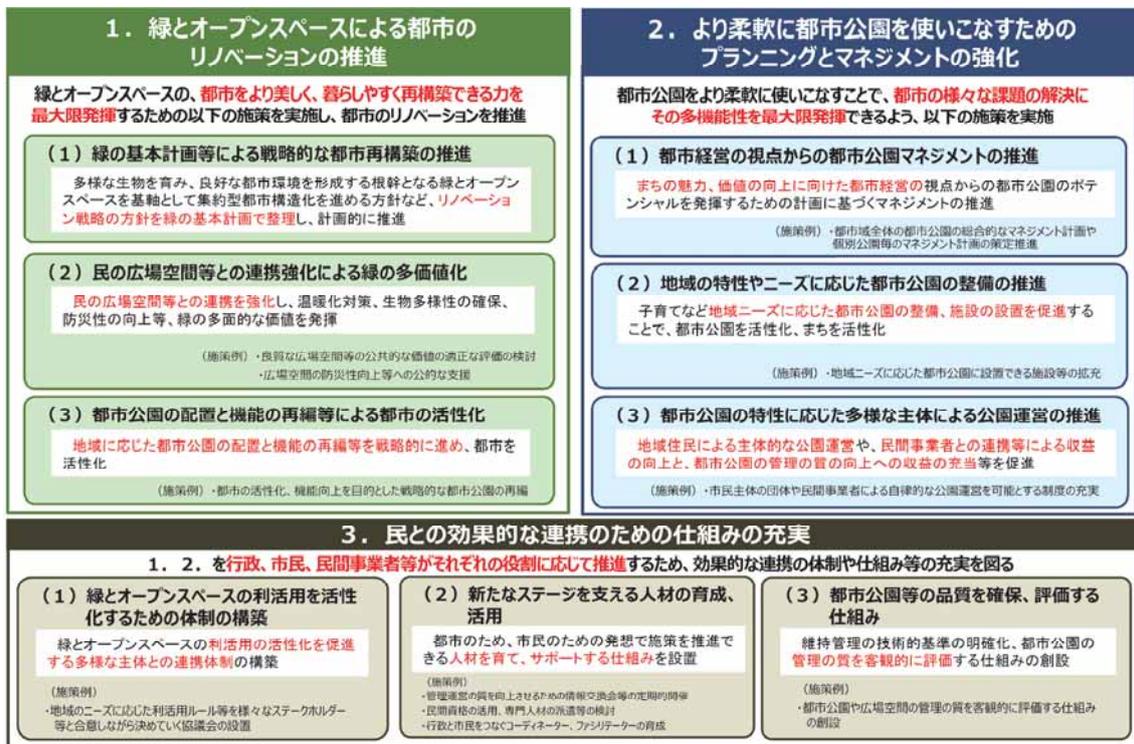
①計画課題

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へ移行すべきとされています。

②基本的考え方



③重点的な戦略



2. 都市緑地法等の一部を改正する法律（国土交通省、平成 29 年 6 月）

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が施行されました。

①背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - － 景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題
 - － 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - － これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題
 - － 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
- ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」(閣議決定)において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

②概要



③目標・効果

【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

(KPI) 民間活力による公園のリニューアル 約100件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:40件])

民間主体による市民緑地の整備 約 70件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:25件])

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

④緑の基本計画の記載事項の追加

概要

○市区町村は、都市公園の整備・緑地の保全・緑化の推進の総合的なマスタープランとして「緑の基本計画」を策定できる。
674市区町村で策定済(都市計画区域を有する全市区町村の49%(H28.3.31現在))

○公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理の重要性が増している。また、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が発揮する緑地機能の重要性が高まっている。

○緑の基本計画の内容に、公園の「管理」の方針、都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全を推進。

緑の基本計画の拡充

○計画の法定記載事項(赤字傍線部を改正で追加)【都市緑地法第4条】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

○計画の効果【都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条】

・地方公共団体は、都市公園の管理や生産緑地地区の都市計画決定は、基本計画に即して行わなければならない。

- ➡ ・都市公園の維持管理基準の法令化と相まった老朽化対策の推進
- ・生産緑地地区の面積要件引下げ等と相まった都市農地の保全の促進

【神奈川県藤沢市緑の基本計画】

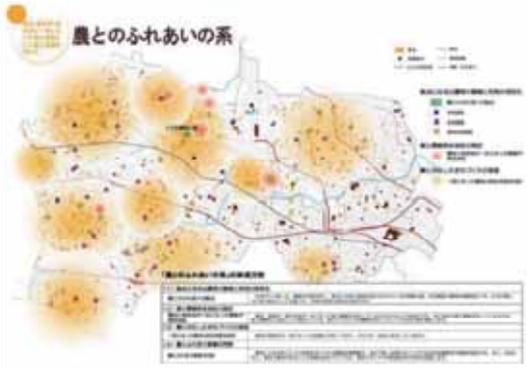


なお、「③都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の保全及び緑化の推進の方針」においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、官民連携の方針についても定めることが望ましい。【運用指針4(4)4】

⑤ 緑の基本計画に記載する都市公園の管理方針の例

＜緑の基本計画へ記載する管理の方針例＞	＜管理の方針に即して行う都市公園の管理の例＞
<p>○公園の特性に応じた魅力の向上の方針</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の主要な公園について、個々の公園の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づくマネジメントを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 花の名所づくりに向けた大規模花修景の実施とインバウンド誘致のための広報の展開 イベントを積極的に誘致して賑わいを創出 自然環境を保全し、環境教育に力を入れた管理の実施 など公園の特性に応じた管理運営の実施
<p>○官民連携による公園の活性化の方針</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○○公園、〇〇公園など民間参入が見込めるポテンシャルの高い公園において、民間活力を活用した都市公園のリニューアル、にぎわいづくりを進めます。 公園協議会を市内の〇箇所公園に設置し、地域と連携して公園の魅力向上の取組を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募設置管理制度の活用による都市公園のリニューアル 公園協議会において公園ごとのローカルルールを定め、地域住民等と連携して管理、利活用を推進
<p>○公園施設の適切なメンテナンスに関する方針</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的なメンテナンス、改修を行います。 公園の植栽や樹林が、景観や生物多様性など求められる役割を發揮できるよう、利用者の安全に配慮しながら維持管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な公園施設の更新の実施 都市公園の特性、樹木の特性に応じた植物管理の実施
<p>○公園の再編や機能向上に関する方針</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少等を踏まえ、地域と協働しながら、小規模公園の統廃合や機能の見直しを行い、地域のニーズの変化等に応じた都市公園のリニューアル、魅力の向上を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の合意を得ながら、都市公園の統廃合の実施 魅力の低下している小規模公園について、周辺人口構成、利用者ニーズ等に基づいた機能分担の整理、再整備の実施

⑥ 都市における農地を計画的に保全するための方針の例

練馬区みどりの基本計画(抜粋)	世田谷区農地保全方針(抜粋)
<p>○農とのふれあいの系</p> <p>農地や屋敷林は、練馬のみどりの特徴であるため、農地・屋敷林・雑木林が一体となった郷土景観を保全し、まとまった農地をまちづくりの中に活かしながら、農とのふれあいを推進することが重要。</p>	<p>○農地保全重点地区の指定</p> <p>生産緑地及び宅地化農地、屋敷林が一体で存する地区を農地保全重点地区に指定する。農地保全重点地区は、次のいずれかに該当するエリアを中心とした7地区とする。</p>
<p>○農とのふれあいの系</p> 	<p>○農地保全重点地区</p> 

3. これからの社会を支える都市緑地計画の展望

(国土技術政策総合研究所、平成 28 年 6 月)

国土技術政策総合研究所は、平成 25 年から平成 27 年にかけて、「今後の緑の基本計画のあり方に関する研究会」を設置し、学識者との議論や、国内外の先進的な取組事例の収集・分析等に基づき、これからの都市緑地計画についての新たな着眼点や、計画策定に有効と考えられる手法・技術を示した技術資料をとりまとめました。

(1) これからの都市に求められる緑地の役割

①都市における社会課題と緑地による課題解決の可能性

○急激な人口減少・少子高齢化の進行
⇒健康活動の場やコミュニティ醸成の場としての機能の発揮
○自然災害リスクの高まり
⇒防災・減災機能の活用
○地球環境問題の深刻化
⇒環境保全機能への期待
○都市間競争などグローバル化の進展
⇒経済・活力の維持向上の実現

②都市の持続可能性を高める緑の多様な機能

分類	社会的ニーズ	緑の価値	緑地に求められる機能の例
環境面	環境共生社会	存在	温室効果ガスの吸収
		存在	ヒートアイランド現象の緩和
		存在	都市における生物多様性の確保
		利用	環境教育、自然とのふれあいの場
		利用	再生可能エネルギーの活用
社会面	安全・安心の確保 (防災・減災)	存在	大規模火災発生時における延焼防止
		存在	都市水害の軽減
		存在	津波被害の軽減
		利用	避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援の場
		利用	災害伝承・防災教育の場
	健康・福祉の向上	利用	散歩、健康運動の場、介護予防
		利用	子どもの遊び場、子育て支援
		利用	緑の景観形成によるストレス軽減、森林セラピー
	地域コミュニティの醸成	利用	人の集う場、地域の活動の場(祭りなど)
		利用	コミュニティ(ソーシャルキャピタル)の醸成
経済面	経済・活力の維持	利用	地域の自然観・郷土愛の醸成
		存在	良好な環境・景観形成による不動産価値の向上
		存在	良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上
		利用	都市農業の振興(生物資源の生産の場)
		利用	観光振興

③都市の方向性と緑地に求められる貢献

社会状況の変化を、都市緑地政策の新たな展開に向けた好機と捉え、市民のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上、地域コミュニティの強化、持続可能で魅力あふれる高質都市の形成等を目指し、緑地の持つ存在価値・利用価値を最大限に発揮していくためには、単に緑を「つくる」、「守る」だけでなく、緑を「育てる」、「いかす」といった新たな視点も加えていくことが求められます。

(2) これからの都市緑地計画の位置づけ

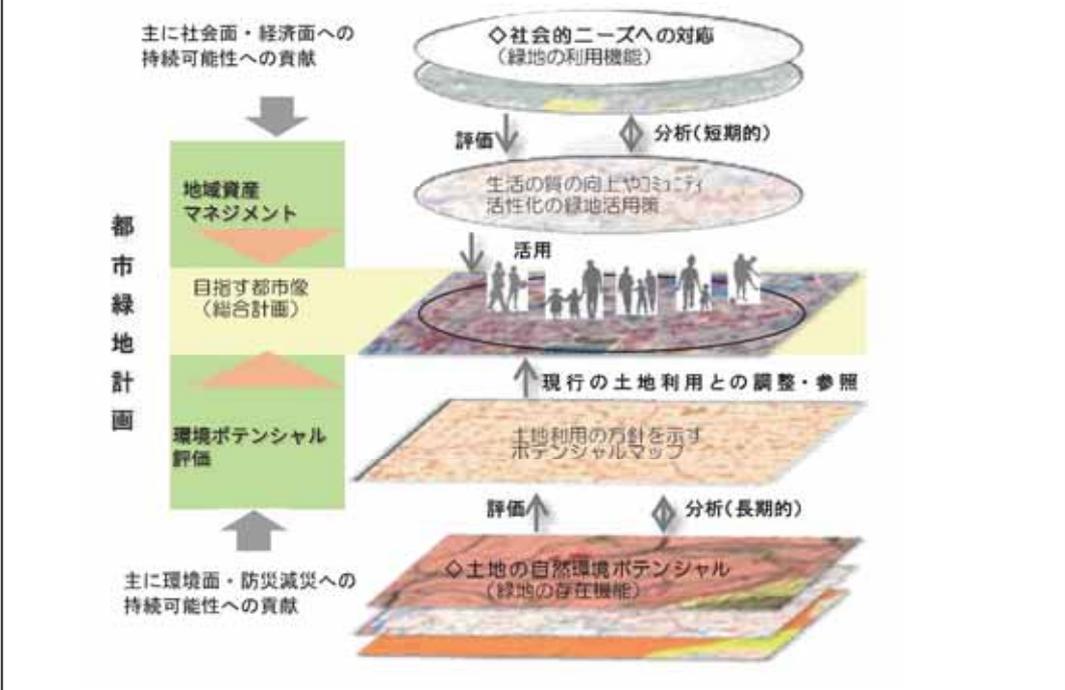
緑の多機能性を最大限に発揮させていくために、あるいは緑の存在価値・利用価値を高めていくために、これからの緑の基本計画等の都市緑地計画では、横断的役割としての「環境ポテンシャル評価」と、部門別役割としての「地域資産マネジメント」の位置づけをより強化していく事が求められます。

○環境ポテンシャル評価：

緑地及び緑地になる予定の土地が有する多様な機能（主に存在機能）を最大限に発揮させるために、その立地環境の潜在的可能性（ポテンシャル）の評価を行い、それに基づき、計画の目標方針や戦略を示す取組

○地域資産マネジメント：

緑地を「地域の資産」として捉え、緑地が有する多様な機能（主に利用機能）を最大限に発揮させるために、利活用重視の発想により、緑地の管理運営（マネジメント）を行う取組



(3) 都市緑地の新たな視点

- グリーンインフラストラクチャーの形成
- 環境負荷の低減と QOL（生活の質）の向上
- 地域が抱える社会問題の解決
- 自然環境構造に基づく都市の再生
- 緑地由来生物資源の地域内循環
- 他分野の専門家との協働

4. 愛知県広域緑地計画（令和元年6月）

（1）計画の目的

愛知県広域緑地計画は、本県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、一の市町村を超えた広域的観点から管内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実現するとともに、県内の市町村ごとに策定される「緑の基本計画」の指針となることを目的として策定されました。

（2）計画の期間・対象区域

計画の期間：2019～2030年度

対象区域：都市計画区域、準都市計画区域 51市町村（38市 12町 1村）

（3）計画の理念

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり
～緑の質を高め 多様な機能を活用～

（4）緑に関する課題

環境	<ul style="list-style-type: none">○県民の緑づくりに対する意識向上への対応○生物多様性の保全対策のさらなる推進への対応○地球温暖化及びヒートアイランド現象への対応○緑被地面積減少への対応
安全	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ地震等への早急な防災対策への対応○緑が有する防災・減災の機能向上への対応○都市公園のストック効果を高めるための適正な維持管理への対応
活力	<ul style="list-style-type: none">○地域コミュニティの弱体化や世代間・地域間の交流の減少への対応○歴史・文化資源と一体となった緑の保全・活用への対応
生活	<ul style="list-style-type: none">○質・量ともに充実した都市公園の整備促進○集約型都市構造の形成と連携した都市の緑とオープンスペースの創出○県民の健康増進に貢献する緑とオープンスペースの創出への対応○地域の特色をいかした緑のストックの保全と創出への対応○農業県の特色をいかした花と緑のまちづくりの推進への対応
活用	<ul style="list-style-type: none">○緑に関する既存ストックの活用○多様な主体による連携・協働の取組の拡大○民間活力の導入による公園施設等の整備や運営管理などの推進

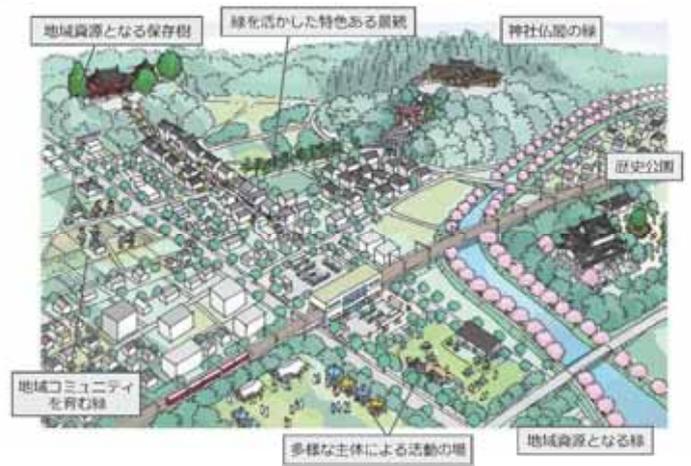
(5) 基本方針

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">いのちを守る緑 環境・安全</p>	<p>緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり</p> <p>○人にとっても生き物にとっても「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結びつけます。</p> <p>○都市づくりと連携しながら、緑が有する防災・減災機能を発揮し、私たちの安全・安心な暮らしを確保します。</p> <p>○水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組をさらに推進し、都市に暮らす私たちが、自然にいきる生き物とともに快適に暮らせるよう、まちと自然が調和した、持続可能な都市の緑づくりを目指します。</p>	<p>キーワード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災, 減災 ・ 生物多様性の確保 ・ 水と緑のネットワーク ・ 意識, 啓発 	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">交流を生み出す緑 活力</p>	<p>多様な主体との連携と地域の特性をいかす緑づくり</p> <p>○交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出る緑の創出と活用を進めます。</p> <p>○愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PRすることで、地域の特色をいかした魅力向上を図ります。</p> <p>○多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指します。</p>	<p>キーワード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ ・ 交流 ・ 歴史, 地域資源 ・ イベント ・ 連携協働 ・ マネジメント
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">暮らしの質を高める緑 生活</p>	<p>良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり</p> <p>○多様なニーズやライフスタイルがある中で、緑により誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進めます。</p> <p>○心身の健康にとって必要となる自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図ります。</p> <p>○四季の移ろいを感じられる花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進めます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">活用</p>	<p>上記の3つの緑（「いのちを守る緑」「交流を生み出す緑」「暮らしの質を高める緑」）の機能を最大限に高めるために、県、市町村、NPO、県民、民間事業者等が適切な役割分担のもと、緑を効果的に『活用』することが重要です。</p>		

■いのちを守る緑のイメージ



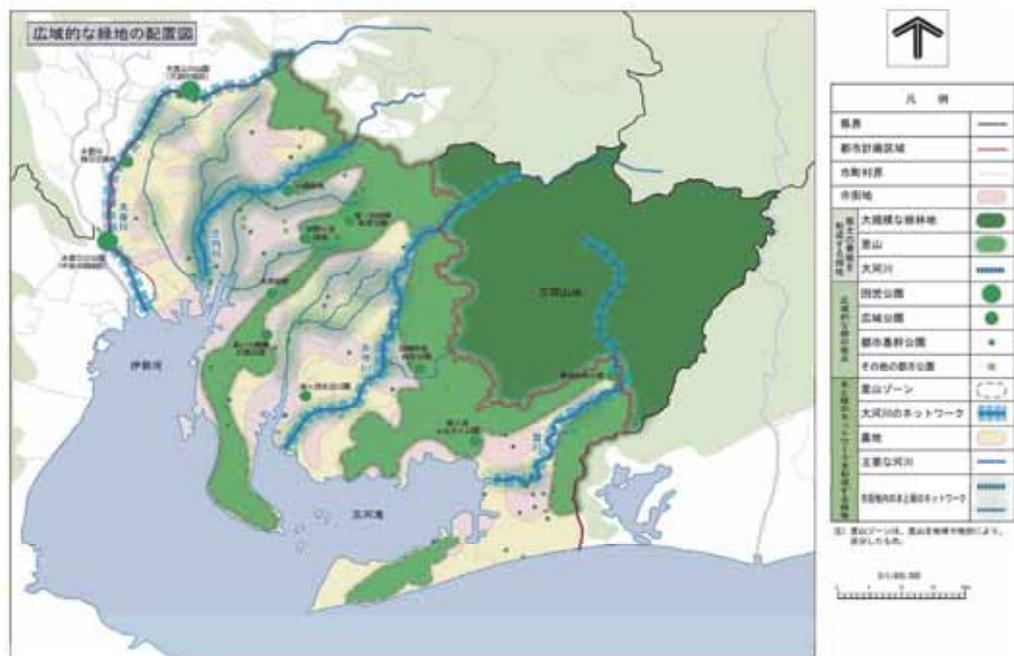
■交流を生み出す緑のイメージ



■暮らしの質を高める緑のイメージ



■広域的な緑地の配置図



5. あいち生物多様性戦略 2020（平成 25 年 3 月）

2010 年 10 月に愛知県名古屋市で「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」が開催され、「戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択されました。

愛知県では上記「戦略計画 2011-2020（愛知目標）」を踏まえ、「あいち生物多様性戦略 2020」を行動計画として策定し、「人と自然が共生するあいち」を実現するための手法として「あいち方式※₁」という仕組みを掲げ、2020 年までに「生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開」を進めています。

※₁ 県民、事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら「生態系ネットワークの形成」を進める取組

「生態系ネットワークの形成」を進めるために、多様な主体が目標を共有するためのツールとして作成された「生物多様性ポテンシャルマップ」が公表されています。「生物多様性ポテンシャルマップ」では、指標種※₂ が生息している場所のほか、森や草地、水辺などの分布や広さといった環境条件から、指標種のすみかとして適している場所を予測し、図化しています。

※₂ 指標種：生態系を構成する生物から、複数の生物を代表するものや生態などのデータがあるものを選定した下図の 17 種類

■ 愛知県で選定されている指標種

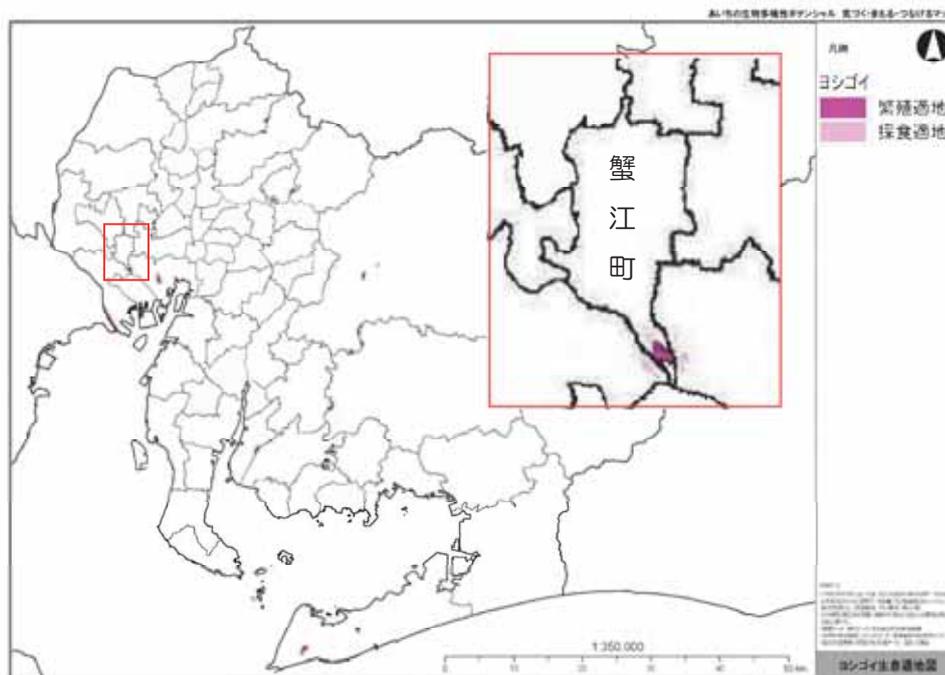


出典：愛知県「生態系ネットワークの形成にむけて～あいち方式～」

「生物多様性ポテンシャルマップ」の中から、以下に蟹江町に関する指標種「ヨシゴイ」の指標種別生息適地図を示します。

「ヨシゴイ」は、愛知県環境部第四次レッドリスト「レッドリストあいち2020」の鳥類絶滅危惧ⅠA類に指定されています。

■参考(ポテンシャルマップの例)：蟹江町のヨシゴイ生息適地図



出典：愛知県「生態系ネットワークの形成にむけて～あいち方式～」

■蟹江町を生息適地とする絶滅危惧種「ヨシゴイ」

No.	種名	目名	科名	属名 (和名)	学名	国 別 分 布 区 分 群 2019	愛 知 県 分 布 区 分 群 2015	愛 知 県 分 布 区 分 群 2020	多 量 分 布 区 分 群 2020	備考	
125	1	スズメ	ヒタキ	シロハラ	<i>Zoothera siburca</i> (Pallas)	繁殖	CR	繁殖	EX	2009年以降繁殖地に繁殖地での確認記録がなく、繁殖地の増減により変化が認められる。	
126	2					絶滅	EX	絶滅	NT	産卵の季節の確認記録が減少しており、特に定住地以外での記録が減少している。	
135	3	スズメ	セキレイ	ビンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i> Richmond	繁殖	EX	繁殖	EX		
136	4					絶滅	EX	絶滅	EX		
139	5	スズメ	ホオジロ	バゴ	<i>Emberiza sulphurata</i> Temminck et Schlegel	NT	繁殖	CR	EX	2009年以降繁殖地に繁殖地で確認されており、繁殖地の環境悪化が懸念されている。	
110	6					絶滅	NT	絶滅	NT	確認が困難な小鳥であるが、近年産卵の季節の確認例が減少している。	
14	7	ヘリサン	サギ	ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i> (Gmelin)	NT	繁殖	CR	繁殖	CR	
15	8					絶滅	NT	絶滅	CR	近年は繁殖個体共に繁殖個体の確認記録はほとんど無くなっている。	
47	9	サトウ	シギ	オオシロシギ	<i>Gallinago hardwickii</i> (Gray)	NT	繁殖	CR	繁殖	CR	
48	10					絶滅	NT	絶滅	NT		

資料：第四次レッドリスト「レッドリストあいち2020」

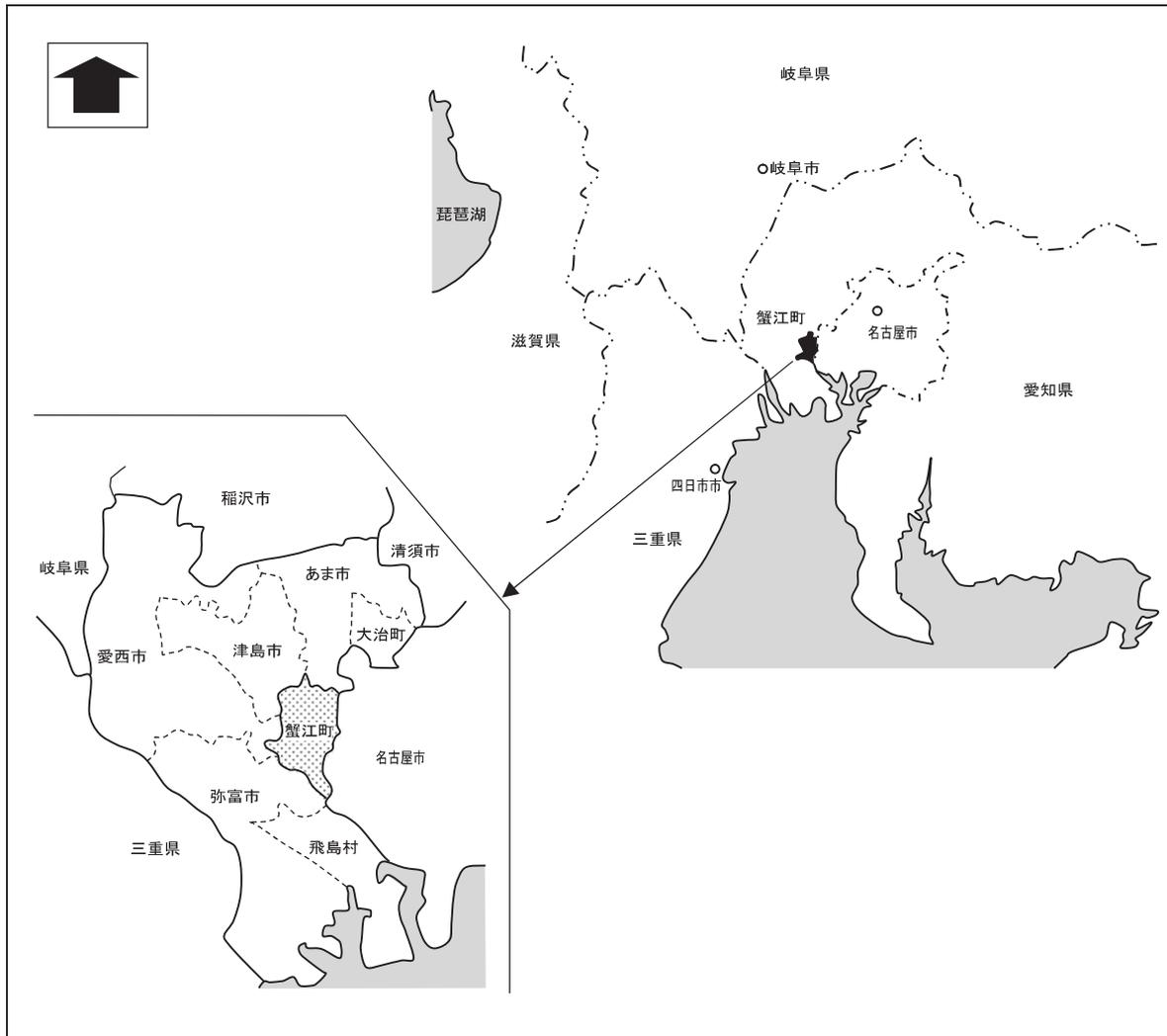
他にも、絶滅危惧種Ⅱ類に指定されている「カヤネズミ」や、現地でも生息が確認されており、国指定準絶滅危惧（NT）に指定されている「チュウサギ」を含む「サギ類」、その他「シジュウカラ」、「カモ類」、「止水性イトトンボ類」などが蟹江町に生息または生息に適している地として指標種に選定されています。

1-2 自然的条件調査

1. 蟹江町の位置

当町は、名古屋市の西側に隣接し、都心からも約15kmという距離に位置していることから、これまでも名古屋市とは強いつながりをもって発展してきました。

■位置図



2. 沿革

当町は、古くより伊勢湾から蟹江川を北上する海上交通と陸上交通の結節点であり、特に戦国時代以降は伊勢湾の海上交通の要衝地でした。江戸時代には蟹江川河口部に蟹江港（現在の舟入）が築かれ、川の両岸には倉が軒を連ねるなど周辺地域の経済活動の中心となって栄えました。

「かにえ」と名づけられた地名が文献に表わされたのは、1215年（建保3年）の「水野家文書」で、13世紀初めからです。そのころは、一面海に囲まれたところで、蟹江郷や富吉荘ともいわれ、海辺に柳が茂り、多くの蟹が生息していたことから、「蟹江」と呼ばれるようになったといわれています。

肥沃な土壌と水の便に恵まれた当地域では、新田開発も進められ、農耕地域として集落が形成されてきました。また、海に開けた地域では入江が形成され、シジミなどの貝類や淡水魚と海水魚の混じる汽水域の良好な漁場となり、半農半漁の集落も現れ、「水と共存する知恵と水郷地帯としての風土」が培われました。

近代に入り、木曾三川を渡り、愛知県と三重県を結ぶ現在のJR関西本線、近鉄名古屋本線と国道1号が当町を通過するように開設されました。また、昭和50年以降には、東名阪自動車道・蟹江インターチェンジとこれに接続する西尾張中央道が整備され、当町の交通の要衝としての位置づけは姿を変えつつ現在に至っています。

このような歴史的変遷の中で、明治22年の町制施行により、蟹江本町村・蟹江新町村・今村・西福田村の一部が合併し、「蟹江町」が誕生しました。その後、昭和31年に海部郡永和村の一部が編入され、現在の蟹江町となりました。

現在は、東に隣接する名古屋市のベッドタウンとして、また、豊かな農業地帯としての性格を持ちつつ、交通の要衝をいかした産業展開、水郷地帯という地域資源を活用した交流・レクリエーションの場としての展開が期待されています。

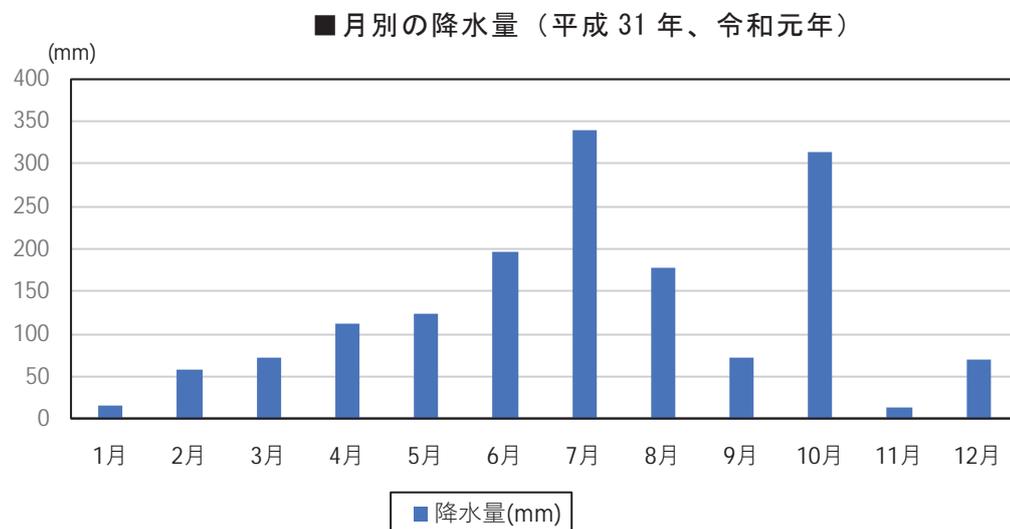
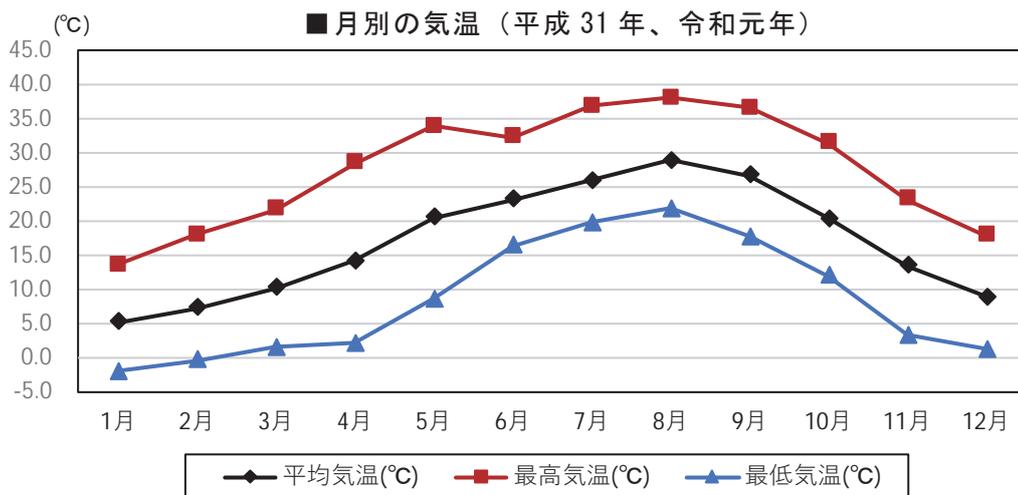
3. 気象

気象は、平均気温が17.0℃と全般的には温暖でおだやかな気候です。
 当町の年間総降水量は1,563mmとなっており、県南部の伊良湖
 (1,945mm/年) と比べ少ない状況となっています。

■ 気象状況（平成31年1月～令和元年12月）

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
名古屋市	平均気温(℃)	5.1	7.2	10.1	14.1	20.4	23.1	25.9	28.9	26.7	20.3	13.4	8.8	17.0
	最高気温(℃)	13.5	18.0	21.7	28.4	33.9	32.3	36.8	38.0	36.6	31.4	23.1	17.8	27.6
	最低気温(℃)	-2.1	-0.5	1.4	2.1	8.5	16.4	19.8	21.8	17.7	12.0	3.2	1.2	8.5
	降水量(mm)	15	57	80	118	146	172	284	204	39	357	18	68	1558
蟹江町	降水量(mm)	15	58	72	112	123	197	338	178	73	313	14	70	1563

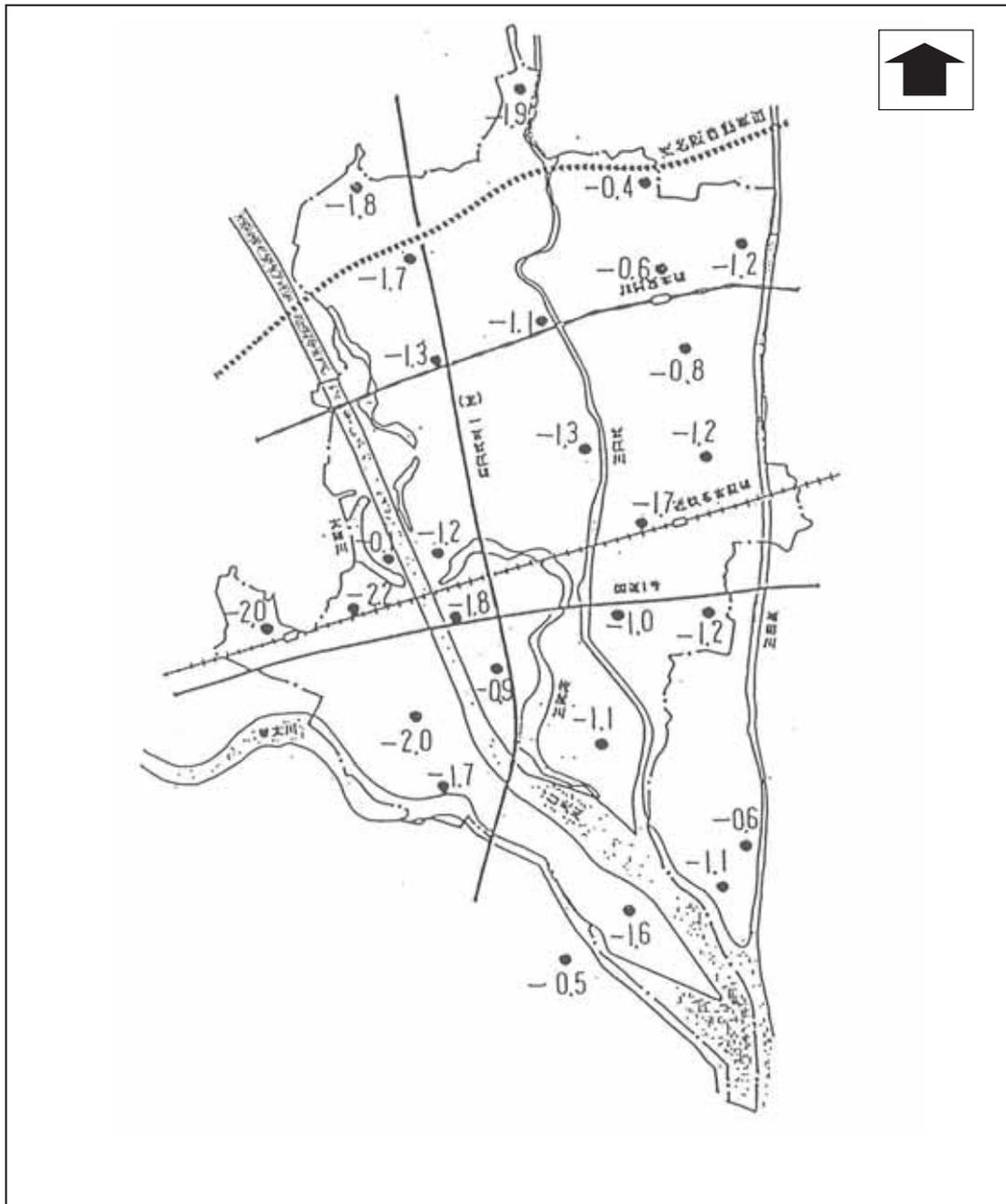
資料：名古屋地方気象台



4. 地形

当町の地形は極めて平坦で、ほぼ全域が $-0.6\text{m} \sim -2.2\text{m}$ の海拔ゼロメートル地帯に属しています。鉄道駅や幹線道路を中心に市街化が進行しています。

■地形状況図



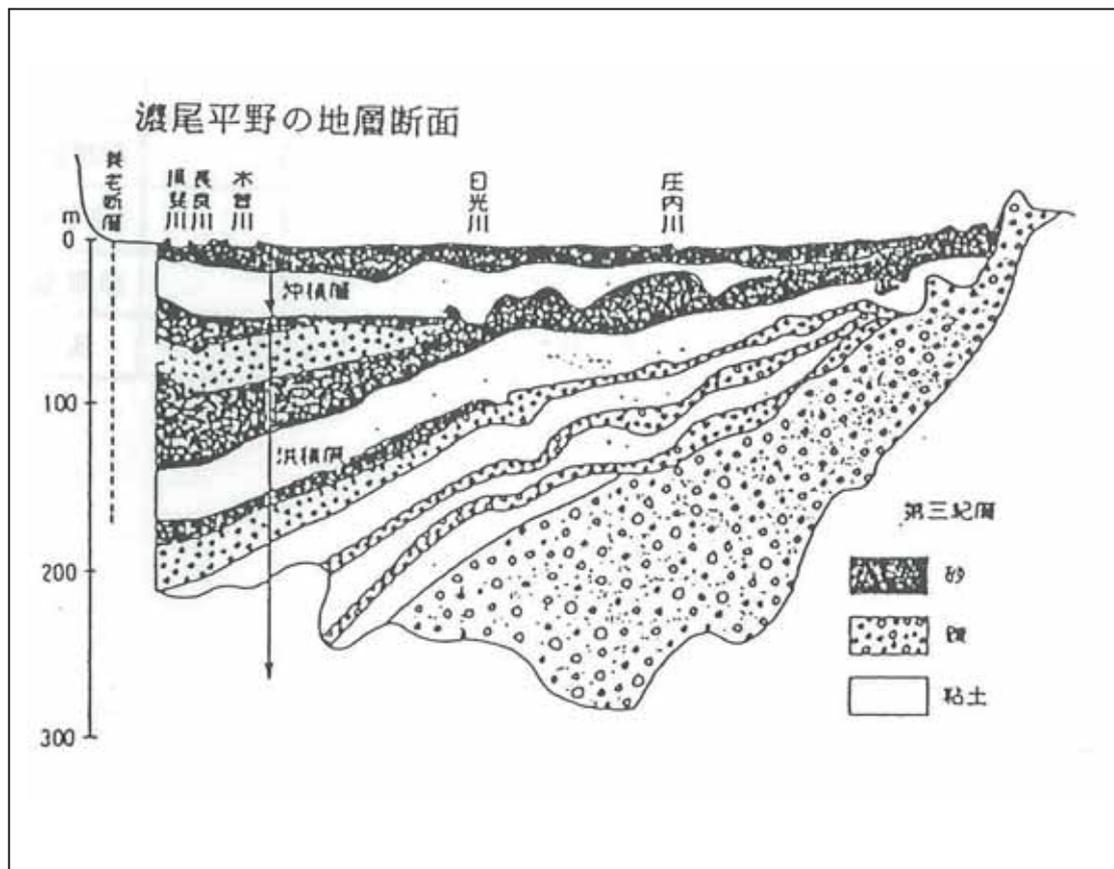
5. 地質・土壌

当町は、濃尾平野南西部に位置し、木曾川の三角州や干拓よりなる低湿地で、1-19頁の図「水系図」に示すように町内を南北に流れる日光川、善太川、蟹江川、福田川の4河川は当町最南部で合流し、伊勢湾に注いでいます。

地質は、第4世紀の沖積層で表土は砂壤土で、最終氷期の低位海面に対応して形成された木曾川水系の旧河谷が、後氷期の海面上昇に際して沈水し、そこに木曾川などから河川搬出物が堆積してできた地層であり、地味は極めて肥沃となっています。

沖積層の下底には木曾川の河川レキ層（沖積層基底レキ層）が、その上には下部から下部砂層、沖積泥層、上部砂層、陸成泥層になっており、このうち沖積泥層は、最も軟弱で含水比も高いため、圧密収縮による地盤沈下の主要な要因となっています。

■濃尾平野の地層断面



資料：前回調査 現況調査

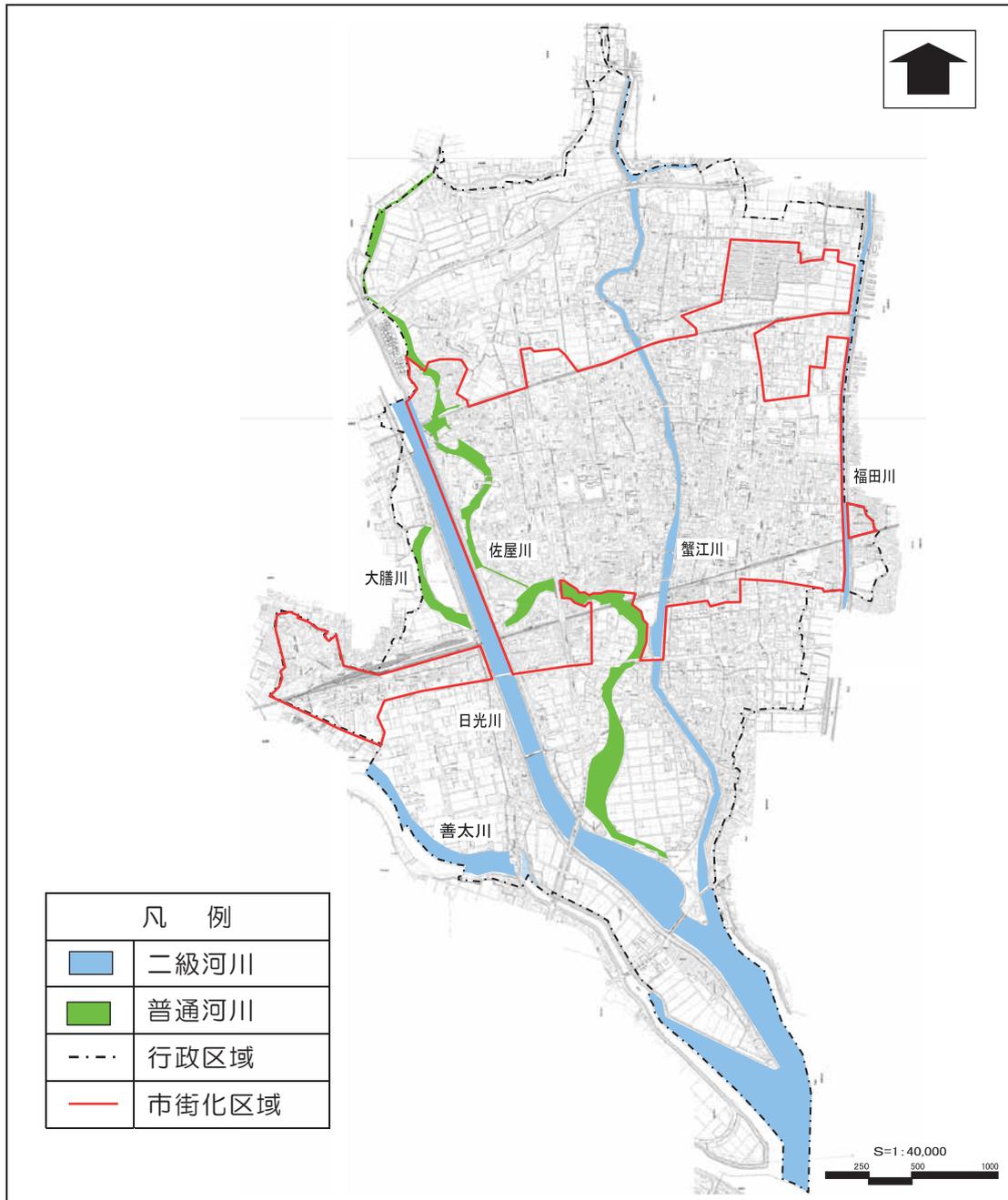
6. 水系

(1) 河川

当町を流れる主要な河川は、南北に日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川の6本があげられます。

日光川、善太川、蟹江川、福田川は二級河川であり、佐屋川、大膳川は普通河川となっています。

■水系図



7. 緑被状況

当町の緑の大部分は、農地（水田、畑）で構成されており、次いで水面の緑の量がかなり高い値となっています。

また、樹林は地勢により極端に少なく、形態として自然林はなく、二次林や人工林が社寺林・屋敷林としてまばらに分布しています。

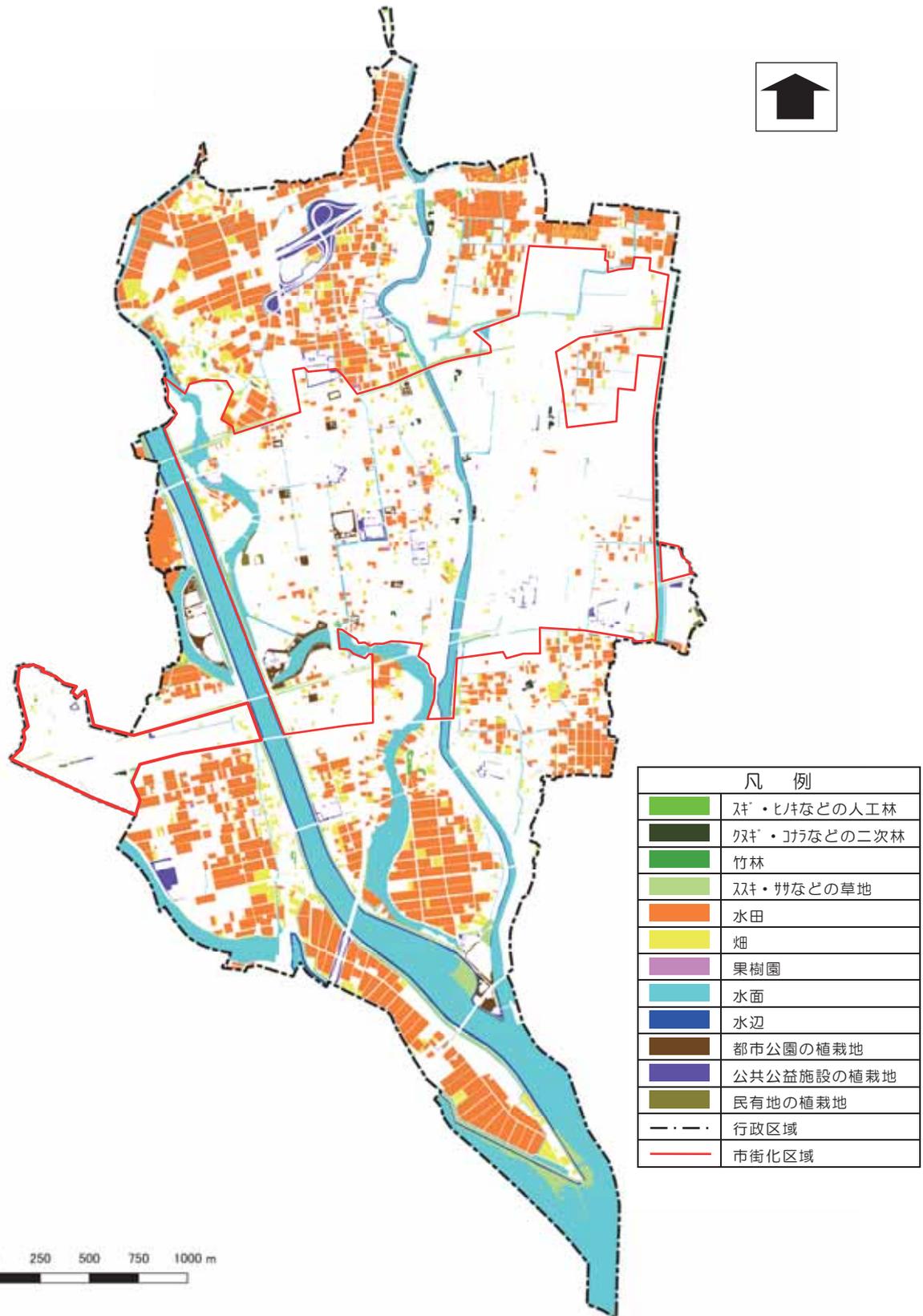
公共公益施設の植栽地は、蟹江インターチェンジや小中学校などの教育施設や街区公園などがあります。また、民有地の植栽地は、観光レクリエーション施設（尾張温泉）や民家の庭などがあります。

水田は、平成7年時点から現在までに大幅に減少している状況です。その他の緑は、大きな変化は見られません。

区分	平成7年			平成21年			平成28年		
	市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (3)	市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (3)	市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (3)
自然林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スギ・ヒノキなどの人工林	0.3	0.9	1.2	0.1	0.7	0.8	0.2	0.8	1.0
クヌギ・コナラなどの二次林	1.0	1.2	2.2	0.8	1.1	1.9	0.8	0.4	1.2
竹林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ススキ・ササなどの草地	8.7	30.0	38.7	5.2	27.6	32.8	4.6	18.0	22.6
水田	31.7	223.7	255.4	10.5	177.2	187.7	7.9	166.1	174.0
畑	11.6	26.6	38.2	6.4	24.0	30.4	6.9	28.1	35.0
果樹園	0.8	0.3	1.1	0.4	0.2	0.6	0.7	0.4	1.1
裸地	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水面	18.6	129.3	147.9	18.6	129.3	147.9	18.9	127.2	146.1
水辺	1.1	10.4	11.5	1.1	10.4	11.5	1.1	10.9	12.0
都市公園の植栽地	3.2	0.3	3.5	3.2	0.3	3.5	4.1	2.1	6.2
公共公益施設の植栽地	1.1	5.3	6.4	1.2	5.4	6.6	1.8	6.5	8.3
民有地の植栽地	1.0	0.3	1.3	0.9	0.3	1.2	0.5	0.5	1.0
合計	79.1	428.3	507.4	48.4	376.5	424.9	47.5	361.0	408.5

※航空写真データから 500 m²以上のまとまりのある緑の面積を計量

■ 緑被現況図



※航空写真データから 500 m²以上のまとまりのある緑の面積を計量

8. 動植物相の特性

(1) 動物

① 野鳥

当町では、多くのサギ類の生息が確認されています。

その中で、愛知県の絶滅危惧ⅠA類に指定されている「ヨシゴイ」は、南部農地の水辺が生息適地となっています。また、国の準絶滅危惧に指定されている「チュウサギ」は、東名阪自動車道の蟹江インターチェンジの緑地周辺で生息が確認されています。他にも、町内の河川や農地などの緑地では、カモ類やカワウ、カワセミ、シジュウカラなどの生息も確認されています。

② 哺乳類

県の絶滅危惧Ⅱ類に指定されている「カヤネズミ」は、南部農地を生息地としている可能性が高い希少生物とされています。

③ 昆虫

南部農地を中心とした水辺では、止水性のイトトンボ類の生息が見られます。

④ 魚類

蟹江川・佐屋川では、ヘラブナ、コイ、フナ、ナマズ、モツゴ、スジエビ、テナガエビ、タナゴ、タウナギなどの魚介類が生息しています。佐屋川では、ヘラブナの釣り場もあります。また、外来種であるブラックバスやブルーギルの生息が見受けられるため、生物多様性の確保のためにも駆除が必要となっています。

■ヨシゴイ



■チュウサギ



■カヤネズミ



出典：愛知県「生態系ネットワークの形成にむけて～あいち方式～」

(2) 植物

当町には、特筆する自然植生の場所は見られませんが、河川沿いの葦原などの水生植物や農地周辺に自生する植物が見られます。その他、自然樹林の少ない当町では、神社、仏閣の社寺林などは、貴重な自然植生であるといえます。

また、水生植物を中心に、当町やその周辺にも絶滅危惧種が生育しており、これらの保全への配慮が重要です。

■蟹江町周辺に生育する絶滅危惧種

【絶滅危惧ⅠA類】

分類群名	種名	目名	科名
維管束植物	キソガワシシウド	セリ	セリ
維管束植物	エキサイゼリ	セリ	セリ
維管束植物	ミズアオイ	ミズアオイ	ミズアオイ
維管束植物	ホザキマスクサ	カヤツリグサ	カヤツリグサ
維管束植物	ナガボテンツキ	カヤツリグサ	カヤツリグサ
維管束植物	サンショウモ	シダ	サンショウモ
維管束植物	オオアカウキクサ	シダ	サンショウモ
維管束植物	ノダイオウ	タデ	タデ
維管束植物	ミズタカモジ	イネ	イネ

【絶滅危惧ⅠB類】

分類群名	種名	目名	科名
維管束植物	コウホネ	スイレン	スイレン
維管束植物	アサザ	ナス	ミツガシワ
維管束植物	フジバカマ	キク	キク
維管束植物	トチカガミ	イバラモ	トチカガミ

資料：第四次レッドリスト「レッドリストあいち 2020」

■ ミズアオイ



■ サンショウモ



■ アサザ



■ コウホネ



■ フジバカマ



■ トチカガミ



9. 土地自然特性調査

河川は、良好な自然環境を形成する重要な要素です。自然の形態を残していたり、広い面積を有する日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川などは、「良好な水辺地・湧水地」としてあげられます。

「野生動物生息地」は、野鳥が生息する河川水辺地や東名阪自動車道の蟹江インターチェンジ内の緑地があげられます。その他、良好な植物群落などがみられる社寺なども貴重な要素となっています。

「伝統的・歴史的風土を代表する緑」として、龍照院、舟入神明社などの緑があげられます。いずれの施設も、当町の天然記念物として指定されているイチョウが存在しています。その他、吉川英治の句が刻まれた句碑や蟹江城址などの歴史の痕跡として残っている石碑に伴う緑も大切な要素です。

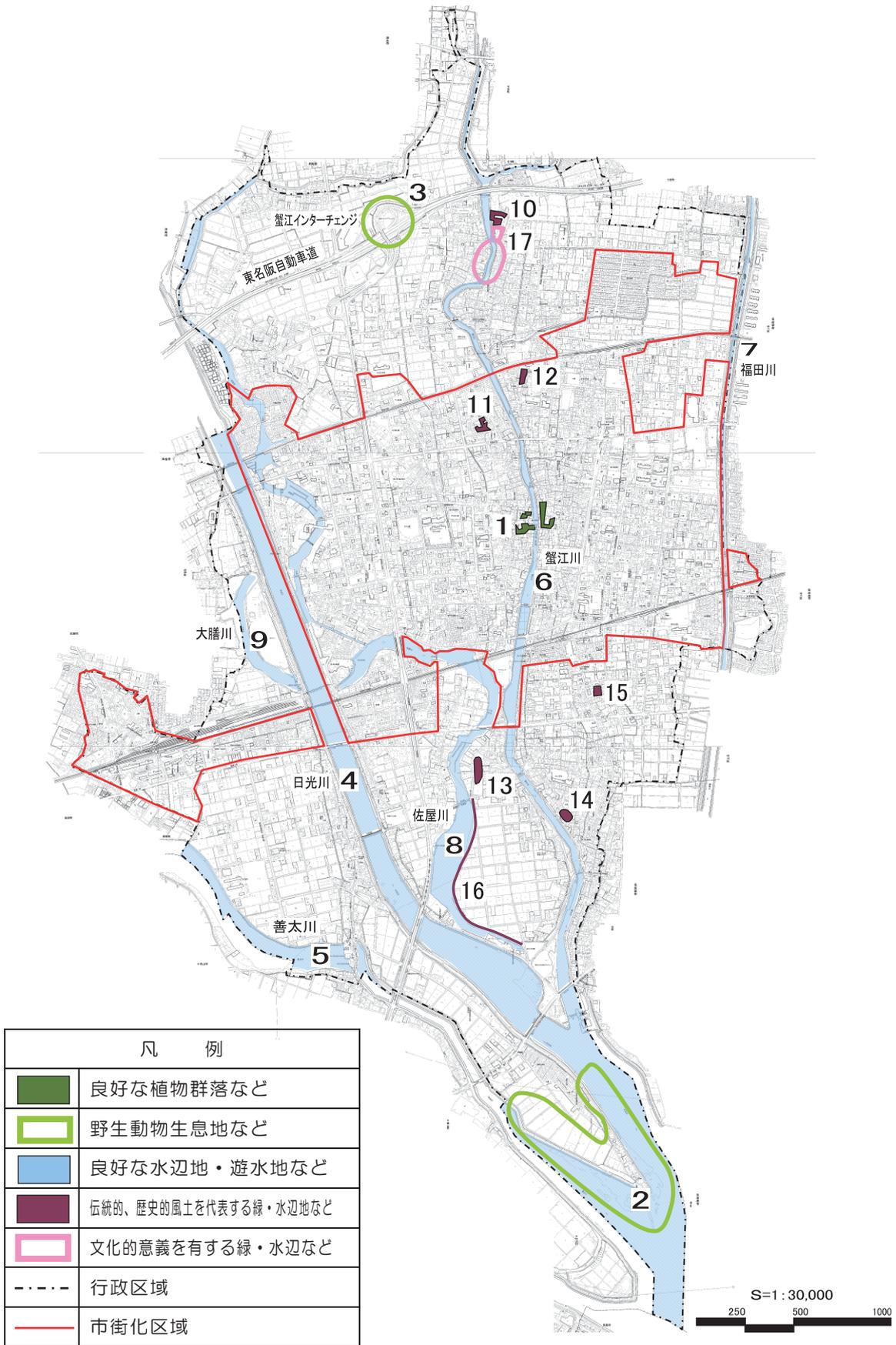
「文化的意義を有する緑」は、須成祭が行われる水辺があげられます。

■土地自然特性調書

番号	名称	規模 (ha)	概要
1	良好な植物群落	0.59	西光寺、神明社、盛泉寺、法心寺（桜、杉）
2	野生動物の生息地	5.39	カワウ、ヨシキリなどがみられます
3	〃	3.95	蟹江インターチェンジ内の緑地ではヨシゴイ、チュウサギなどがみられます
4	良好な水辺地・湧水地など	66.97	日光川（水郷のまちを感じさせます）
5	〃	26.21	善太川（ 〃 ）
6	〃	15.35	蟹江川（ 〃 ）
7	〃	2.69	福田川（ 〃 ）
8	〃	27.70	佐屋川（ 〃 ）
9	〃	3.67	大膳川（ 〃 ）
10	伝統的・歴史的風土を代表する緑・水辺など	0.54	富吉建速神社・八剣社、龍照院 （国の重要文化財）
11	〃	0.14	宝蓮寺（ひのきの老高木）
12	〃	0.13	三明神社（クスノキなどの老高木）
13	〃	0.26	鹿島神社、文学苑（松、句碑）
14	〃	0.09	舟入神明社（天然記念物：イチョウ）
15	〃	0.16	忠霊苑（緑に包まれた碑があります）
16	〃	0.47	佐屋川下流沿いの散歩道
17	文化的意義を有する緑・水辺など	0.58	蟹江川：天王橋～飾橋（須成祭）

※それぞれの位置は、1-26頁の「土地自然特性図」を参照

■土地自然特性図

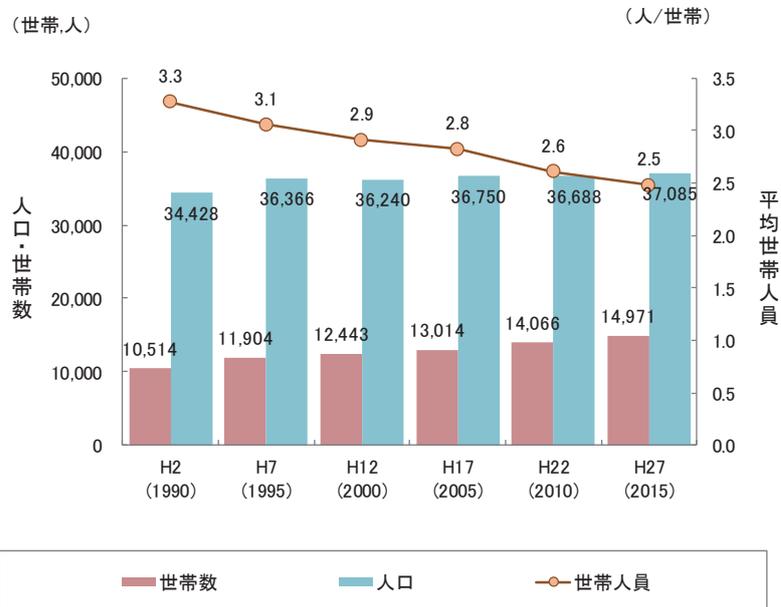


1-3 社会的条件調査

1. 人口・世帯数の推移

当町の人口・世帯数は、平成27年国勢調査で、37,085人／14,971世帯となっています。人口は、増減を繰り返しながら、長期的には緩やかに増加してきました。世帯数もそれに合わせて増加してきましたが、世帯人員は減少傾向を示しており、核家族化の進行や単身世帯・夫婦のみ世帯などが増加していることがうかがえます。

■人口・世帯数の推移



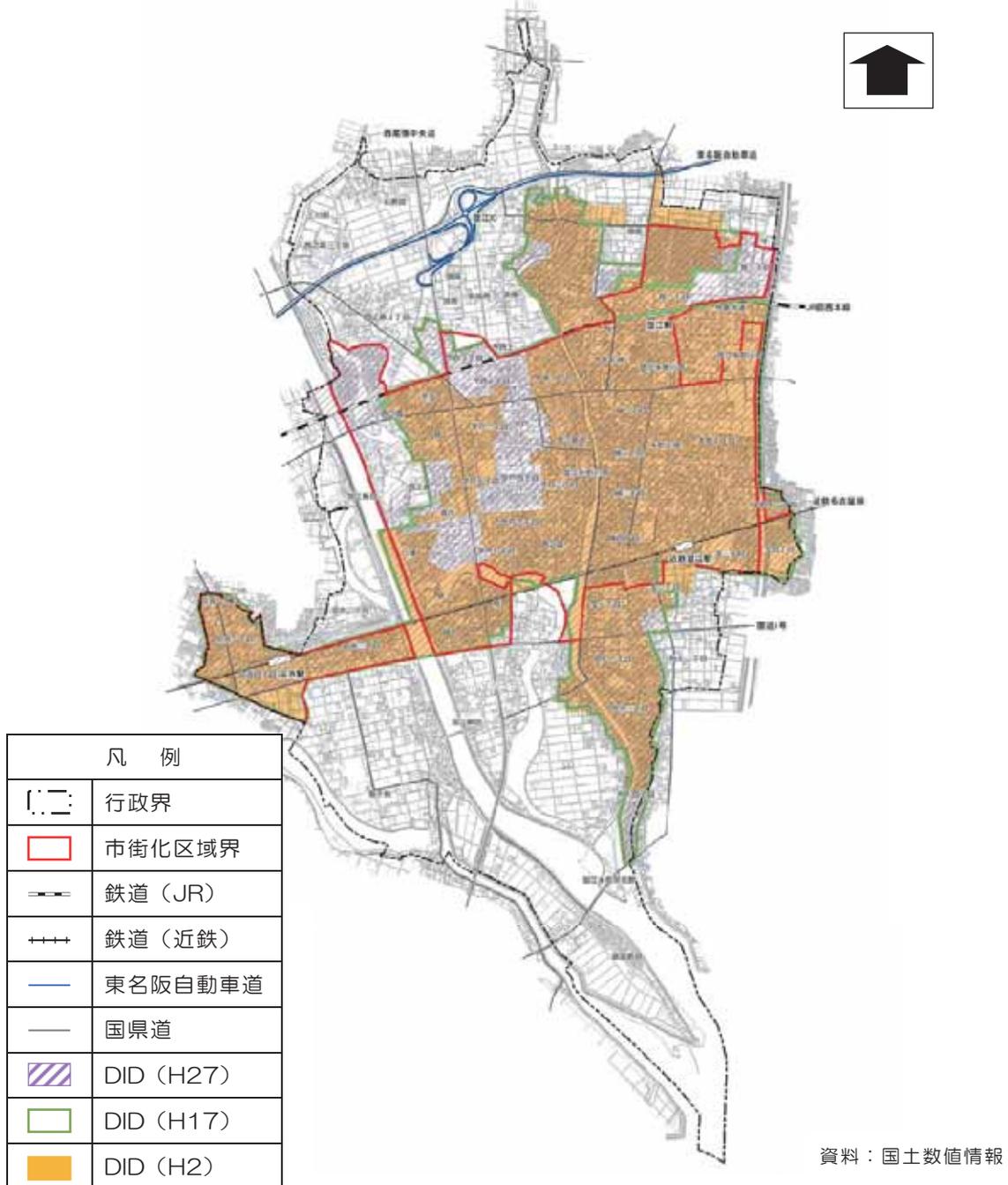
資料：国勢調査

2. 土地利用

(1) 市街化の変遷（人口集中地区（DID））

当町の市街化の変遷をみると、平成2年時点のDIDでは、東部や近鉄名古屋線の沿線に広がっていましたが、その後は北西の方向に拡大し、平成27年時点では、市街化区域の大部分がDIDとなっており、さらに蟹江川に沿って南北の市街化調整区域にも伸びています。

■市街化の変遷（DID）



資料：国土数値情報

(2) 用途地域

当町の用途地域は、JR蟹江駅の北側、JR関西本線と近鉄名古屋線の間、近鉄名古屋線と国道1号の間に指定されています。

当町は、第一種住居地域が広範囲に指定されており、市街化区域の63.1%を占めています。その他の住居系用途地域は、JR蟹江駅の北側や西尾張中央道の東側の市街地に中高層住居専用地域、国道1号や県道弥富名古屋線の沿道に第二種住居地域が指定されています。

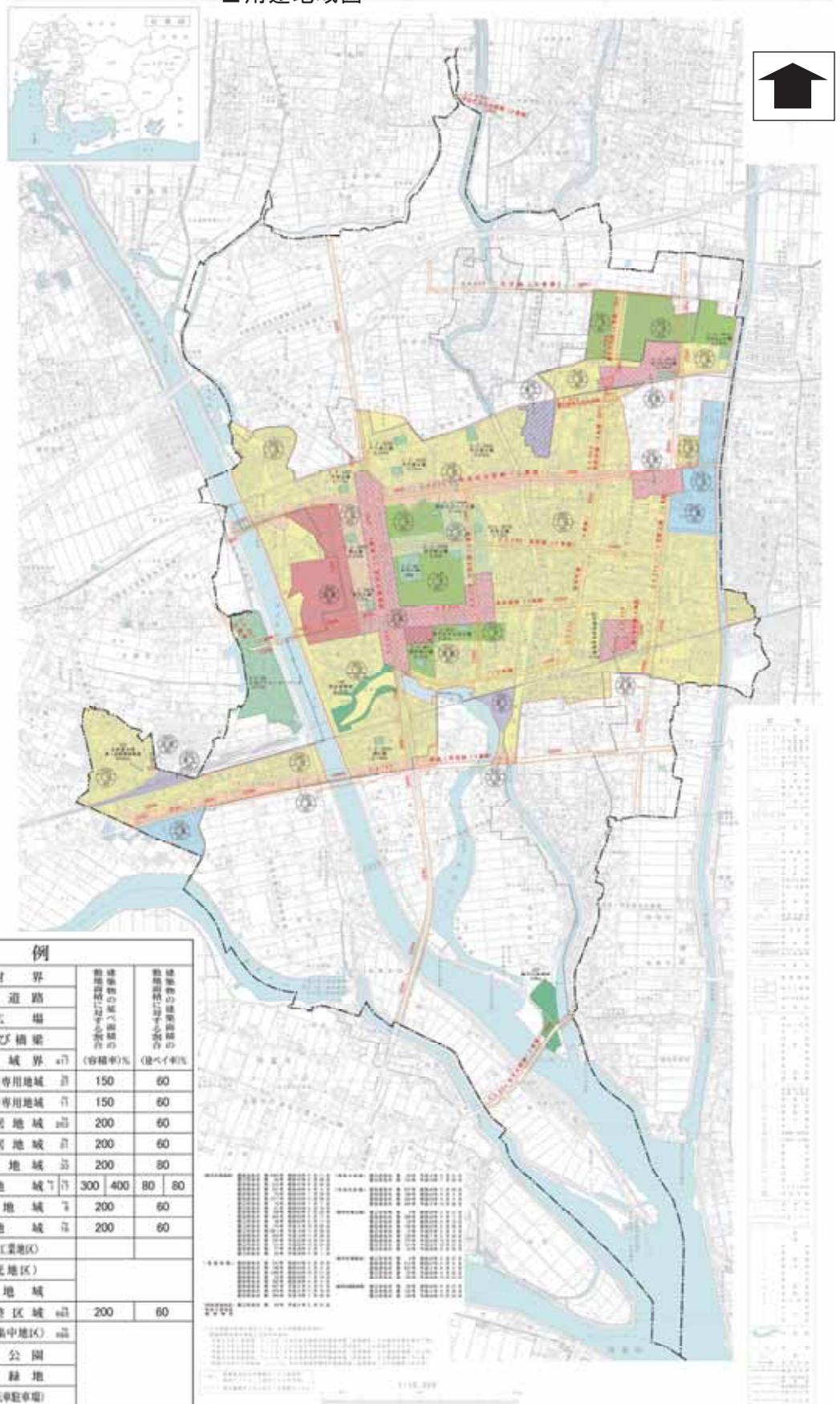
商業系用途地域は、尾張温泉周辺をはじめJR蟹江駅や近鉄蟹江駅の周辺、西尾張中央道沿道や役場周辺に指定されています。工業系用途地域は、福田川の西側や近鉄富吉駅の南側、JR蟹江駅の西側や、近鉄名古屋線と蟹江川の交差点付近が指定されています。

その他、特別用途地区の特別工業地区、観光地区が指定されています。

■用途地域

		面積 (ha)	構成比 (%)
用途 地域	第一種中高層住居専用地域	37.0	8.9
	第二種中高層住居専用地域	11.0	2.6
	第一種住居地域	263.0	63.1
	第二種住居地域	31.0	7.4
	近隣商業地域	33.0	7.9
	商業地域	18.0	4.3
	準工業地域	8.0	1.9
	工業地域	16.0	3.8
	合計	417.0	100.0
特別工業地区	4.2	-	
観光地区	1.4	-	
準防火地域	53.0	-	

■用途地域図



(3) 土地利用状況

当町の土地利用は、1-32頁の図「土地利用現況図」に示すようにおおむね町内を東西に通過するJR関西本線と国道1号の間に市街地が形成されており、その南北が田園地帯となっています。市街地内では、中央を南北に流れる蟹江川に沿って旧市街地が形成されており、その東西に市街化が進展しています。

市街化区域の土地利用現況図(1-32頁)をみると、住宅用地は、ほぼ全域に分布しています。商業用地は、JR蟹江駅の北側に大規模な集積がみられるほか、西部の西尾張中央道や佐屋川沿いに集積しています。工業用地は、福田川の西側やJR関西本線と県道境政成新田蟹江線の交差点付近、近鉄富吉駅南側の国道1号沿道などに大規模な集積がみられます。

農地(田畑)や低未利用地は各地に点在していますが、低未利用地は、土地区画整理事業が実施されている(平成26年に事業完了)JR蟹江駅の北側や近鉄蟹江駅の北側に多く分布しています。

■市街化区域内の土地利用別構成比(平成30年)



出典：平成30年都市計画基礎調査

住宅用地・商業用地・工業用地の立地する用途地域をみると、工業用地・商業用地の半数近くが住居系用途地域内に立地しています。当町の用途地域指定は住居系が大半を占めており、特に工業系用途地域は少ないため、住環境への影響が少ない工場が第一種・第二種住居地域などに住宅用地と混在することになっていると考えられます。

また、商業用地についても旧市街地の大半が住商混在を容認する第一種住居地域に指定されていることから、約50%の商業用地が住居系用途地域内に立地することとなっています。

■用途地域内土地利用構成比

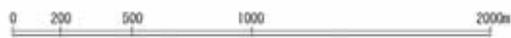


■土地利用別立地用途地域構成比



資料：平成30年都市計画基礎調査

■土地利用現況図



土地利用分類		摘要	表示方法
自然的土地利用	農地	田	水田
		畑	畑、果樹園、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス
	山林	樹林地	
	水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、壕、運河水面	
	その他の自然地	原野・牧場、荒地（注1）、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
都市的土地利用	住宅用地	住宅	
		共同住宅	
		店舗併用住宅	
		店舗併用共同住宅	
		作業所併用住宅	
	商業用地	業務施設	
		物販店	
		飲食店	
		宿泊施設	
	工業用地	娯楽、遊戯施設	
		運輸倉庫施設	
		工業施設	
	公益的施設用地	官公庁施設	
		教育施設、文化・宗教施設、医療・社会福祉施設	
その他の公益的施設用地	防衛施設用地		
	道路用地	道路、駅前広場	
交通施設用地	自動車ガレージ、立体駐車場、鉄道用地、空港、港灣		
公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓園		
その他の空地	改築工事中の土地、丁場		
低未利用地	平面駐車場、未利用地（注2）		
市街化区域界			
市街化想定区域界			

（注1）耕作放棄地（一時的に耕作されていない田畑）等、自然的状況の荒地
 （注2）建物跡地等、都市的状況の未利用地

資料：平成30年都市計画基礎調査

3. 公共公益施設

(1) 道路

当町の都市計画道路は、16路線、22.80kmが都市計画決定されています。

令和2年度時点の整備状況を見ると、都市計画道路全体の改良率は60.4%となっています。そのうち、整備済み(改良率が100%)の路線は、西尾張中央道、新本町線、津島七宝名古屋線、蟹江駅南北自由通路の4路線、未着手(改良率が0%)の路線は、天王線、蟹江駅前線、南駅前線の3路線です。

都市計画道路の位置(1-34頁の図「交通現況図」)を見ると、市街化区域内におおむね格子状に計画されていますが、面的整備が実施されていない東部の市街地や市街化調整区域に、未整備の路線が多くなっています。

■ 都市計画道路の整備状況 (令和2年度時点)

番号	路線名	計画 (km)	整備状況(km)		改良率
			改良済	未整備	
3.3.157	国道1号西線	2.78	1.58	1.20	56.8%
3.3.264	西尾張中央道	4.15	4.15	0.00	100.0%
3.4.283	七宝蟹江線	2.94	0.56	2.38	19.0%
3.5.293	津島七宝名古屋線	0.02	0.02	0.00	100.0%
3.4.304	日光大橋線	0.67	0.20	0.47	29.9%
3.4.312	弥富名古屋線	2.59	2.31	0.28	89.2%
3.4.314	今源才線	0.99	0.79	0.20	79.8%
3.4.328	城新線	1.42	0.54	0.88	38.0%
3.5.332	新本町線	1.82	1.82	0.00	100.0%
3.4.337	天王線	1.43	0.00	1.43	0.0%
3.3.355	温泉通線	2.18	1.43	0.75	65.6%
3.3.356	蟹江駅前線	0.17	0.00	0.17	0.0%
3.5.901	大膳線	0.74	0.18	0.56	24.3%
3.4.902	藤丸中央線	0.44	0.10	0.34	22.7%
3.3.903	南駅前線	0.38	0.00	0.38	0.0%
8.7.904	蟹江駅南北自由通路	0.08	0.08	0.00	100.0%
合計		22.80	13.76	9.04	60.4%

資料：蟹江町

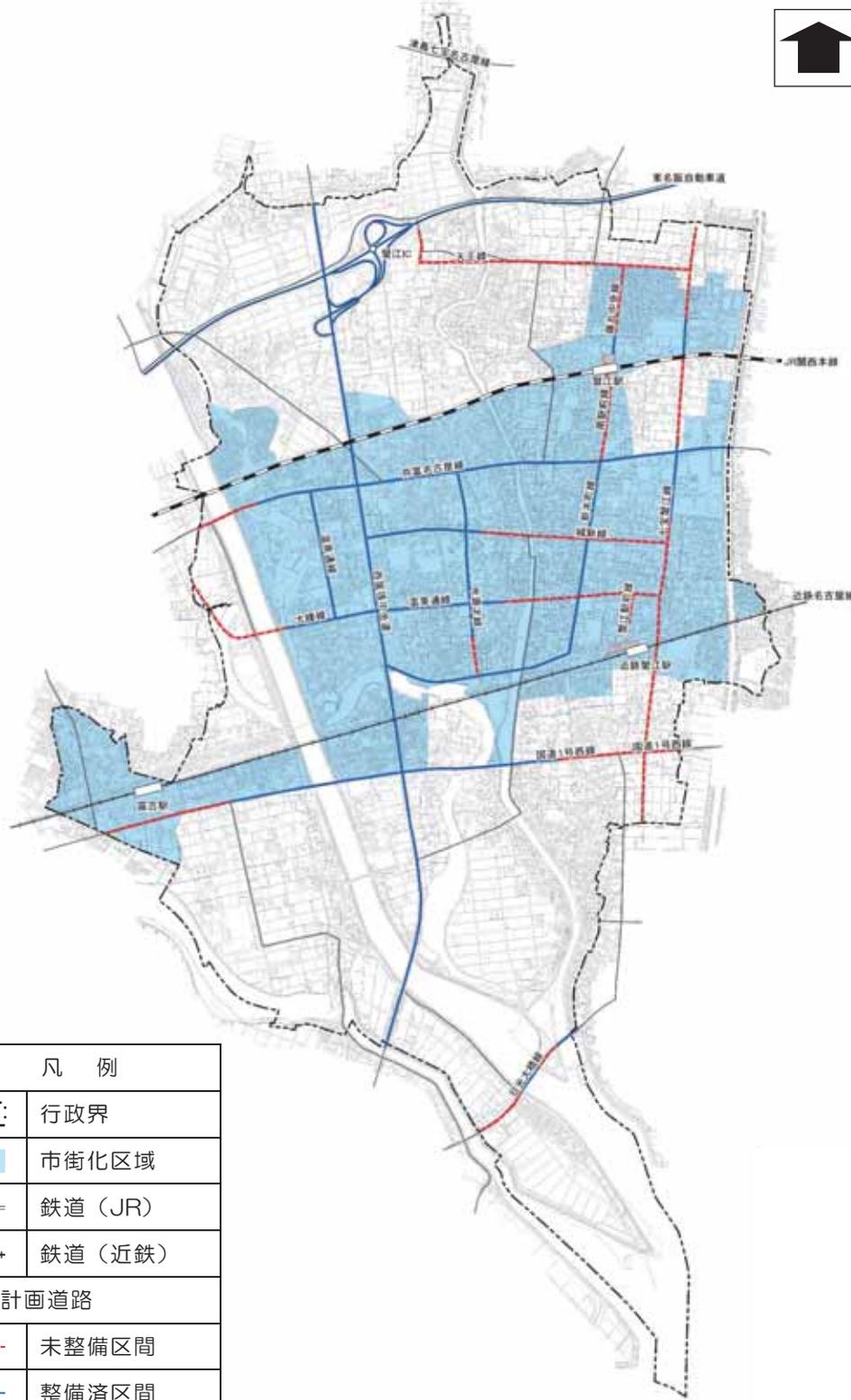
(2) 鉄道

当町には、市街地を南北方向から挟むようにJR関西本線と近鉄名古屋線が設置されており、それぞれJR蟹江駅、近鉄蟹江駅、近鉄富吉駅が設置されています。

(3) バス

民間の路線バスは、三重交通の路線バスがあります。また、お散歩バスは1-35頁の図「お散歩バスのルート図」に示すように、平日はオレンジとグリーンの2コースが運行されています。(日曜日は、別ルートがあります。)

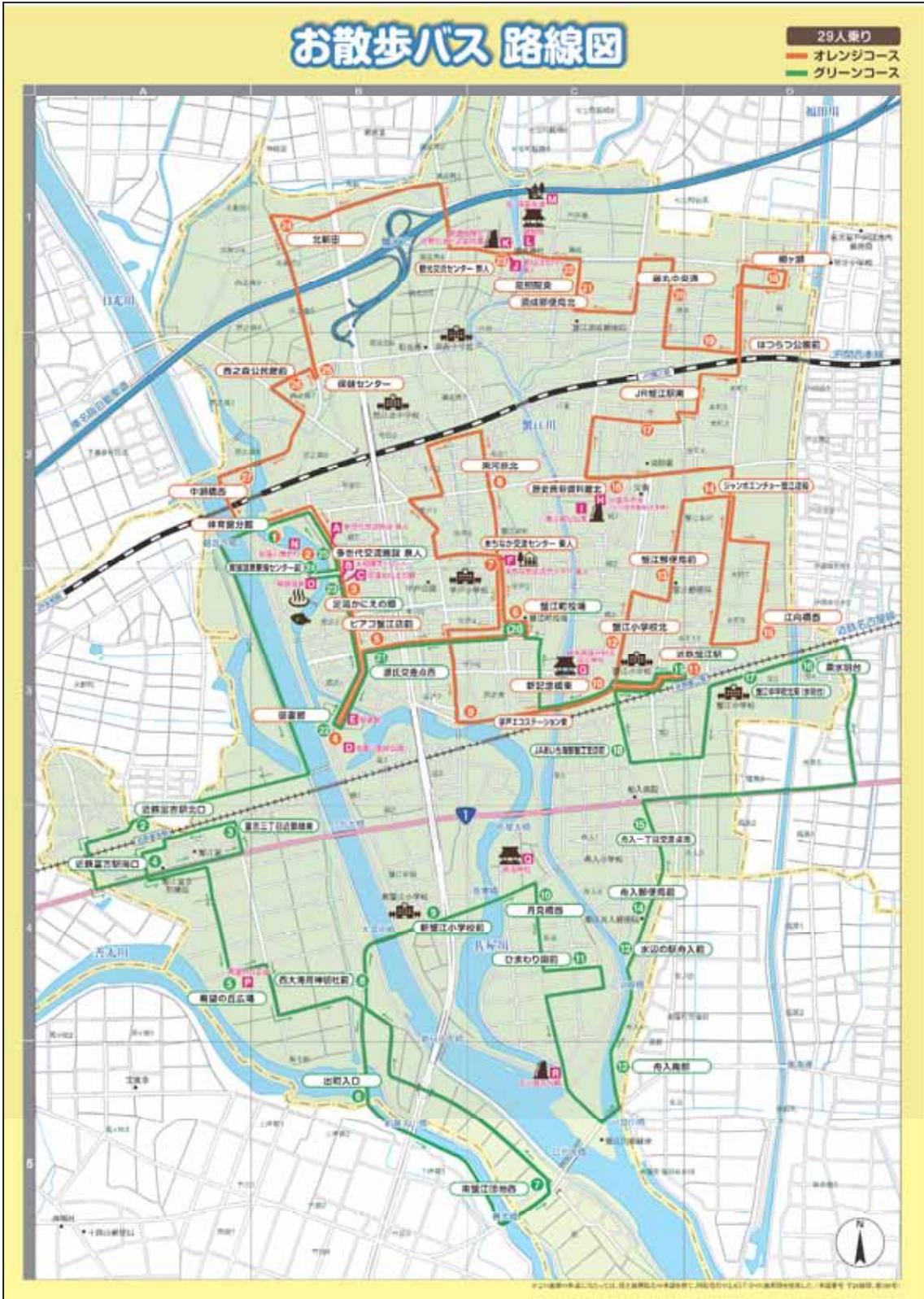
■交通現況図



凡 例	
	行政界
	市街化区域
	鉄道（JR）
	鉄道（近鉄）
都市計画道路	
	未整備区間
	整備済区間
	駅前広場

資料：蟹江町

■お散歩バスのルート図



資料：蟹江町

(4) 公共公益施設

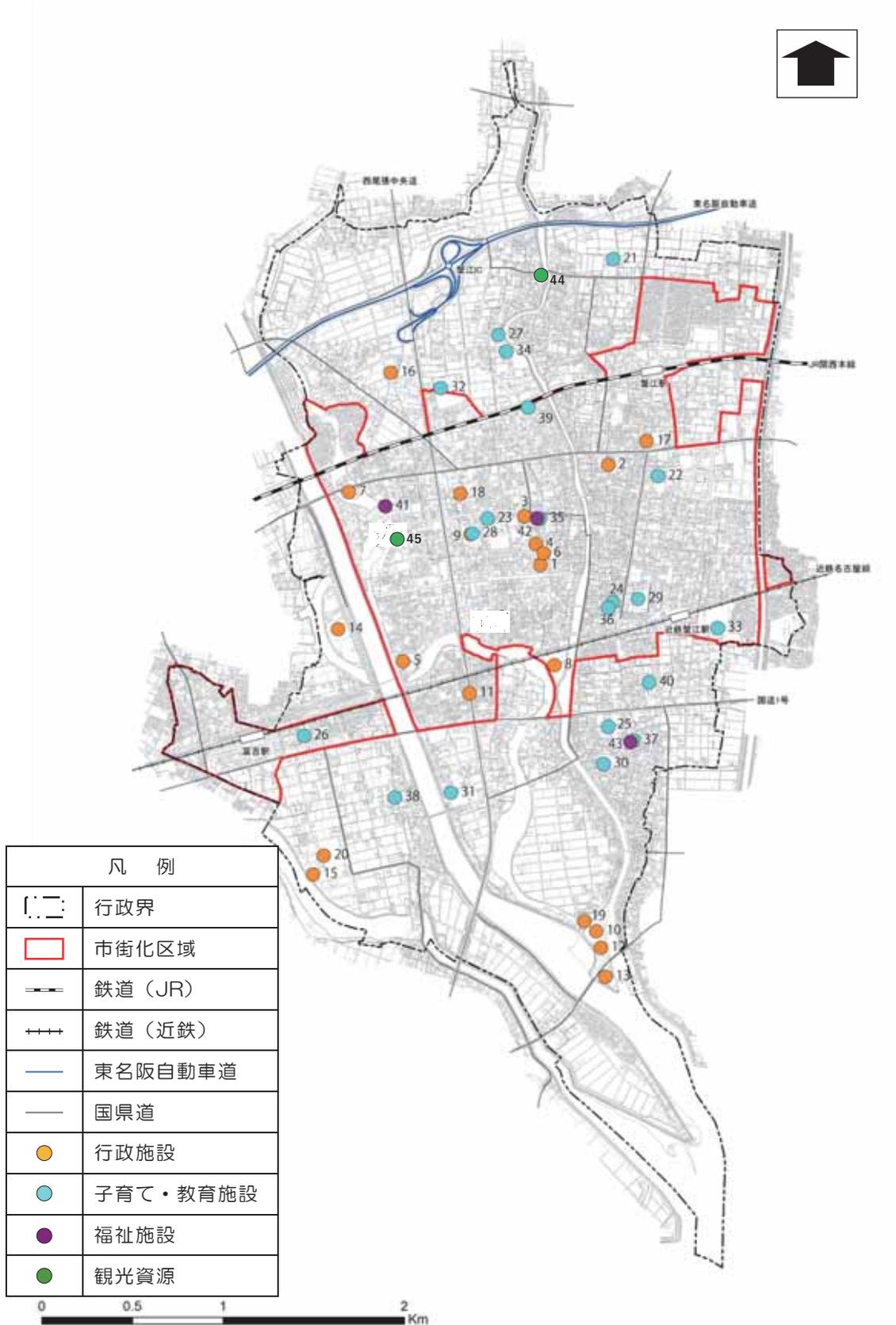
当町の公共公益施設は、行政施設、子育て・教育施設、福祉施設などが各地域に配置されています。(1-37頁の図「公共公益施設の位置図」参照)

■ 公共公益施設

種 別		名 称
行政施設	役 場	1.蟹江町役場
	文化施設	2.蟹江町産業文化会館(歴史民俗資料館・蟹江中央公民館分館) 3.まちなか交流センター(みちくさの駅楽人) 4.蟹江中央公民館 5.蟹江町図書館
	スポーツ施設	6.蟹江町体育館 7.蟹江町体育館分館 8.佐屋川グラウンド 9.学戸グラウンド 10.河川南グラウンド 11.中央ゲートボール場 12.河川テニスコート 13.河川南テニスコート 14.日光川ウォーターパーク 15.蟹江町希望の丘広場フットサルコート
	その他	16.蟹江町保健センター 17.蟹江町消防署 18.蟹江町水道事務所 19.蟹江町給食センター(Kanie E-Wave) 20.蟹江町希望の丘広場 ー 蟹江警察署
子育て・教育施設	保育所	21.須成保育所 22.蟹江保育所 23.蟹江西保育所 24.蟹江南保育所 25.舟入保育所 26.新蟹江北保育所
	小学校	27.須西小学校 28.学戸小学校 29.蟹江小学校 30.舟入小学校 31.新蟹江小学校
	中学校	32.蟹江北中学校 33.蟹江中学校
	児童館	34.須西児童館 35.学戸児童館(学戸ふれあいプラザ) 36.蟹江児童館 37.舟入児童館(舟入ふれあいプラザ) 38.新蟹江児童館
	その他	39.交通児童遊園 40.学校生活適応指導教室(あいりす)
福祉施設	41.多世代交流施設「泉人」 42.老人福祉センター学戸 43.老人福祉センター舟入	
観光資源	44.蟹江町観光交流センター「祭人」 45.足湯かにえの郷	

資料：蟹江町

■ 公共公益施設の位置図

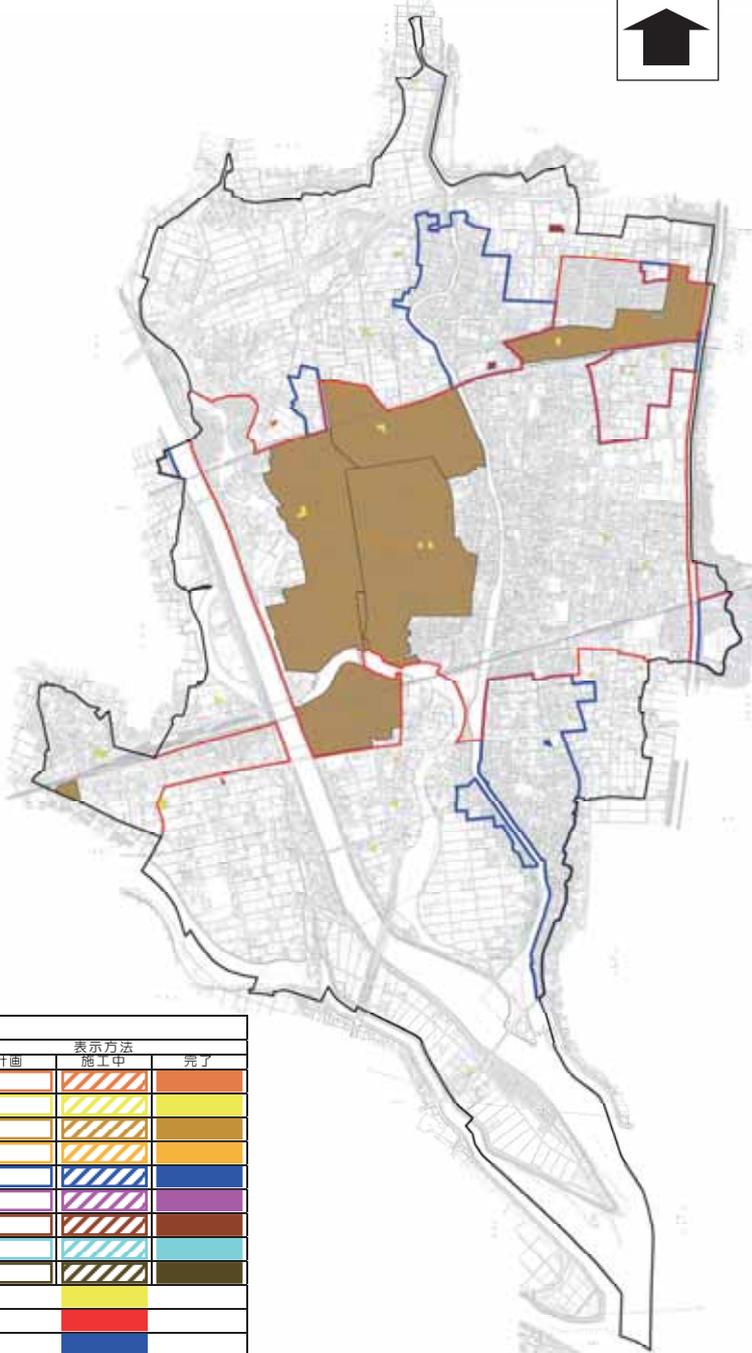


4. 市街地開発事業

当町の市街地整備状況をみると、JR蟹江駅の北側、蟹江川と日光川の間
の市街地、近鉄富吉駅の西側の一部で、土地区画整理事業による面的
整備が実施されています。

開発許可の分布をみると、南部の市街化区域外縁部に住宅開発が多い状
況です。

■宅地開発・開発許可状況図



項 目	種別 コード	表示方法		
		計画	施工中	完了
市街地再開発事業	A	[White box]	[Red diagonal lines]	[Red box]
住宅地区改良事業	B	[White box]	[Yellow diagonal lines]	[Yellow box]
土地区画整理事業	C	[White box]	[Blue diagonal lines]	[Blue box]
新住宅市街地開発事業	D	[White box]	[Orange diagonal lines]	[Orange box]
工業団地造成事業	E	[White box]	[Green diagonal lines]	[Green box]
流通業務団地造成事業	F	[White box]	[Purple diagonal lines]	[Purple box]
一団地の住宅施設建設事業	G	[White box]	[Brown diagonal lines]	[Brown box]
公有水面埋立て事業	H	[White box]	[Cyan diagonal lines]	[Cyan box]
上記以外の公的住宅地造成	I	[White box]	[Black diagonal lines]	[Black box]
・開発許可による 開発行為 10,000㎡以上 は黒ふちどりで 対象番号を記載	住宅用	[White box]	[Yellow box]	[Yellow box]
	商業用	[White box]	[Red box]	[Red box]
	工業用	[White box]	[Blue box]	[Blue box]
	観光レクリエーション	[White box]	[Green box]	[Green box]
	その他	[White box]	[Brown box]	[Brown box]
市街化区域界		[Red line]		
市街化想定区域界		[Blue line]		
都市計画区域界		[Black line]		

資料：令和元年都市計画基礎調査

5. 産業概要

(1) 産業分類別就業者数

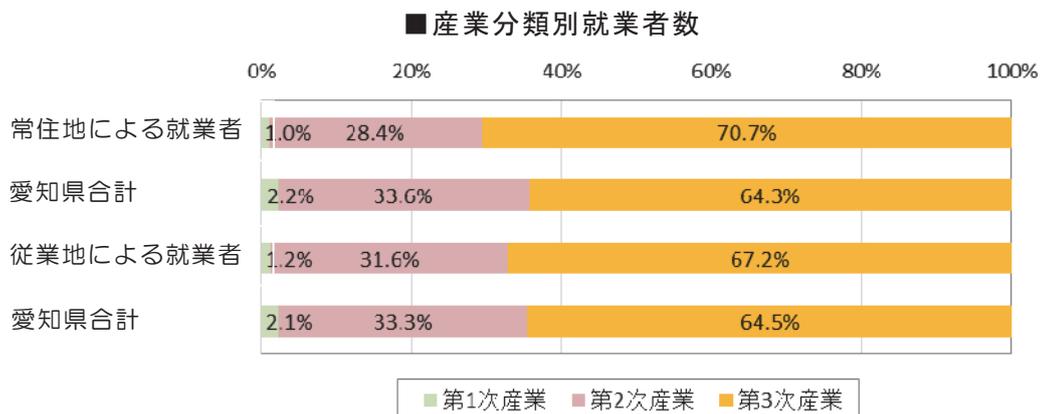
当町は、第3次産業の就業者割合が70.7%と多く、またベッドタウンとして就業者の流出が多い町といえます。

■ 産業分類別就業者数

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総 数
常住地による就業者	178	5,193	12,929	18,300
愛知県合計	75,997	1,174,385	2,249,542	3,499,924
従業地による就業者	155	3,946	8,389	12,490
愛知県合計	76,009	1,194,685	2,312,105	3,582,799

注：分類不能含まず

資料：平成27年国勢調査



※割合は四捨五入により合計値が100.0%とならない場合がある

(2) 産業の概況

① 農業（平成27年）

当町の農家数は434戸で、販売農家が214戸、自給的農家が220戸となっています。農業産出額は35千万円（県全体の約0.1%）となっています。

② 工業（平成27年）

当町の事業所数は92件、従業者数は2,504人、製造品出荷額は656億円（県全体の約0.1%）となっています。

③ 商業（平成28年）

当町の商店数は292件、従業者数は2,318人、商品販売額は668億円（県全体の0.2%）となっています。

6. 公害・災害発生状況

①騒音・振動など

過去10年間（平成22年～令和元年）の騒音・振動などの公害の苦情件数は以下のとおりです。

年	項目	水質	大気	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成22年		1	0	7	0	5	0	13
平成23年		0	0	4	0	2	0	6
平成24年		2	0	2	0	1	0	5
平成25年		0	0	1	0	1	0	2
平成26年		1	0	3	0	1	0	5
平成27年		2	0	5	1	0	0	8
平成28年		1	1	6	2	0	0	10
平成29年		1	1	2	2	3	0	9
平成30年		1	0	7	3	2	0	13
令和元年		0	0	5	0	2	1	8

②火災発生状況

火災発生状況は以下のとおりです。

年	項目	出火件数(件)			計
		建物	車両	その他	
平成22年		6	3	7	16
平成23年		7	1	3	11
平成24年		5	2	9	16
平成25年		12	1	5	18
平成26年		5	0	2	7
平成27年		4	1	2	7
平成28年		5	1	3	9
平成29年		2	1	4	7
平成30年		4	1	0	5
令和元年		8	0	1	9

③水害発生状況

水害発生の状況は以下のとおりです。

年	区分	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)
平成24年6月		0	6
平成24年10月		0	5
平成25年9月		0	9
平成27年8月		0	1
平成29年10月		0	3

7. 公有地

当町には、国・県・町の所有する一団となった用地はありません。（公共施設緑地、緑地などを除く。）

8. 歴史的環境調査

当町には、国指定の文化財が4件、県指定の文化財が2件、町指定の文化財が13件あります。

これらの文化財は、既成市街地中央部や当町北部の須成地区といった古くから集落を形成していたところに集中して存在しています。

■ 指定文化財の状況

	種別	名称	所在	
国	1	彫刻	木造十一面観音立像	龍照院
	2	建造物	富吉建速神社本殿 一間社流造、桧皮葺付棟札5枚	富吉建速神社 ・八剱社
	3	〃	八剱社本殿 三間社流見世棚造、桧皮葺付棟札6枚	
	4	無形民俗	須成祭の車楽船行事と神葎流し	須成文化財 保護委員会
県	1	絵画	絹本著色文殊菩薩画像	地藏寺
	2	〃	絹本著色千手観音画像	〃
町	1	工芸品	鑄鉄造釣灯籠	富吉建速神社 ・八剱社
	2	〃	石造狛犬	
	3	〃	神前鏡	
	4	彫刻	木造狛犬	
	5	歴史資料	棟札	
	6	有形民俗	須成祭山車人形	
	7	〃	彩色陶製狛犬	
	8	天然記念物	須成龍照院のイチヨウ	龍照院
	9	〃	舟入中部神明社のイチヨウ	舟入中部神明社
	10	彫刻	木造薬師如来立像	安楽寺
	11	〃	木造大日如来坐像	龍照院
	12	工芸品	鱧口	龍照院
	13	無形民俗	蟹江新町日吉神楽	

資料：蟹江町

■ 須成祭



■ 富吉建速神社本殿・八剱社本殿



■ 十一面観音像



1-4 緑地現況・緑化状況調査

1. 施設緑地

(1) 都市公園

当町の都市公園は、1-43頁の表「人口規模による都市公園の標準的な配置と現況整備量」に示すように街区公園14ヶ所、近隣公園1ヶ所、地区公園1ヶ所、都市緑地2ヶ所の計18ヶ所で、都市計画決定面積は20.58ha、うち現況面積は、市街化区域内が16ヶ所7.06ha、市街化調整区域内が2ヶ所7.41haとなっています。

■都市公園一覧

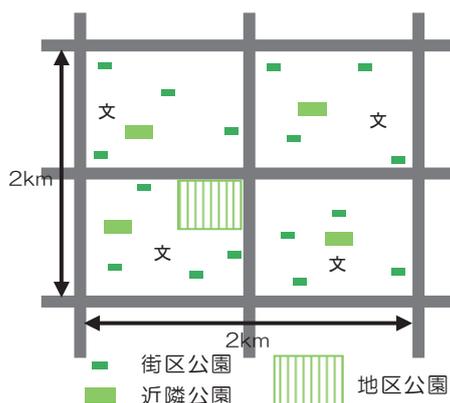
(令和2年10月時点)

種別	名称		都市計画決定面積 (ha)	現況面積 (ha)		備考
				市街化区域内	市街化調整区域内	
都市公園	街-1	平安公園	0.17	0.17		
	街-2	錦公園	0.25	0.25		
	街-3	源氏公園	0.20	0.20		
	街-4	緑公園	0.18	0.18		
	街-5	今八島公園	0.24	0.24		
	街-6	今才勝公園	0.24	0.24		
	街-7	今川西公園	0.32	0.32		
	街-8	新町ちびっこ公園	0.10	0.10		
	街-9	学戸東公園	0.20	0.20		
	街-10	学戸やすらぎ公園	0.20	0.20		
	街-11	源氏塚公園	0.20	0.20		
	街-12	日吉公園	0.12	0.12		
	街-13	はつらつ公園	0.28	0.28		
	街-14	なかよし公園	0.26	0.26		
	近-1	学戸公園	1.60	1.60		
	地-1	日光川ウォーターパーク	10.72		5.05	都市計画決定範囲の変更 (平成28年2月)
	都緑-1	源氏泉緑地	2.50	2.50		
	都緑-2	蟹江川南緑地	2.80		2.36	
都市公園 計			20.58	7.06	7.41	
				14.47		

当町の都市公園の整備必要量を現況の整備量と比較しました。

- ・街区公園は、町内に 14 ヶ所 2.96ha と整備目標を満たしています。しかしながら、市街化区域の街区公園整備には偏りがあり、スプロール的に開発が進んだ「蟹江川の東側市街地」や「富吉駅周辺の市街地」の人口密集度が高い地域で、都市公園の整備ができておらず、かろうじて小規模な地域公園で補っている状況です。
- ・近隣公園は、多目的広場、水景施設、休憩施設が整備された学戸公園が 1 ヶ所 1.60ha ありますが、必要量に対し-4.0ha と大きく不足しています。
- ・地区公園は、1 ヶ所 5.05ha(計画 10.72ha)が開設されており充足しています。
- ・都市基幹公園は標準対象人口を 10 万人とするものであり、当町の人口約 4 万人という都市規模からすると、標準的な都市基幹公園の配置の必要性は低いといえます。

■都市公園整備モデル



住区レベル (1 近隣住区)

標準面積：100ha (1km×1km)

標準人口：10,000 人

街区公園 4 ヶ所 標準面積 0.25ha 誘致距離 250m

近隣公園 1 ヶ所 標準面積 2.00ha 誘致距離 500m

地区レベル (4 近隣住区)

標準面積：400ha

標準人口：40,000 人

街区公園 16 ヶ所

近隣公園 4 ヶ所

地区公園 1 ヶ所 標準面積 4.00ha 誘致距離 1km

都市レベル

総合公園 標準面積 10~50ha

運動公園 標準面積 15~75ha

■人口規模による都市公園の標準的な配置と現況整備量 (平成 29 年度版公園緑地マニュアル参考)

公園種別	標準対象人口 (人)	対象人口 (人)	整備水準 (㎡/人)	整備規模 (ha)	標準規模 (ha)	標準ヶ所	数量 (箇所)		面積 (ha)		
							現況ヶ所	必要ヶ所	現況面積	整備必要面積	
		①	②	③ = ①×②	④	⑤ = ③/④	⑥	⑥-⑤	⑦	⑦-③	
住区基幹公園	街区公園	2,500	市街化区域 28,134	1	3.0	0.25	12.0	14	2.0 (充足)	3.0	0.0 (充足)
	近隣公園	10,000		2	5.6	2	2.8	1	-1.8 (不足)	1.6	-4.0 (不足)
	地区公園	40,000		1	3.0	4	0.8	1	0.2 (充足)	5.1	2.1 (充足)
都市基幹公園	総合公園	100,000	都市計画区域 35,946	1	3.6	10~50	-	-	-	0	-
	運動公園	100,000		1.5	5.4	15~75	-	-	-	0	-

(2) 都市公園以外

① 公共施設緑地

当町では、都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設である地域公園※などが29ヶ所、グラウンド1ヶ所、ゲートボール場1ヶ所、開放している教育施設7ヶ所などが41ヶ所17.28haあります。

② 民間施設緑地

民間施設緑地は、民間が所有するゴルフ場、社寺の境内地、フットサルクラブなどが26ヶ所8.83haあります。

※地域公園：当町では、都市公園ではなく、児童遊園のような公園を指す

■ 公共施設緑地一覧(1/2)

(令和2年10月時点)

種別	名称		都市計画決定面積 (ha)	現況面積 (ha)		備考
				市街化区域内	市街化調整区域内	
公共施設緑地	公-1	名探須成公園			0.03	
	公-2	名探柳瀬公園			0.01	
	公-3	藤丸第一公園		0.19		
	公-4	藤丸第二公園		0.09		
	公-5	藤丸第三公園		0.04		
	公-6	西之森本田公園			0.06	
	公-7	中瀬台公園		0.15		
	公-8	今川東公園		0.07		
	公-9	駅前公園		0.03		
	公-10	上之町北公園			0.04	
	公-11	中央児童公園		0.14		
	公-12	北之町公園		0.04		
	公-13	東水明台公園			0.13	
	公-14	本町分公園			0.09	
	公-15	西大海用公園			0.05	

■ 公共施設緑地一覧(2/2)

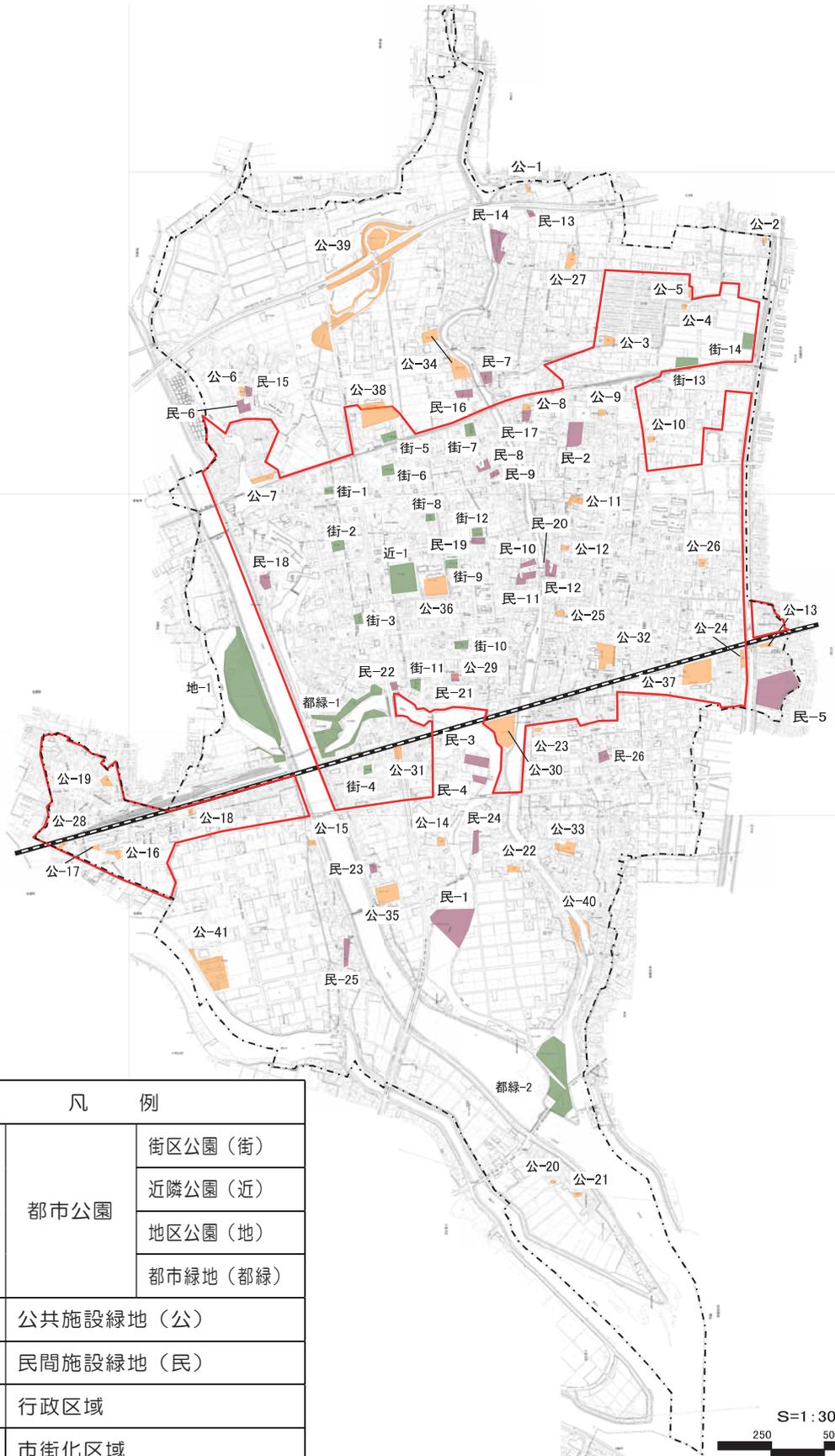
(令和2年10月時点)

種別	名称		都市計画決定 面積 (ha)	現況面積 (ha)		備考
				市街化区域内	市街化調整区域内	
	公-16	グリーンハイツ南公園		0.07		
	公-17	グリーンハイツ北公園		0.05		
	公-18	西大海用北公園		0.04		
	公-19	富吉公園		0.13		
	公-20	南蟹江団地公園			0.06	
	公-21	南蟹江団地(水道基地)公園			0.04	
	公-22	鹿島公園			0.09	
	公-23	駅前団地第二公園			0.04	
	公-24	水明台公園		0.10		
	公-25	新屋敷公園		0.05		
	公-26	焼野公園		0.09		
	公-27	須成公園			0.28	
	公-28	富吉西公園		0.04		
	公-29	蟹江団地公園		0.01		
	公-30	佐屋川グラウンド		0.97		
	公-31	中央ゲートボール場		0.44		
	公-32	蟹江小学校		0.70		
	公-33	舟入小学校			0.34	
	公-34	須西小学校			0.84	
	公-35	新蟹江小学校			0.75	
	公-36	学戸小学校		0.78		
	公-37	蟹江中学校		1.73		
	公-38	蟹江北中学校		1.20	0.16	
	公-39	蟹江インターチェンジ			3.95	
	公-40	蟹江川水辺スポット			0.94	河川地区
	公-41	蟹江町希望の丘広場		2.23		
	公共施設緑地計			9.38	7.90	
				17.28		
	都市公園等 合計		20.58	16.44	15.31	
				31.75		

■ 民間施設緑地一覧

種別	名称	都市計画決定 面積 (ha)	現況面積 (ha)		備考	
			市街化区域内	市街化調整区域内		
民間施設 緑地	民-1	佐屋川ゴルフセンター		2.17		
	民-2	さらしなゴルフクラブ		0.79		
	民-3	グリーンコート (ハターゴルフ)			0.23	
	民-4	カニパッティングスタジアム			0.16	
	民-5	名古屋WESTフットサルクラブ			2.10	
	民-6	蓮行寺			0.15	
	民-7	善敬寺			0.13	
	民-8	宝蓮寺		0.14		
	民-9	観音寺秋葉神社		0.07		
	民-10	法応寺		0.11		
	民-11	盛泉寺		0.26		
	民-12	西光寺、安楽寺		0.08		
	民-13	神明社 (須成)			0.07	
	民-14	富吉建速神社・ 八剱社 龍照院			0.54	
	民-15	西之森神社			0.07	
	民-16	八幡神社			0.26	
	民-17	三明神社		0.13		
	民-18	風之宮社		0.29		
	民-19	日吉神社		0.14		
	民-20	神明社 (両五)		0.14		
	民-21	神明社 (礎場)		0.05		
	民-22	八幡社		0.06		
	民-23	神明社 (道西)			0.09	
	民-24	鹿島神社			0.26	
	民-25	神明社 (宮ノ割)			0.18	
	民-26	忠霊苑			0.16	
民間施設緑地 計			2.26	6.57		
			8.83			

■施設緑地現況図



凡 例	
	都市公園
	街区公園（街）
	近隣公園（近）
	地区公園（地）
	公共施設緑地（公）
	民間施設緑地（民）
	行政区画
	市街化区域

S=1:30,000
250 500 1000

2. 地域制緑地

当町で、都市計画法、自然公園法、森林法などの緑地の整備・保全に関する法制度に基づいて定められた区域は、農業振興地域農用地区域と河川区域があります。（1-49頁の図「地域制緑地現況図」参照）

農業振興地域は、市街化調整区域の内の631.0haが指定されており、このうち110.94haが主に水田として利用されている優良な農地で農用地区域となっています。

また、河川区域（二級河川以上）は、当町を流れる日光川・善太川・蟹江川・福田川が指定されています。

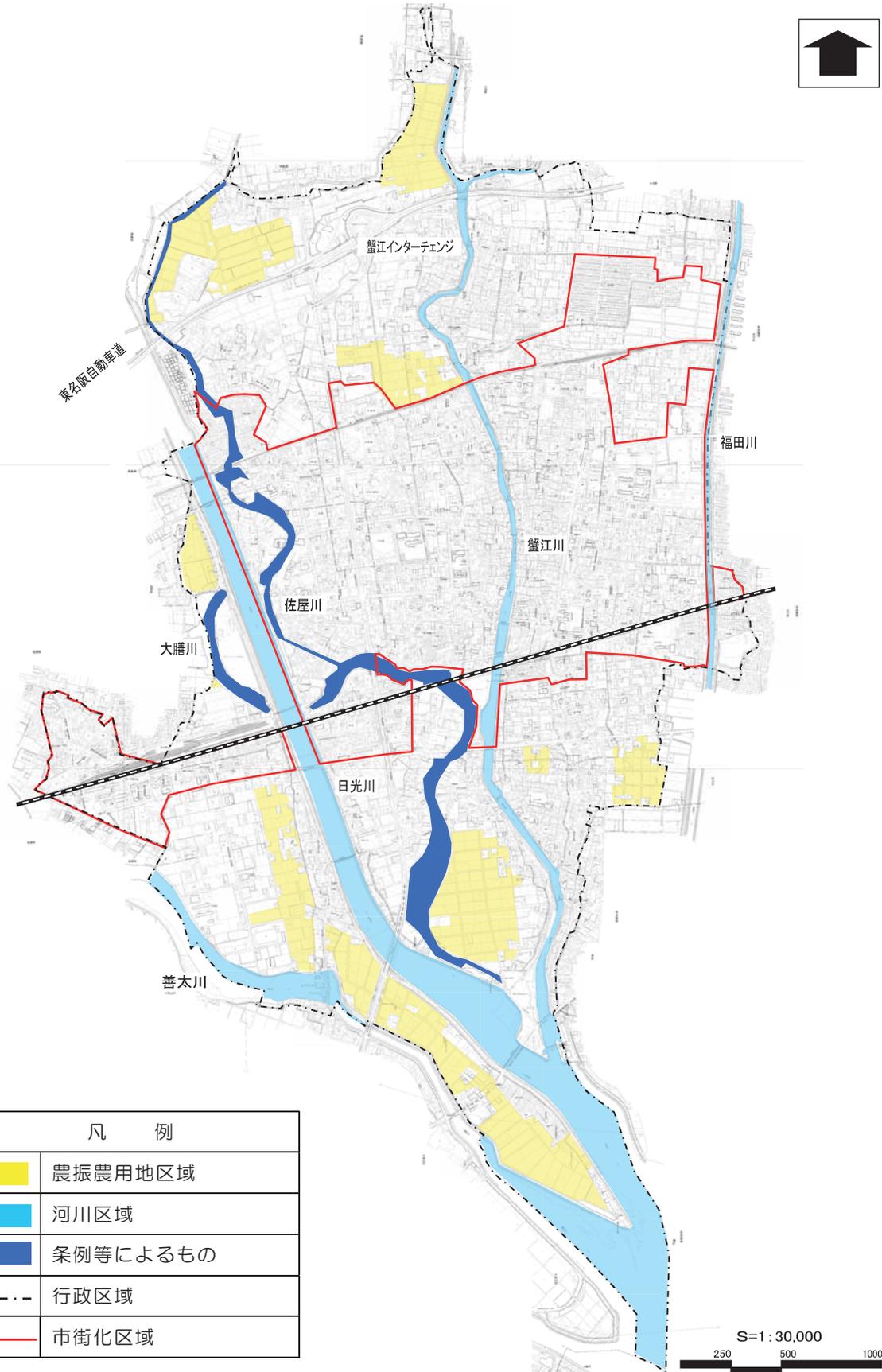
さらに、条例等によるものとして、河川法の適用を受けない普通河川（佐屋川・大膳川）をとりあげます。

当町には、生産緑地はありません。

■ 地域制緑地

種別	名 称		現況面積 (ha)		備 考
			市街化区域内	市街化調整区域内	
地域制緑地	農業振興地域	農用地区域		110.94	
	小計（農用地区域）		110.94		
	河川区域	日光川		66.97	
		善太川		26.21	
		蟹江川	5.54	9.81	
		福田川		2.69	
	小計（河川区域）		5.54	105.68	
			111.22		
	条例等によるもの	佐屋川	9.68	18.02	
		大膳川		3.67	
	小計（条例等によるもの）		9.68	21.69	
		31.37			
合 計		15.22	238.31		
		253.53			

■ 地域制緑地現況図



凡 例	
	農振農用地区域
	河川区域
	条例等によるもの
	行政区域
	市街化区域

S=1:30,000



3. 緑地現況量

当町の「緑地現況量」をまとめると以下のようになります。

■ 緑地現況量

(単位：ha)

区 分				市街化 区域 (1)	市街化調 整区域 (2)	都市計画 区域 (1)+(2)=(3)	備 考
施設緑地	都市公園等	住区 基幹 公園	街区公園	2.96	0.00	2.96	緑地現況量総計に 対する割合 ： 1.0%
			近隣公園	1.60	0.00	1.60	//： 0.6%
			地区公園	0.00	5.05	5.05	//： 1.7%
		都市緑地		2.50	2.36	4.86	//： 1.7%
		緑道		—	—	—	—
		都市公園 計		7.06	7.41	14.47	//： 5.0%
		公共施設緑地		9.38	7.90	17.28	//： 6.0%
	都市公園等 計		16.44	15.31	31.75	//： 11.0%	
	民間施設緑地		2.26	6.57	8.83	//： 3.1%	
	施設緑地 計				18.70	21.88	40.58
地域制緑地	法に よる もの	農業振興地域 農用地区域		110.94	110.94	//： 38.3%	
		河川区域	5.54	105.68	111.22	//： 38.4%	
		天然記念物等	—	—	—	—	
	条例等によるもの		9.68	21.69	31.37	//： 10.8%	
地域制緑地 計				15.22	238.31	253.53	//： 87.6%
施設緑地・地域制緑地の重複				0	4.61	4.61	//： 1.6% ・日光川ウォーターパーク、蟹江川水辺スポット、佐屋川ゴルフセンターと河川区域の重複
緑地現況量総計				33.92	255.58	289.50	//： 100.0%

■ 緑地現況図



凡 例	
	都市公園(街区、近隣、地区、都市緑地)
	公共施設緑地
	民間施設緑地
	農振農用地区域
	河川区域
	条例等によるもの
	行政区域
	市街化区域

4. 緑化状況

(1) 公共公益施設の緑化状況

① 道路

道路は、1-54頁の図「道路の緑化状況」に示すように現況の国道、県道、町道（整備済みの都市計画道路含む）全線を対象に緑化状況を調査しました。現況道路総延長14.2kmの内、緑化延長は6.9kmで緑化延長率は48.5%と低い値となっており、緑化が期待できる都市計画道路の早期整備が必要です。

緑化されている道路は、1-53頁の表「道路の緑化状況」に示す9路線となっています。

- ・ 東名阪自動車道の緑化は、蟹江インターチェンジ内のみです。
- ・ 西尾張中央道は、おおむね緑化が完了していますが、市街地部以外は中央分離帯のみで、歩道は緑化されていません。
- ・ 県道弥富名古屋線は、整備済み区間のうち西尾張中央道以西で未緑化です。
- ・ 源氏線は、緑化済みです。
- ・ 新本町線の幅員12m区間は、未緑化です。
- ・ 今源才線は、役場西で整備中です。
- ・ 国道1号は、一部緑化が進められています。

■ (都) 城新線



■ (都) 温泉通線（尾張温泉付近）



■ (都) 温泉通線（役場前）

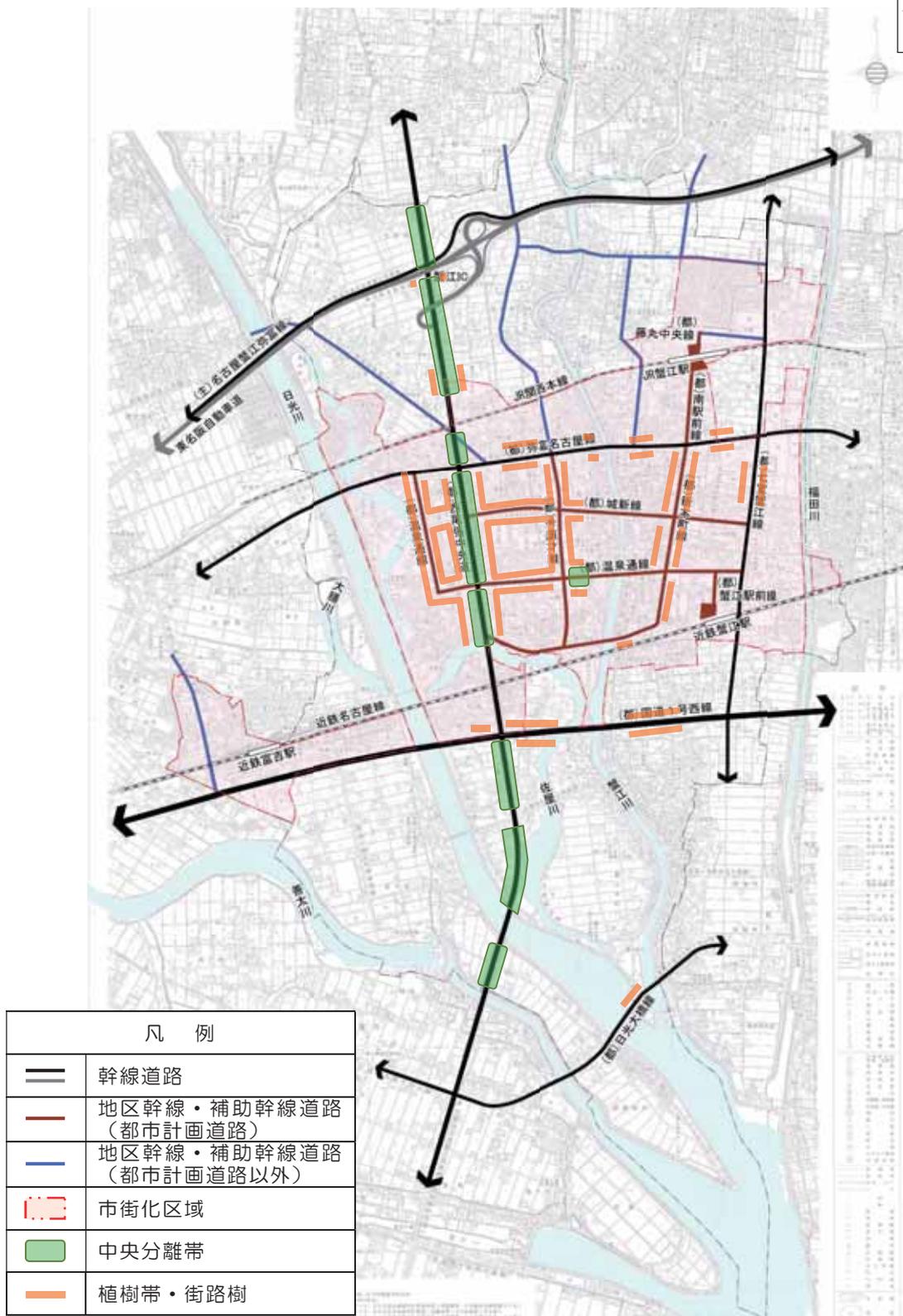


■ 道路の緑化状況

区分	名称	道路総延長 (m)	緑化延長 (m)	緑化延長率 (%)	備考	
国 道	東名阪自動車道	2,250	0	0	蟹江(カニヅ)内のみ	
	国道1号	2,780 (700)	700	25.2 (100.0)		
	計	5,030 (2,950)	700	13.9 (23.7)		
都 市 計 画 道 路	県 道	西尾張中央道	4,150 (4,150)	1,900	45.8 (45.8)	
		弥富名古屋線	2,590 (2,040)	600	23.2 (29.4)	
		小計	6,740 (6,190)	2,500	37.1 (40.4)	
	町 道	温泉通線	2,180 (1,440)	1,440	66.1 (100.0)	
		新本町線	1,820 (1,840)	650	35.7 (35.3)	
		今源才線	990 (790)	630	63.6 (79.7)	
		城新線	1,420 (540)	540	38.0 (100.0)	
		七宝蟹江線	2,940 (210)	210	7.1 (100.0)	
		小計	9,350 (4,820)	3,470	37.1 (72.1)	
		計	16,090 (11,005)	5,970	37.1 (54.2)	
	一 般 町 道	源氏線	200 (200)	200	100 (100.0)	
		小計	200 (200)	200	100 (100.0)	
	合計		21,320 (14,160)	6,870	32.2 (48.5)	

注：() は整備済延長と整備済区間の緑化率、ただし、東名阪自動車道を除く

■ 道路の緑化状況



②公共公益施設の緑化状況

当町の公共公益施設の緑化状況は次表のとおりで、特に緑化された施設は、学戸小学校があげられます。

その他の施設の多くは、外周植栽や並木状の緑化程度であり、地域の緑の拠点には成り得ていない状況です。

■公共公益施設の緑化状況(1/2)

区分	名称	敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑化率 (%)	備考
官公庁施設	蟹江町役場	7,860	1,000	12.7	
	消防署	3,310	470	14.2	
	水道事務所	8,210	1,250	15.2	
	蟹江町図書館	6,300	670	10.6	
小計		25,680	3,390	13.2	
小学校・中学校	蟹江小学校	15,980	1,460	9.1	
	舟入小学校	8,270	1,080	13.1	
	須西小学校	17,240	2,570	14.9	
	新蟹江小学校	15,440	1,570	10.2	
	学戸小学校	19,730	5,080	25.7	
	蟹江中学校	40,580	3,970	9.8	
	蟹江北中学校	27,720	3,570	12.9	
小計		144,960	19,300	13.3	
福祉施設	舟入ふれあいプラザ	1,130	50	4.4	
	学戸ふれあいプラザ	1,500	30	2.0	
小計		2,630	80	3.0	
児童館	蟹江児童館	2,160	90	4.2	
	新蟹江児童館	1,960	170	8.7	
	須西児童館	740	90	12.2	
小計		4,860	350	7.2	
スポーツ施設	体育館・蟹江中央公民館	7,030	780	11.1	
	体育館分館	3,930	490	12.5	
小計		10,960	1,270	11.6	
その他	保健センター	3,580	280	7.8	
	給食センター	5,640	840	14.9	
	多世代交流施設「泉人」	2,920	30	1.0	
小計		12,140	1,150	9.5	
合計		201,230	25,540	12.7	

※小計、合計欄の緑化率は各項目の合計値による平均緑化率

■ 公共公益施設の緑化状況-(2/2)

区分	名称	敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑化率 (%)	備考
街区公園	平安公園	1,700	1,110	65.3	
	錦公園	2,500	2,220	88.8	
	源氏公園	2,000	1,850	92.5	
	緑公園	1,800	1,740	96.7	
	今八島公園	2,400	1,140	47.5	
	今才勝公園	2,410	2,100	87.1	
	今川西公園	3,210	2,060	64.2	
	新町ちびっこ公園	1,000	380	38.0	
	学戸東公園	2,000	1,150	57.5	
	学戸やすらぎ公園	2,000	1,540	77.0	
	源氏塚公園	2,000	1,070	53.5	
	日吉公園	1,200	550	45.8	
	はつらつ公園	2,800	540	19.3	
	なかよし公園	2,600	300	11.5	
小 計		29,620	17,750	60.0	
近隣公園	学戸公園	16,010	5,070	31.7	
小 計		16,010	5,070	31.7	
地区公園	日光川ウォーターパーク	50,470	12,490	24.7	
小 計		50,470	12,490	24.7	
都市緑地	源氏泉緑地	24,890	18,760	75.4	
	蟹江川南緑地	23,550	9,620	40.8	
	小 計	48,440	28,380	58.6	
合 計		144,540	63,690	44.1	

※航空写真で各施設敷地内の植栽地として判断される部分を計量
(芝生地なども植栽地を含む)

※小計、合計欄の緑化率は各項目の合計値による平均緑化率

(2) 民有地の緑化状況

当町の民有地の植栽は、主に社寺林や屋敷林であり、社寺林は市街地や各集落内に点在し、屋敷林は市街化調整区域内の集落にみられます。

また、藤丸団地内には、良好な緑化状況が部分的にみられます。

(3) 緑化に関する条例など

当町では、緑化に関する条例などは制定されていません。

■ 高木が生い茂る社寺林（龍照院）



■ 団地内の緑化



1-5 その他調査

1. 都市公園等の管理・運営状況調査

(1) 都市公園等の管理状況

当町の都市公園等（都市公園・都市緑地・地域公園）の管理状況は、以下のとおりとなっています。

① 都市公園・都市緑地

管理主体：蟹江町

箇所数：18ヶ所

管理項目：遊具保守点検、施設修繕、草刈り、樹木剪定、トイレ清掃、巡回管理、ゴミ収集

② 地域公園

管理主体：町内会

箇所数：29ヶ所

管理項目：草刈り

※遊具保守点検、施設修繕、樹木剪定などの作業は町主体で実施
※中央児童公園は町主体で管理

地域公園に関して、町内会が業務委託する草刈りの費用の一部を町が助成する仕組みとなっています。

(2) 都市公園の運営状況

当町の都市公園である「今川西公園」は、交通児童遊園として運営されており（令和元年度現在）、雨天時を除く土曜日・日曜日・祝日の午前10時から午後4時まで、利用者に対して自転車や三輪車の貸出などを実施しています。

また、生涯学習課が、「日光川ウォーターパーク」、「学戸公園」、「蟹江川南緑地」内にあるグラウンドなどの運動施設の利用申請や施設利用料の徴収など、利用に関わる管理・運営を担当しています。

2. レクリエーション施設調査

当町の観光資源は、「東海の潮来」と称される水郷景観と、尾張温泉、神社仏閣、佐屋川下流沿いの散歩道や善太川・佐屋川・大膳川の魚釣などがあります。

また、佐屋川沿いにはゴルフ練習場が、河口には野球場やテニスコートなどが整備されています。

町の中核には、水景と多目的広場を備えた学戸公園や源氏泉緑地が快適なスポーツ活動や憩いの拠点となっています。

文化施設は、蟹江中央公民館のほか、歴史民俗資料館や図書館などが点在しています。

蟹江川沿いには、数々の社寺が点在し、国の重要文化財が観光資源となっています。

■レクリエーション施設調書

番号	施設名	設置主体	施設規模	年間利用者数	備考
1	学戸グラウンド	公 共		6,506	有料
2	河川南グラウンド	〃		2,677	〃
3	河川テニスコート	〃	2面	2,384	〃
4	河川南テニスコート	〃	2面		〃
5	中央ゲートポール場	〃		834	無料
6	蟹江町体育館	〃		22,531	有料
7	体育館分館	〃		13,336	〃
8	蟹江中央公民館	〃		40,339	〃
9	蟹江町図書館	〃		128,586	無料
10	蟹江町歴史民俗資料館	〃		16,413	〃
11	文学苑	〃		—	〃
12	佐屋川グラウンド	〃	2面	24,150	有料
13	日光川ウォーターパーク野球場	〃	1面	4,894	〃
14	日光川ウォーターパークソフトポール場	〃	2面	13,268	〃
15	蟹江町希望の丘広場	〃		13,254	一部有料
16	まちなか交流センター「みちくさの駅 楽人」	〃		6,996	一部有料
17	佐屋川ゴルフセンター	民 間		—	有料
18	さらしなゴルフクラブ	〃		—	〃
19	カニエバッティングスタジアム	〃		—	〃
20	カニエボウル	〃		—	〃
21	グリーンポケット(パターゴルフ)	〃	2面	—	〃
22	尾張温泉	〃		—	〃
23	佐屋川養魚場	〃		—	〃
24	名古屋WESTフットサルクラブ	〃		—	〃
25	スポーツフィールド蟹江	〃		—	〃

資料：蟹江町(令和元年度)

■レクリエーション施設分布図



凡 例	
	レクリエーション施設
	行政区域
	市街化区域



■ 観光資源



No	種別	名称
1	文化施設	歴史民俗資料館
2	文化施設	まちなか交流センター(みちくさの駅楽人)
3	文化施設	蟹江町図書館
4	社寺・文化財	佐野七五三之助墓所
5	社寺・文化財	龍照院
6	社寺・文化財	富吉建運神社・八筋社
7	社寺・文化財	須成祭
8	社寺・文化財	神田鐘藏家系碑
9	社寺・文化財	善敬寺
10	社寺・文化財	八幡神社
11	社寺・文化財	松秀寺
12	社寺・文化財	蓮行寺
13	社寺・文化財	三明神社
14	社寺・文化財	寶蓮寺
15	社寺・文化財	観音寺
16	社寺・文化財	地藏寺
17	社寺・文化財	蟹江城址
18	社寺・文化財	日吉神社
19	社寺・文化財	蟹江新町日吉神楽
20	社寺・文化財	法応寺
21	社寺・文化財	西光寺
22	社寺・文化財	蟹江神明社
23	社寺・文化財	盛泉寺
24	社寺・文化財	安楽寺
25	社寺・文化財	尾張稲荷大社
26	社寺・文化財	銭洗尾張弁財天富吉神社
27	社寺・文化財	八幡社
28	社寺・文化財	小酒井不木生誕地碑
29	社寺・文化財	観音聖人腰掛石
30	社寺・文化財	鹿島神社文学苑
31	社寺・文化財	鹿島神社
32	社寺・文化財	舟入神社
33	社寺・文化財	吉川英治句碑
34	観光資源	フラワーガーデン戸谷
35	観光資源	山田酒蔵
36	観光資源	佐屋川温泉前養魚場
37	観光資源	大相撲ストリート
38	観光資源	甘強酒蔵
39	観光資源	サンサンブリッジ
40	観光資源	夜寒橋
41	観光資源	佐屋川下流沿いの散歩道
42	観光資源	蟹江川水辺スポット
43	観光資源	みつぼ園芸
44	観光資源	蟹江川排水機場
45	観光資源	蟹江町観光交流センター「祭人」
46	温泉	尾張温泉
47	温泉	足湯かにえの郷
48	公園	源氏塚公園
49	公園	日光川ウォーターパーク
50	公園	佐屋川創郷公園

凡 例	
	行政界
	市街化区域
	地域区分
	鉄道 (JR)
	鉄道 (近鉄)
	東名阪自動車道
	国県道
観光資源	
	文化施設
	社寺・文化財
	観光資源
	温泉
	公園

3. 景観調査

(1) 景観特性

町全体の景観を構成する主体は、広大に広がる農地と都市の骨格を形成する日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川の河川です。これらの河川は、重要な緑地であり、自然豊かな河川景観を形成しています。

また、当町は地勢に起伏がなく、アイストップとなるような自然要素がないため、空が非常に広く感じられることから、一団となった樹林を持つ社寺林は、点景やランドマークとなる当町の特徴的な景観となっています。

水郷景観は蟹江町の代表的な景観であり、水郷の中にある尾張温泉や源氏泉緑地は、その中でシンボリックな景観を形成しています。

日光川、善太川の合流地点にある水生植物の生育地には野鳥が多く生息し、蟹江インターチェンジ内の緑地も野鳥の巣となっているなど、自然を感じることでできる風景が残っています。

市街化調整区域内の集落には屋敷林、市街地や蟹江川・佐屋川沿いには、富吉建速神社・八刃社、宝蓮寺、三明神社、鹿島神社などの伝統的文化財が多く点在し、荘厳な社寺林が形成されています。また、歴史をしのぶ空間として、佐屋川下流沿いの散歩道、吉川英治句碑周辺が良好な水辺空間となっています。

■ 特徴ある景観要素

- ・河川 …………… 日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川
- ・社寺境内地 …… 八刃社、宝蓮寺、三明神社、鹿島神社、龍照院、舟入中部神明社 など
- ・主要文化財 …… 富吉建速神社本殿 (国指定重要文化財)
八刃社本殿 (国指定重要文化財)
- ・その他 …………… 尾張温泉、社寺林、屋敷林、佐屋川下流沿いの散歩道、吉川英治句碑、農地、緑道、街路樹、学戸公園、蟹江川南緑地、源氏泉緑地、日光川ウォーターパーク、蟹江インターチェンジ内の緑地、市街地、水路 など

■ 景観図



凡 例	
土地利用からみた景観要素	 市街地景観
	 集落地景観
	 田園景観
	特徴のある景観要素
	 主要河川・水路
	 鉄道・広域道路
	 公共施設の集積
	 点的に良好な緑の景観
	 線的に良好な緑の景観
	 良好な緑地拠点景観
 都市計画区域	
 行政区域	

S=1:30,000



① 河川の景観

● 日光川

自然豊かな景観を形成しており、広大な水面や水辺の緑は自然とのふれあい空間となっています。



● 蟹江川

コンクリートで護岸整備されていますが、市街地内で「水郷のまち蟹江」を感じさせます。



②社寺境内地の景観

●神明社

良好な大木が境内に多数あり、良好な緑地景観となっています。



③主要文化財周辺の景観

●富吉建速神社・八剣社

国指定重要文化財で、広い境内を有するとともに、大木が多く豊かな緑地景観となっています。



④その他の良好な緑の景観

●尾張温泉の緑

レクリエーション施設と一体となったシンボリックな水と緑の景観となっています。



●市街地周辺に広がる農地の景観

市街地周辺に広がる農地は、広々とした田園景観となっています。



●緑化された道路

両側に植えられた街路樹が、良好な緑の軸となる景観を形成しています。



●源氏泉緑地

公園整備された緑地と広い水面が一体となり、水郷のまち蟹江をイメージさせる景観となっています。



4. かわまちづくり計画調査

(1) かわまちづくり支援制度

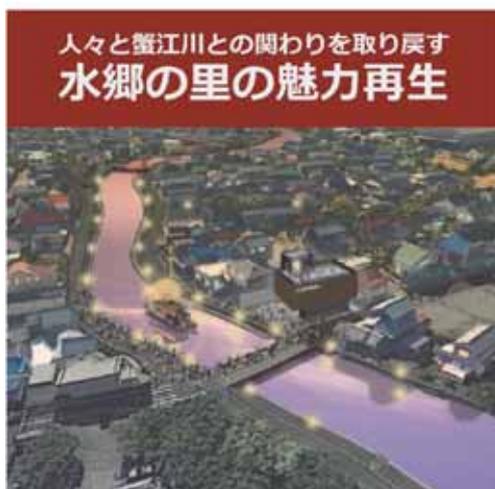
“かわまちづくり”とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」をいかし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民などと河川管理者が各々の取組を連携することにより「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間をいかして地域の賑わい創出を目指す取組です。

国土交通省では、水辺をいかして地域の賑わい創出を目指す取組“かわまちづくり”を促進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、市町村などからの申請に基づき計画の登録を行い、ハード・ソフト両面から支援を行っています。(出典：国土交通省 報道発表資料)

(2) 蟹江町かわまちづくり計画

当町では、「須成祭」が行われる蟹江川とその周辺の周遊性を高め、隣接した蟹江町観光交流センター「祭人(さいと)」を拠点としたイベント、地域特産品の販売、観光資源の魅力を発信していくなど、水郷のまちと称された蟹江川の魅力を向上させ、観光・産業振興の促進を図るためのハード・ソフト両面に関する計画が策定され、平成31年3月に登録を受けました。

■ 整備方針



出典：蟹江川かわまちづくり

5. 緑化・環境活動調査

(1) 緑化・環境教育活動

小中学生を対象とした緑化や環境に関わる教育活動が継続的に実施されています。

●エコきっず調査隊

当町では、地域の特色である「川」に親しみつつ地域の自然や歴史にふれ、体験を通して環境学習を行うことを目的に、平成13年から小学生を対象とした環境学習講座である「エコきっず調査隊」を実施しています。

令和元年度は、町内の小学生が24名参加し、町内の河川の水質・生物調査などが実施されました。



●フラワーブラボーコンクール

愛知県を中心とした東海・中部地方各県の教育委員会や新聞社などが主催する学校花壇のコンクールに、平成30年度は、蟹江町から「蟹江中学校」「須西小学校」の2校が参加しています。



(2) 緑化・環境活動

住民主体の緑化や環境に関わる活動が継続的に実施されています。

● 蟹江川をきれいにする会

平成3年4月に「蟹江川をきれいにする会」が発足し、年2回の蟹江川清掃、河川パトロール、水質調査、年1回の会報「かにえ川」の発行などの活動が行われています。



■ 会報「かにえ川」



● サギと高速道路との共生を考える会合

高速道路の管理者である「NEXCO中日本」と野鳥の専門家の「愛知県弥富野鳥園」と野鳥を守る「日本野鳥の会愛知県支部」の3者による「サギと高速道路との共生を考える会合」を年に2回開催し情報や意見を交換し、それぞれが役割を果たすことで、サギと高速道路が共生していく活動を継続的に行っています。

6. 地域防災計画に定める避難に関する計画調査

災害対策基本法に基づく当町の防災計画で定める町指定避難所と避難所は28ヶ所で、初期収容は合計で12,723人の収容力となっています。

町指定緊急避難場所は、小中学校の運動場などが指定されています。

また、受援や応援のための集結・集積拠点には学戸公園、日光川ウォーターパークなどが指定されています。

■町指定避難所・避難所

	名 称	階数	小学校区	収容可能人員		
				一時避難(人)	長期避難(人)	
指定避難所	1	町立蟹江中学校	3	蟹江小学校区	1,972	657
	2	町立蟹江北中学校	4	須西小学校区	1,199	400
	3	町立蟹江小学校	4	蟹江小学校区	1,361	453
	4	町立舟入小学校	2	舟入小学校区	567	188
	5	町立新蟹江小学校	4	新蟹江小学校区	935	312
	6	町立須西小学校	3	須西小学校区	952	317
	7	町立学戸小学校	3	学戸小学校区	1,016	339
	8	町立蟹江保育所	2	蟹江小学校区	329	109
	9	町立蟹江南保育所	2	蟹江小学校区	250	83
	10	町立蟹江西保育所	2	学戸小学校区	289	96
	11	町立須成保育所	2	須西小学校区	264	88
	12	町立新蟹江北保育所	2	新蟹江小学校区	227	76
	13	蟹江町体育館	2	学戸小学校区	625	208
	14	蟹江中央公民館	2	学戸小学校区	320	106
	15	舟入ふれあいプラザ	2	舟入小学校区	120	40
	16	蟹江児童館	2	蟹江小学校区	161	53
	17	新蟹江児童館	2	新蟹江小学校区	80	26
	18	みどりの家	2	学戸小学校区	50	16
	19	蟹江町図書館	2	学戸小学校区	296	98
	20	蟹江町産業文化会館	4	蟹江小学校区	480	159
	21	蟹江町希望の丘広場	4	新蟹江小学校区	348	116
	22	蟹江町多世代交流施設	3	学戸小学校区	435	145
避難所	23	上之町公民館	2	蟹江小学校区	42	14
	24	西之森本田公民館	2	須西小学校区	74	24
	25	源オココミュニティセンター	2	学戸小学校区	93	31
	26	富吉コミュニティ会館	2	新蟹江小学校区	47	15
	27	藤丸公民館	2	須西小学校区	86	27
	28	須成公民館	2	須西小学校区	105	35
計			28ヶ所		12,723	4,231

資料：蟹江町地域防災計画付属資料

■町指定緊急避難場所

名 称		面積 (㎡)	洪水	地震	大規模災害	内水氾濫	
指定緊急避難場所	1	町立蟹江中学校	27,503	○	○	○	○
	2	町立蟹江北中学校	16,659	○	○	○	○
	3	町立蟹江小学校	8,181	○	○	○	○
	4	町立舟入小学校	5,151	○	○	○	○
	5	町立新蟹江小学校	8,053	○	○	○	○
	6	町立須西小学校	7,742	○	○	○	○
	7	町立学戸小学校	8,983	○	○	○	○
	21	蟹江町希望の丘広場	1,250	○	○	○	○
	29	善太排水機場	171	○	—	—	○
	30	鍋蓋新田排水機場	149	○	—	—	○
	31	蟹江川排水機場	136	○	—	—	○
	22	蟹江町多世代交流施設	415	○	○	○	○
	32	蟹江町観光交流センター	161	○	○	○	○
計		13ヶ所					

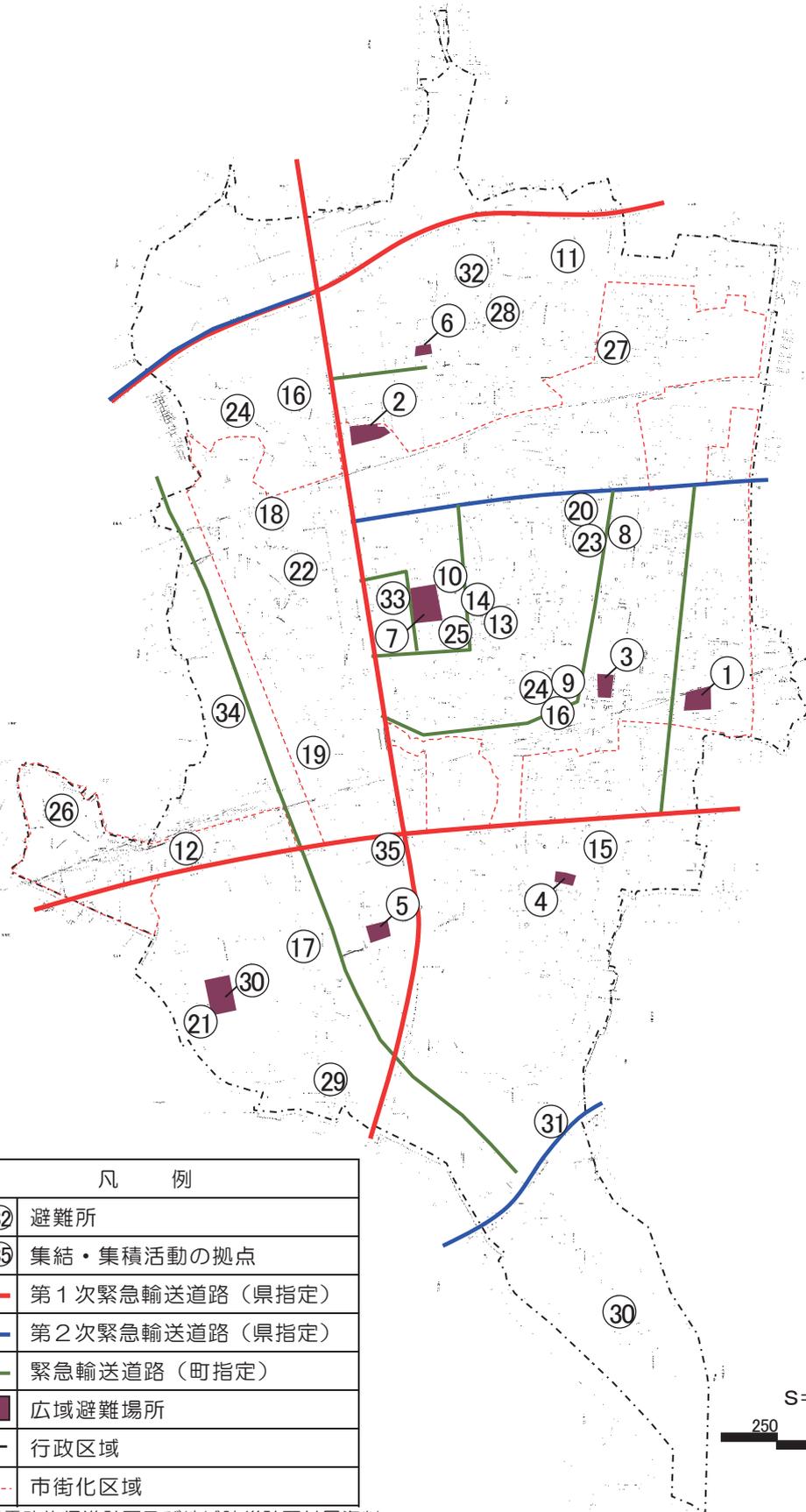
資料：蟹江町地域防災計画付属資料

■町指定受援、応援のための集結・集積活動拠点

名 称		面積 (㎡)	人命救助活動拠点	航空部隊活動拠点
集結・集積の拠点	33	学戸公園	16,015	消防 自衛隊、警察、愛知県
	34	日光川ウォーターパーク	51,000	自衛隊、警察 愛知県
	35	森吉運輸蟹江ロジスティクスセンター	13,700	蟹江町地域内輸送拠点
計		3ヶ所		

資料：蟹江町地域防災計画付属資料

■町指定避難地図



凡 例	
①～③②	避難所
③③～③⑤	集結・集積活動の拠点
	第1次緊急輸送道路（県指定）
	第2次緊急輸送道路（県指定）
	緊急輸送道路（町指定）
	広域避難場所
	行政区域
	市街化区域

S=1:30,000
250 500 1000

資料:耐震改修促進計画及び地域防災計画付属資料

7. アンケート調査

緑に関するアンケート調査（都市計画マスタープランの策定に向けたアンケート調査と同時に実施）の結果を整理し、本計画に反映します。

（1）実施日時

平成30年11月16日（金）～12月2日（日）

（2）調査対象

蟹江町在住の18歳以上の男女（無作為抽出）

（3）配布・回収数

配布数：3,000票、回収数：1,224票

有効回収率：40.8%

（4）実施方式

郵送による配布・回収

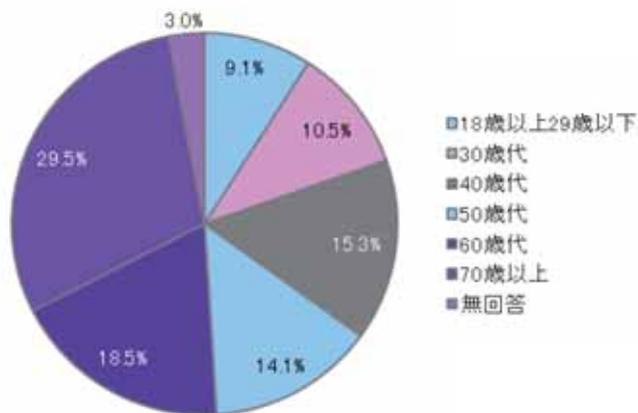
（5）緑に関する設問

- あなたは、お住まいのまちをより良くするためにどのような方法でまちづくりを進めるのが望ましいと思いますか。
- あなたは、どのような公園が必要だと思いますか。
- あなたは、今後の公園の計画・整備、維持管理の項目について、どの程度必要だと感じていますか。
- 今後、公園を改修する場合に、どのような点を重視すべきだと思いますか。
- あなたは、今後、まちの緑を増やすことをどのように考えますか。
- あなたは、暮らしの中で、どのような緑や花に関する活動を行っていますか。または、行ったことがありますか。
- あなたは、緑豊かなまちづくりを進めるためには、どのような施策が必要だと思いますか。

(6) 回答者の属性

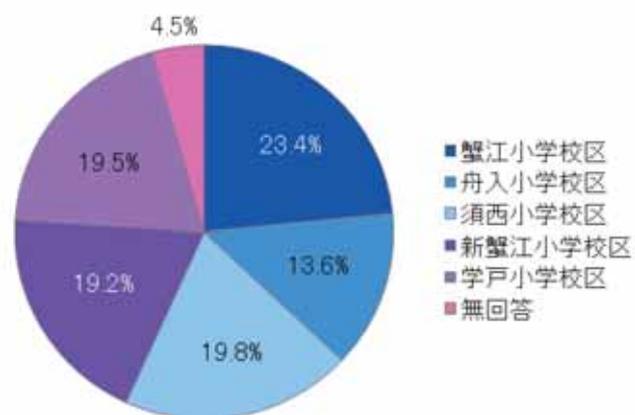
■ 年齢別

選択肢	件数	比率
1. 18歳以上29歳以下	111	9.1%
2. 30歳代	129	10.5%
3. 40歳代	188	15.4%
4. 50歳代	172	14.1%
5. 60歳代	226	18.5%
6. 70歳以上	361	29.5%
無回答	37	3.0%
計	1,224	100.0%



■ 地区別

選択肢	件数	比率
1. 蟹江小学校区	287	23.4%
2. 舟入小学校区	166	13.6%
3. 須西小学校区	242	19.8%
4. 新蟹江小学校区	235	19.2%
5. 学戸小学校区	239	19.5%
無回答	55	4.5%
計	1,224	100.0%

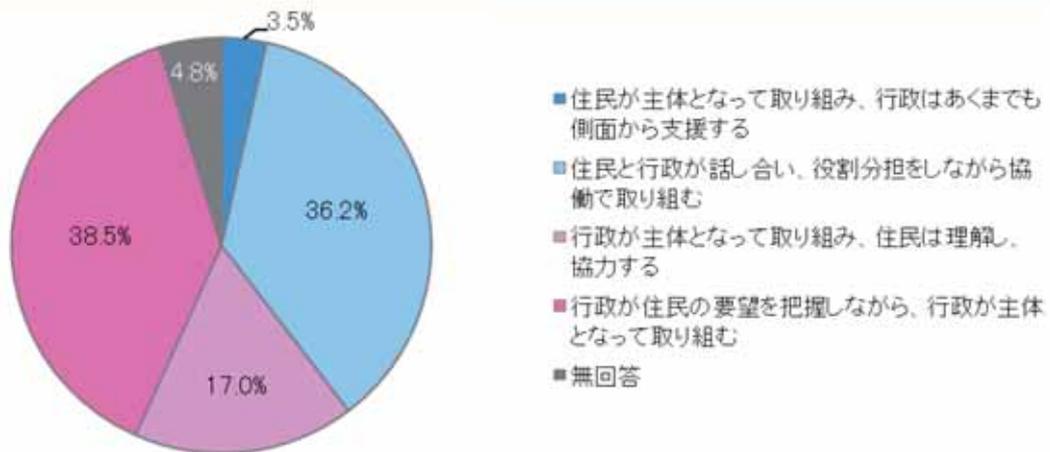


※割合は四捨五入により合計値が100.0%とならない場合がある

(7) 調査結果

問 あなたは、お住まいのまちをより良くするために、どのような方法でまちづくりを進めるのが望ましいと思いますか。

- 「行政が住民の要望を把握しながら、行政が主体となって取り組む」が 38.5%と最も多く、次いで「住民と行政が話し合い、役割分担をしながら協働で取り組む」が 36.2%となっており、この2つの回答で7割以上を占めています。



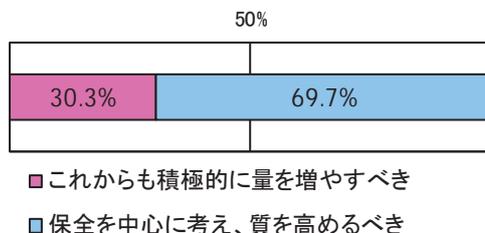
問 あなたは、どのような公園が必要だと思いませんか。

- 「小さい子どもが遊びやすい公園」が 61.6%と最も多く、次いで「健康づくりができる公園」が 50.3%、「水辺を歩けるなど、水に親しめる公園」が 37.6%、「大勢の人が交流できる公園」が 32.4%となっています。

選択肢	件数	割合
1. 身近な生き物の生息空間の保全・育成に重点を置いた公園	294	24.0%
2. 大勢の人が交流できる公園	397	32.4%
3. 水辺を歩けるなど、水に親しめる公園	460	37.6%
4. まちの歴史を感じられる公園	207	16.9%
5. 健康づくりができる公園	616	50.3%
6. スポーツ競技ができる運動公園	325	26.6%
7. 小さい子どもが遊びやすい公園	754	61.6%
無回答	67	5.5%
計	3,120	

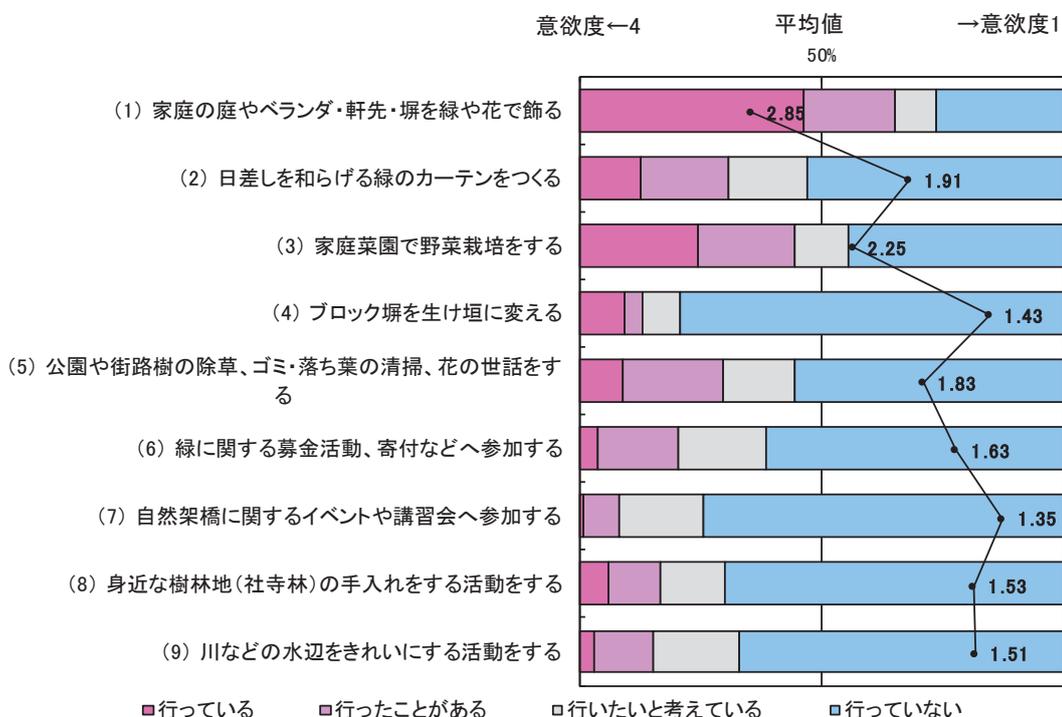
問 あなたは、今後、まちの緑を増やすことをどのように考えますか。

- ・「保全を中心に考え、質を高めるべき」が 69.7%と 7 割近くを占め、「これからも積極的に量を増やすべき」に比べ、かなり割合が高くなっています。



問 あなたは、暮らしの中で、どのような緑や花に関する活動を行っていますか。または、行ったことがありますか。

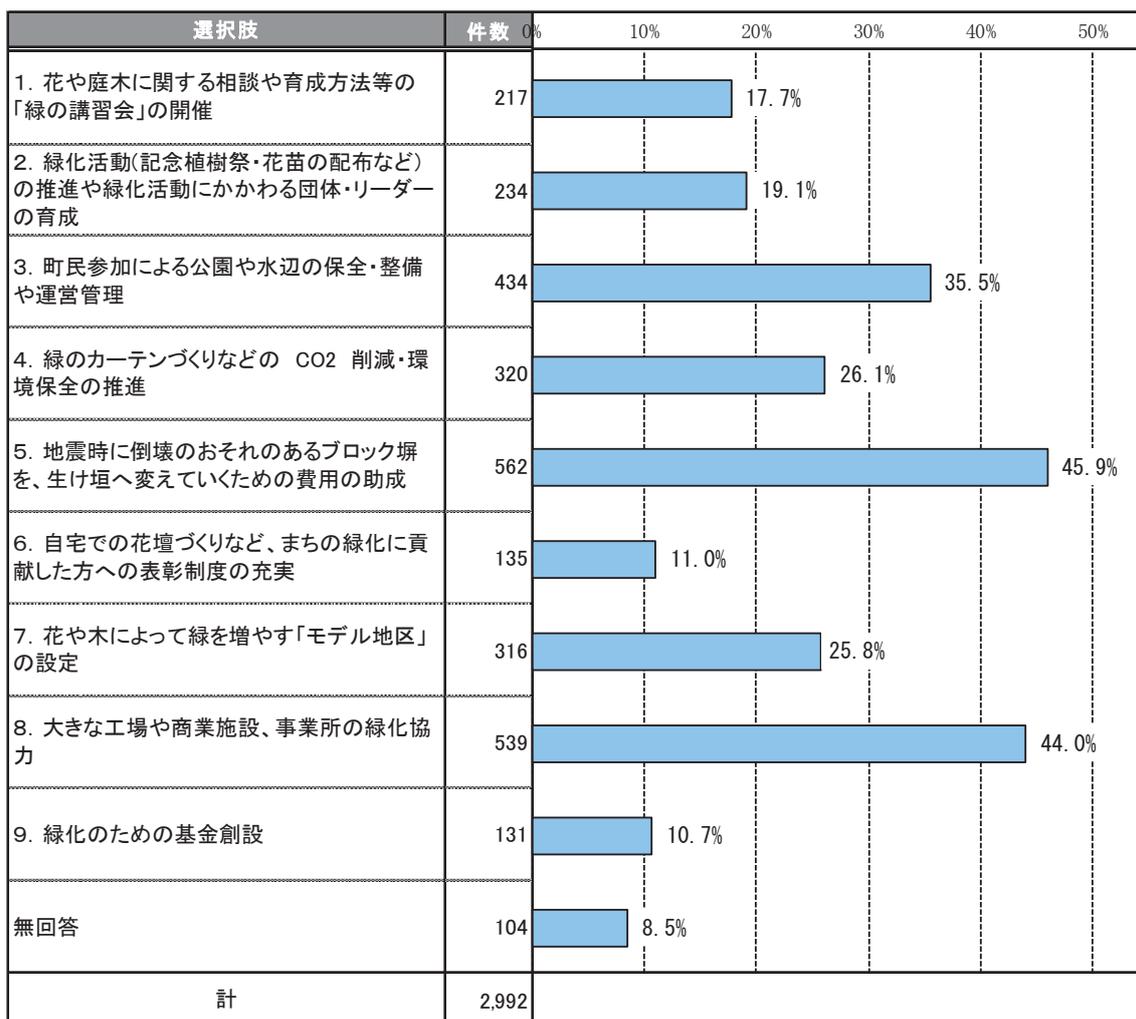
- ・『行っている』が多いのは、「家庭の庭やベランダ・軒先・塀を緑や花で飾る」、「家庭菜園で野菜栽培をする」「日差しを和らげる緑のカーテンをつくる」などとなっています。



※折れ線は平均値を示す。平均値は加重平均であり、4に近いほど意欲が高く、1に近いほど意欲が低いことを示す。
 なお、無回答・複数回答は除外している。

問 あなたは、緑豊かなまちづくりを進めるためには、どのような施策が必要だと思いますか。

・「地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀を、生け垣へ変えていくための費用の助成」が 45.9%と最も多く、次いで「大きな工場や商業施設、事業所の緑化協力」44.0%、「町民参加による公園や水辺の保全・整備や運営管理」35.5%となっています。



第2章 解析・評価と課題の整理



第2章 解析・評価と課題の整理



2-1 前回計画からの検証

1. 人口

前回計画策定時の平成20年の人口は36,750人、令和2年の人口は37,297人で、平成20年に比べ547人増加しています。

2. 緑の現況量

現況の一人当りの都市公園面積は3.9㎡で、国：9.9㎡、県：7.8㎡（平成30年3月末）と比較して少ないといえます。また、前回計画策定時の目標量では、街区公園を6ヶ所新設して18ヶ所、近隣公園を4ヶ所新設して5ヶ所、地区公園1ヶ所の未整備部分を新設し、都市公園の一人当りの面積を3.8㎡/人から7.8㎡/人に引き上げることを目指していました。

（参考）国が示す目標値：都市公園等 20㎡/人、都市公園 10㎡/人

■施設緑地の整備目標（都市計画区域）

種別	前回現況量 (平成20年)		見直し現況量 現況(令和2年)		前回策定時目標量 目標年次(平成32年)		
	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)	
住区 基幹 公園	街区公園	12	2.42	14	2.96	18	3.96
	近隣公園	1	1.60	1	1.60	5	9.60
	地区公園	1	5.05	1	5.05	1	10.90
都市緑地	2	4.90	2	4.86	2	5.30	
緑道	—	—	—	—	—	—	
都市公園計	16	13.97	18	14.47	26	29.76	
公共施設緑地	44	15.38	41	17.28	44	15.38	
都市公園等合計	60	29.35	59	31.75	70	45.14	
民間施設緑地	27	9.62	26	8.83	27	9.62	
施設緑地計	87	38.97	85	40.58	97	54.76	
緑地保全地区	—	—	—	—	7	2.52	
その他法によるもの	2	222.22	—	222.16	2	222.22	
条例等によるもの	1	31.37	—	31.37	1	31.37	
小計	3	253.59	—	253.53	10	256.11	
地域制緑地の重複	—	—	—	—	—	—	
地域制緑地計	3	253.59	—	253.53	10	256.11	
施設・地域制緑地の重複	—	2.96	—	4.61	—	2.96	
緑地総計	90	289.60	85	289.50	107	307.91	
人口	36,750		37,297		38,000		
1人当り 面積	都市公園	3.8	都市公園	3.9	都市公園	7.8	
	都市公園等	8.0	都市公園等	8.5	都市公園等	11.9	

【参考】平成30年度末現在の市町村（都市計画区域）別都市公園現況一覧表

市町村名	ヶ所数	面積(ha)	一人当り 都市公園面積 (㎡/人)	市町村名	ヶ所数	面積(ha)	一人当り 都市公園面積 (㎡/人)
名古屋市	1,487	1,619.13	6.99	田原市	30	43.03	7.17
豊橋市	400	378.92	10.08	愛西市	5	54.25	8.89
岡崎市	254	433.88	11.30	清須市	61	25.97	3.76
一宮市	138	208.22	5.48	北名古屋市	16	4.14	0.48
瀬戸市	65	106.12	8.29	弥富市	21	13.11	3.05
半田市	123	96.08	8.14	東郷町	33	21.61	4.91
春日井市	284	353.18	11.50	長久手市	51	187.79	30.79
豊川市	110	229.32	12.46	豊山町	2	4.47	2.79
津島市	12	29.52	4.69	大口町	14	8.98	3.74
碧南市	51	45.60	6.25	扶桑町	8	14.47	4.26
刈谷市	108	131.58	8.60	大治町	0	0	0.00
豊田市	185	465.06	11.48	蟹江町	18	14.45	3.91
安城市	103	99.91	5.31	飛島村	5	2.38	4.76
西尾市	63	84.18	4.89	阿久比町	18	6.49	2.32
蒲郡市	33	20.46	2.56	東浦町	58	38.66	7.89
犬山市	79	43.53	5.88	南知多町	11	3.61	2.58
常滑市	35	57.09	9.84	美浜町	20	11.65	5.07
江南市	15	39.30	4.01	武豊町	11	10.97	2.55
小牧市	111	114.78	7.70	幸田町	47	45.88	10.92
稲沢市	61	67.51	4.96	みよし市	81	90.28	14.80
新城市	12	72.04	22.51	あま市	53	12.66	1.46
東海市	73	125.69	11.12				
大府市	90	96.61	10.50				
知多市	74	73.69	8.77				
知立市	46	17.95	2.49				
尾張旭市	82	77.58	9.46				
高浜市	22	11.13	2.32				
岩倉市	18	5.01	1.04				
豊明市	53	64.39	9.33				
日進市	63	48.69	5.35	合計	4,813	5,831.00	7.79

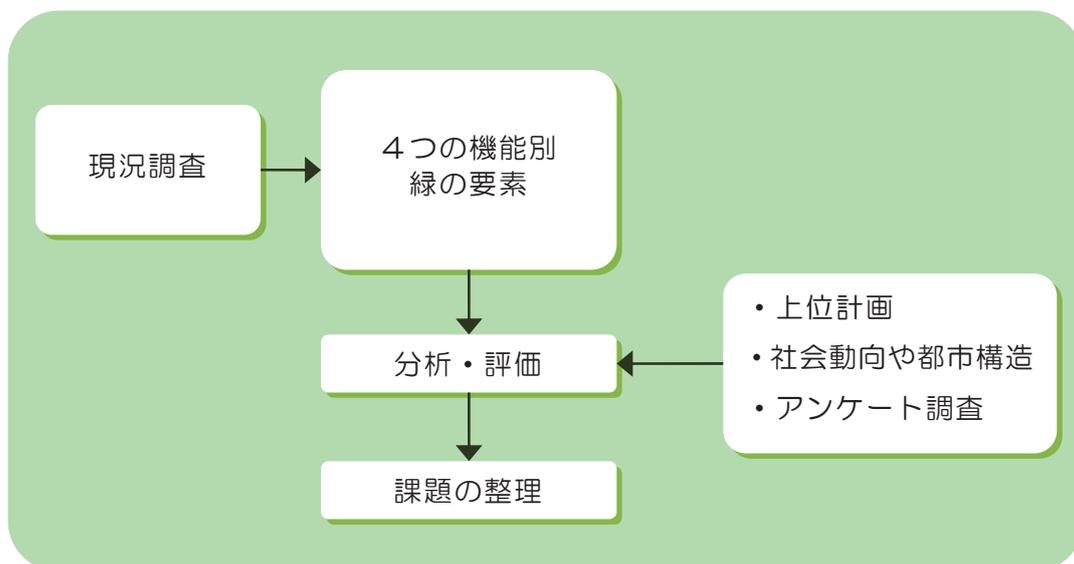
資料：愛知県公園緑地課HP

2-2 解析・評価にあたって

1. 解析・評価と課題の整理フロー

解析・評価にあたっては、現況調査の結果から、都市の緑が有する4つの機能別に当町の緑の要素を抽出し、機能ごとに解析・評価を行います。また、国や県の上位計画などや社会動向、都市構造、アンケート調査の結果を踏まえた視点からも当町の緑の方向性を導きだし、課題の整理を行います。

■解析・評価と課題の整理のフロー



2. 解析・評価の視点

解析・評価は、以下の視点を踏まえ行います。

(1) 緑の有する4つの機能

緑が都市で果たす一般的かつ主要な機能として、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つがあげられます。

これらの機能は、これらの機能を持った緑がネットワークを形成することで効果が発揮されます。このため、これらの機能を持った緑地の配置は、個別の緑地のバランスの良い配置とネットワークの形成に着目します。

上記の評価・解析を行う際に、町全域の都市公園や緑地の量的・質的分布状況と、各地区の性格（人口密度、土地利用、地域地区など）を比較し、必要な緑の機能、緑地保全の必要度を考慮します。

また、各地区の土地利用、緑や緑地の分布、公共公益施設の分布、道路、河川、その他公共施設の緑化や緑地保全の状況、施設内の土地利用状況、緑化活動の現況などから、当該地区の各部分に必要な緑の機能、緑の量的・質的不足度、都市公園整備・緑地保全・緑化の必要度を含めた評価を行います。

(2) 上位計画などから導かれる方向性

当町の総合計画や都市計画マスタープランのほか、国が示す関連計画や愛知県が策定した愛知県広域緑地計画などの上位計画の視点に基づき、現況調査結果から抽出された緑の要素を、当町の緑に求められる方向性をまとめます。

(3) 社会動向や都市構造への対応

現況調査の社会的条件などから、人口予測、開発動向、土地区画整理事業などの基盤整備の進捗状況、少子高齢化社会の到来やレクリエーションの多様化、住民参加意向の高まりなどの当町の社会動向の変化や、都市構造、土地利用変化を予測し、これらに対応するために今後求められる緑の機能やその必要度・充足度、緑地保全の必要性をまとめます。

(4) 町民意向の反映

本計画の策定にあたって、平成 20 年度に実施した緑に関するアンケート調査の結果を踏まえ、町民が求めている当町の緑の方向性や必要な緑の機能などを分析・評価し、課題としてまとめ計画内容に反映させます。

2-3 緑が有する4つの機能からの解析・評価

緑が都市で果たす主要な機能として、①環境保全、②レクリエーション、③防災、④景観構成の4つがあげられます。これらの機能を持った緑がネットワークを形成することで、緑の機能が効果的に発揮されます。

ここでは現況調査を踏まえ、各機能別に以下に示す緑の機能を抽出・解析し、どのような緑が重要か把握します。(抽出結果は、次頁以降を参照)

■各機能の区分と評価項目

区 分	評 価 項 目
① 環境保全機能	<ul style="list-style-type: none">・都市の骨格の形成・優れた自然地・優れた歴史的風土・快適な生活環境・優れた農林業地・動植物の保全・都市環境の維持・改善
② レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none">・自然とのふれあいの場・歴史的文化とのふれあいの場・日常圏のレクリエーションの場・広域圏のレクリエーションの場・ネットワーク性の確保
③ 防災機能	<ul style="list-style-type: none">・自然災害の危険防止・人為的災害の危険防止・避難体系
④ 景観構成機能	<ul style="list-style-type: none">・都市を代表する景観・優れた景観の眺望点・ランドマークとなる場所・景観構成のバランス・都市景観の創出

注：抽出項目は、「新編緑の基本計画ハンドブック（平成19年4月発行）」を参考に設定

1. 環境保全機能

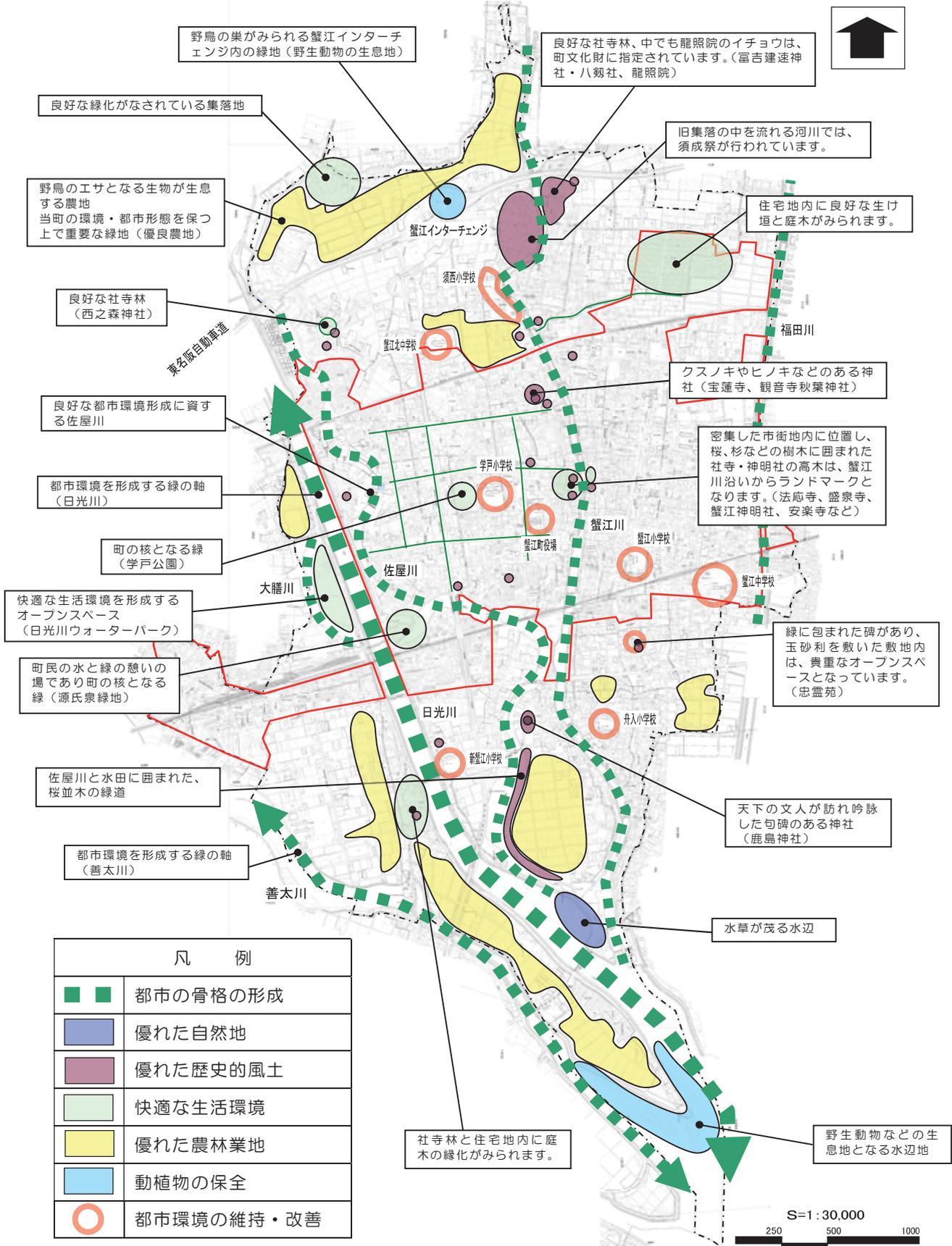
(1) 環境保全機能の解析・評価

環境保全機能を有する緑地の解析・評価は、各項目に着目して緑地を抽出し、解析・評価します。また、評価の際は、「○(貴重な資源、財産として保全・活用)」、「△(今後、整備・育成が必要)」に区分し評価しました。

■ 環境保全機能の解析・評価

視 点	解 析	評 価
都市の骨格の形成	日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川は、伊勢湾から扇状に広がる町内に、おおむね等間隔に分布しており、都市の骨格の形成だけでなく、貴重な自然軸となっている。	○
	河川沿いに残る農地も同様に、都市の緑の骨格となっている。	○
優れた自然地	日光川と善太川の合流部である河口周辺の植生地は、多様な生物の生息地となっている。	○
優れた歴史的風土	水郷のまちとして発展した当町の源である河川と、信仰対象となってきた社寺、コミュニケーションの場となる祭りの場など優れた歴史的風土を有する緑として、蟹江川や佐屋川、社寺林がある。	○
快適な生活環境	市街地内に残る街区公園以上の面積を有する公園や緑地、道路緑化の線的な緑や社寺境内地に残る緑は、都市生活の良好な環境を形成する緑地空間となっている。	△
	蟹江川の東側の市街化区域には、住区基幹公園が不足している。	△
優れた農林業地	町南部や北部の農地は、拡大する市街化を抑制する効果を果たしている。	○
	河川と一体となって良好な都市の緑のオープンスペースとなっている。	○
動植物の保全	日光川と善太川の合流部に残る水辺植物生息地は、野鳥が多く生息している。	○
	蟹江インターチェンジ内の緑地は、野鳥の巣となっている。	○
都市環境の維持・改善	市街地内に残る河川、社寺林などの緑地は、保全や積極的な緑の創出の必要がある。	△

■ 環境保全機能の評価図



■ 環境保全機能からの評価まとめ

○ 蟹江川

蟹江川は水上交通の要衝として栄え、昔からの寺社が建ち並び、400年の歴史をもつ須成祭が行われているなど、人・文化・経済が発達してきた当町の優れた歴史風土を構成する河川です。市街地や集落内を流れる、貴重な緑のオープンスペースとして重要度が高く、散策ルートの整備などに合わせ可能な緑化方策の検討が必要です。

○ 佐屋川

佐屋川は都市の骨格を形成し、当町の貴重な自然軸となっており、環境保全システムを考える上で最も重要となる緑地として保全の要素が非常に高いといえます。また、源氏泉緑地付近、佐屋川下流沿いの散歩道付近は眺めがよく、静かにくつろげる住民の憩いの場として重要な緑地であるため、緑道や散策路、緑地拠点の整備に合わせた水辺の整備、積極的な緑化を進める必要があります。

○ 都市公園

都市公園などは、市街地内の快適な環境づくりに欠かせない緑の拠点を形成する緑地です。特に緑の骨格となる佐屋川沿いや市街地内とその周辺部で、積極的に整備を進める必要があります。

○ 農地

農業振興地域農用地区域は優れた農地であるとともに、市街地の無秩序な拡大の防止に役立ち、当町の都市形態を保つ上で重要な緑地です。将来の市街化を踏まえながら可能な限り保全を図る必要があります。

○ 社寺林や公共施設緑地

当町は、平坦な農地から発達した町であるため、大規模な樹林地がありません。このため、優れた歴史的風土を構成し、都市環境負荷の軽減に役立つ一団となって残る社寺林と学校などの公共施設緑地は、積極的な保全を図る必要があります。

○ 蟹江インターチェンジ内の緑地や日光川・善太川下流水辺

蟹江インターチェンジ内の緑地や日光川・善太川下流の水辺は、サギをはじめとした野鳥などの生物が生息する地であるため、今後保全していくことが望まれます。

2. レクリエーション機能

(1) レクリエーション機能の解析

レクリエーション機能を有する緑地の解析・評価は、各項目に着目して緑地を抽出し、解析・評価します。評価の際は、「○(貴重な資源、財産として保全・活用)」、「△(今後、整備・育成が必要)」に区分し評価しました。

■ レクリエーション機能の解析

視 点	解 析	評 価
自然とのふれあいの場	緑化されたオープンスペースとしての樹林地が少なく、河川とのふれあいは水面が主体となるが、日光川や蟹江川、福田川は河川改修が行われた有堤の河川であるため親水性に欠けている。	△
歴史的文化とのふれあいの場	蟹江川、佐屋川沿いの伝統・歴史・文化的意義を有する社寺や、伝統的な祭りなどが行われる河川など、水郷のまちにちなんだ施設や文化財を伴った緑地が多い。	○
日常圏のレクリエーションの場	新市街地では、住区基幹公園の整備が進められている。既成市街地では、日常の利用に供するオープンスペースが不足している。	△
	町のレクリエーション拠点の核となる地区公園(日光川ウォーターパーク)は、位置が町の西端であるため他のレクリエーション施設との一体的利用も踏まえ、ネットワークの形成が必要となっている。	○
広域圏のレクリエーションの場	広域レクリエーションの拠点となる日光川ウォーターパークは、周辺市町村からの利用も想定されている。	△
ネットワーク性の確保	南北の骨格を形成する蟹江川、善太川、佐屋川は、自然や歴史的資源性が高く、レクリエーション軸となり得るため、都市計画道路や水路を利用した東西軸のネットワーク確保が必要となっている。	○

■レクリエーション系統の評価図



■ レクリエーション機能からの評価まとめ

○佐屋川

佐屋川は当町の緑の軸であり、ネットワークを形成する上で重要な緑地です。また、釣りや散策、水辺のふれあいなど、自然とのふれあいを深める緑地として保全の必要性が高いといえます。

○蟹江川沿いの社寺など

蟹江川沿いの社寺境内地の緑は自然度も高く、地区住民にとって憩いの空間であるとともに、身近な遊び場としても利用される重要な緑地となっています。また、文化財を有した社寺や緑などは、当町の歴史的・文化とのふれあいの場として重要です。その他蟹江川下流部に「蟹江川水辺スポット」が整備されています。

○地区公園（日光川ウォーターパーク）

当町には、広域圏のレクリエーションの場となっている地区公園（日光川ウォーターパーク）があります。また、周辺には木曾三川公園（愛西市、海津市他）、海南こどもの国（弥富市）、戸田川緑地（名古屋市）などがあります。

○都市公園

都市公園は、日常圏のレクリエーションの場として重要です。現在の市街化区域内には、運動公園的な性格を有する近隣公園（学戸公園）と源氏泉緑地、街区公園 14 ヶ所の、合計 16 ヶ所が設置されているほか、市街化調整区域には、地区公園（日光川ウォーターパーク）、蟹江川南緑地の 2 ヶ所の都市公園が配置されています。また、それを補完する地域公園などが、各地に 29 ヶ所配置されています。近隣公園と町東部に街区公園が不足しています。

○鹿島神社文学苑、吉川英治句碑、蟹江城址

鹿島神社文学苑、吉川英治句碑、蟹江城址は、当町の歴史・文化をしのび空間として、周辺の良好な水辺景観と一体となっており、保全の必要性が高いといえます。

緑道はネットワークを確保するために、重要度が高い緑地です。しかし、現状は不足しています。

○蟹江町希望の丘広場

蟹江町希望の丘広場は、県立蟹江高等学校跡地に社会教育を目的として整備されました。当施設には、フットサルコートやバーベキュー場などが整備されており、日常圏のレクリエーションの場となっています。また、防災備蓄倉庫を完備しており、災害時の避難場所としても活用できます。

3. 防災機能

(1) 防災機能の解析

防災機能を有する緑地の解析・評価は、各項目に着目して緑地を抽出し、解析・評価します。また、評価の際は、「○(貴重な資源、財産として保全・活用)」、「△(今後、整備・育成が必要)」に区分しました。

■ 防災機能の解析

視 点	解 析	評 価
自然災害の危険防止	過去の発生状況や地形などから、この地域では、水害と地震災害が予測される。	○
	水害が予想される市街地周辺には、遊水機能を有する大規模水田が多く水害を緩衝する効果が期待できる。	○
人為的災害の危険防止	人為的災害は、主に火災が考えられる。市街地内の河川、公園、公共施設、道路などの緑地を保全し、災害時の延焼抑制を高める必要がある。	○
	国道1号、西尾張中央道が発生源となる騒音や大気汚染があげられる。	○
避難体系	市街地内には、指定避難地を構成する緑地や災害時に市民の安全を守る近隣公園以上のオープンスペースなどが少ない。	△
	避難路の機能を有する緑地や焼け止まり効果のある都市計画道路の緑化などを有機的につなぎ、避難ルートを確保する必要がある。	△

■ 防災系統の評価図

市街地内
 ・河川や農地は、火災延焼防止となる緑地です。
 ・学校開放施設（小中学校）、公民館などは震災時に発生する都市災害や津波、台風などの風水害など人命を守る避難地として重要です。

遊水機能を有する水田
 （農振農用地区域）



避難地（学戸公園、学戸小学校、源氏泉緑地）

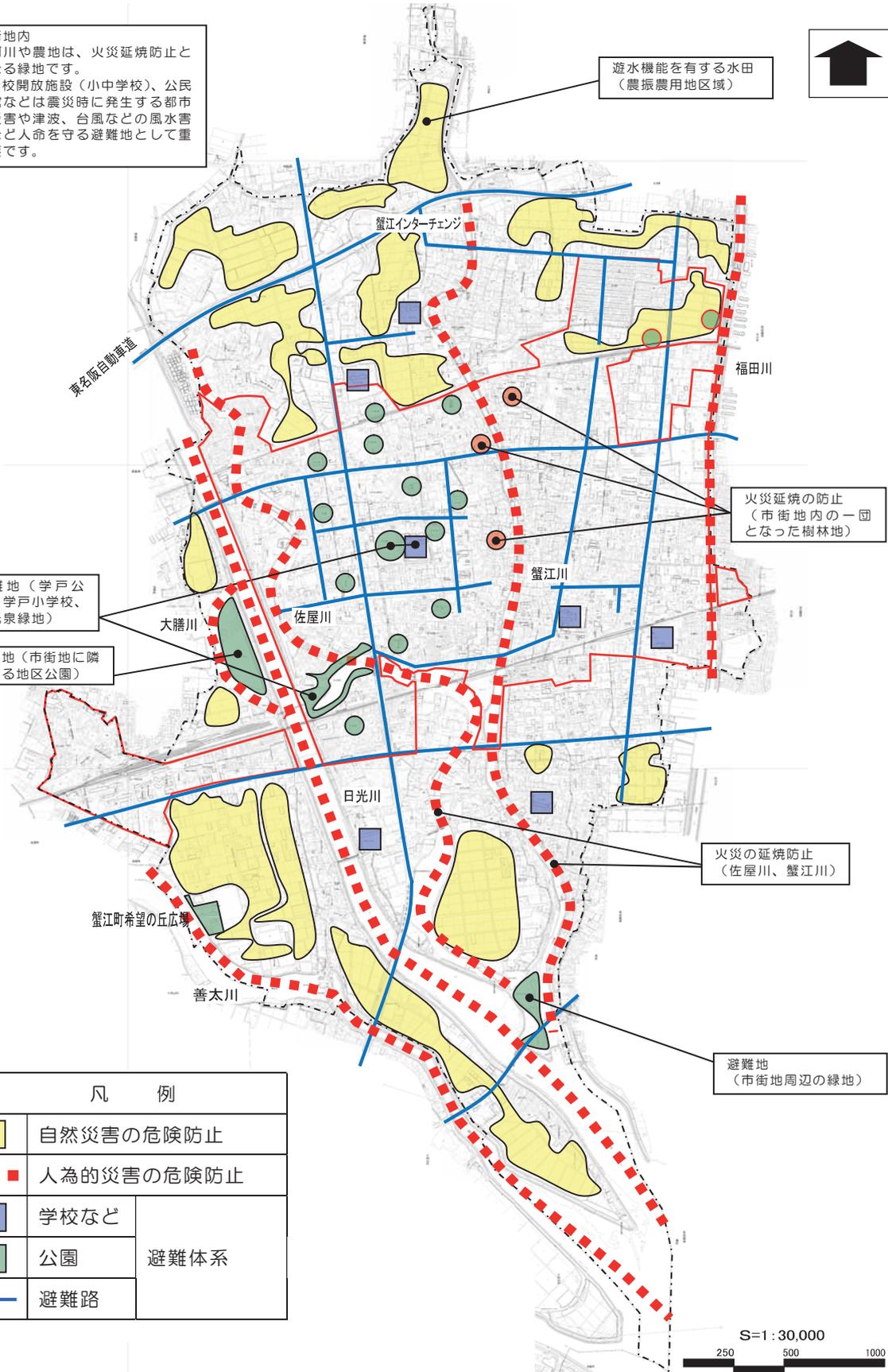
避難地（市街地に隣接する地区公園）

火災延焼の防止
 （市街地内の一団となった樹林地）

火災の延焼防止
 （佐屋川、蟹江川）

避難地
 （市街地周辺の緑地）

凡 例		
	自然災害の危険防止	
	人為的災害の危険防止	
	学校など	避難体系
	公園	
	避難路	



■ 防災機能からの評価まとめ

○小中学校

当町では、小中学校が広域避難場所に指定されており非常に重要です。これらの広域避難場所は、避難地図によると須西小学校区の東部、蟹江小学校区の北部などでの不足がみられます。

○都市公園やグラウンドなどのオープンスペース

都市公園やグラウンドなどのオープンスペースは、避難地としての機能を有しており、特に地震などによる都市火災の発生時には、延焼を防止する機能も有していることから保全の重要度は高いといえます。現況の都市公園は、学戸公園など市街化区域での配置は 16 ヶ所であり、市街地東部の不足地域では、都市公園やグラウンドなどのオープンスペースの充実を図る必要があります。

○市街地内農地や周辺の農地

市街地内農地や周辺の農地は、水害発生時における一時的貯留機能を有しており、保全の重要度が高いといえます。

○都市計画道路

都市計画道路は避難体系を構成する要素として重要であるとともに、火災の延焼を防止する機能を有することから、今後も緑化の整備を推進する必要があります。また、緑地の配置は、避難路、緊急輸送道路の機能を損なうことのない配置を検討していきます。

○蟹江町希望の丘広場

蟹江町希望の丘広場は、県立蟹江高等学校跡地に防災を兼ね備えた施設として新たに整備されました。当施設は避難場所に指定されており、管理棟の 4 階は、災害時に備え防災備蓄倉庫として利用されています。

4. 景観構成機能

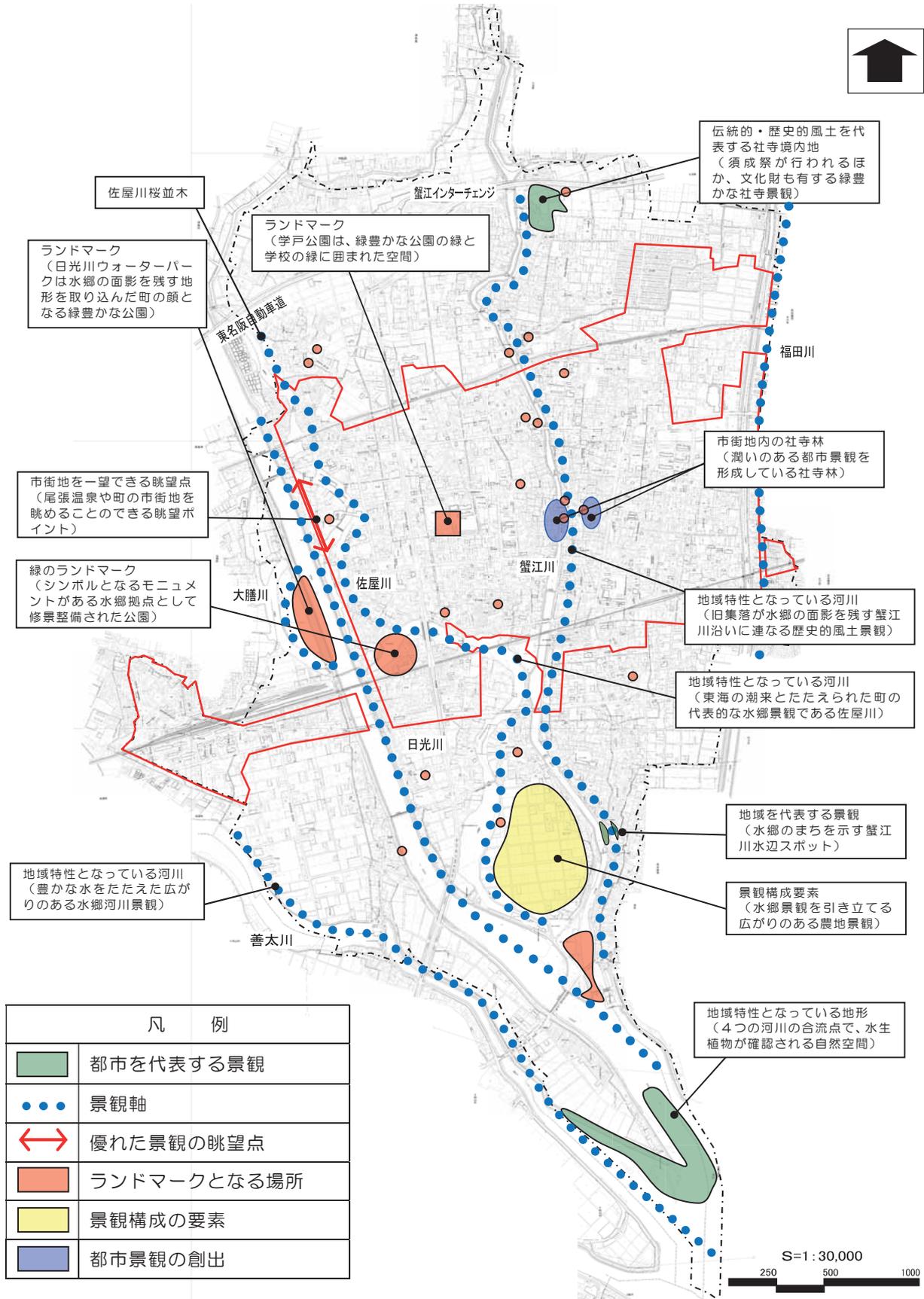
(1) 景観構成機能の解析

景観構成機能を有する緑地の解析・評価は、各項目に着目して緑地を抽出し、解析・評価します。また、評価の際は、「○(貴重な資源、財産として保全・活用)」、「△(今後、整備・育成が必要)」に区分しました。

■ 景観構成機能の解析

視 点	解 析	評 価
都市を代表する景観	当町の景観の特徴として水郷景観形成の軸となる、旧形態を残す河川や水田などがあげられる。	○
	伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地を多く残している。	○
優れた景観の眺望点	日光川の堤防は、市街地を一望できる眺望点としてあげられる。	○
ランドマークとなる場所	日光川ウォーターパークや学戸公園などの市街地周辺の公園や社寺林などは、まとまりのある緑地としてランドマークとなる場所である。	○
景観構成のバランス	良好な水郷景観を構成する河川と一体となった田園風景は、景観に奥行や広がりを持たせる要素となる。	○
都市景観の創出	河川沿いの社寺林や市街地の緑地は、水辺と一体となった緑の核・軸づくりを行う必要がある。	△

■ 景観構成系統の評価図



■ 景観構成機能からの評価まとめ

○蟹江川

蟹江川は、コンクリート堤防となっていますが、河川沿いの町並みと一体となつて、良好な景観要素となっています。また、水郷のまちを表す蟹江川水辺スポットが整備されています。

○佐屋川

佐屋川は、水郷のまち蟹江をイメージさせる形態を残した河川であり、後世にそのまま継承するためにも、保全の重要度が高いといえます。また、散策やレクリエーションの場として、積極的な緑化や整備を進めていくことで、町の景観軸となる重要な緑地です。

○佐屋川沿いの一団の農地

佐屋川などの河川沿いに広がる一団の農地は、全体として水郷のまちを感じさせるため、景観的にみても保全が望まれる緑地です。

○街路樹や緑道

街路樹や緑道は、潤いのある都市景観構成する要素として、積極的に緑化・整備を推進する事が望まれます。

○文化財や伝統・歴史を有する社寺林など

まとまった緑量のある社寺林などは、景観的な評価の高い緑地として、保全が望まれます。

5. 各系統別評価のまとめと課題

環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つの機能での解析・評価をもとに当町の都市形成における緑地のあり方を総合的に解析・評価します。

■ 系統別評価まとめ

対象となる緑地	緑地機能				備考
	環境保全	レクリエーション	防災	景観構成	
日光川・善太川・蟹江川 福田川・佐屋川・大膳川	○	○	○	○	
その他の河川、水路	○		○		
河口水辺植生地	○	○		○	
農業振興地域農用地区域	○		○		
河川と一体となって広がりのある 市街化調整区域の農地	○		○	○	
市街化内農地や周辺の農地	○		○		
伝統的・歴史的風土を代表する社 寺林、その他社寺林	○	○	○	○	
都市公園	○	○	○	○	
地域公園など		○	○		ゲートボール場含む
学校(小中学校)		○	○		
その他のグラウンド		○	○		
公共公益施設と周辺の緑地	○			○	
緑道		○	○	○	
街路樹、都市計画道路、避難路な ど	○	○	○	○	
蟹江インターチェンジ内の緑地	○			○	
その他の民間レクリエーション施設		○			
蟹江町希望の丘広場		○	○		

■ 環境保全系統からの課題

- 蟹江川の歴史軸と佐屋川の自然軸の連携による町域のネットワークづくり
- 佐屋川の有効活用と公園の連携
- 市街地の無秩序な拡大を防止する優良農地の保全
- 都市公園の積極的な配置
- 社寺林の積極的な保全
- 蟹江インターチェンジ内の緑地や日光川・善太川下流の野鳥などの生息地の保全

■ レクリエーション系統からの課題

- 佐屋川は緑のネットワーク形成上、重要な緑の軸として保全
- 近隣公園と町東部の街区公園の不足
- 歴史的文化とのふれあいの場となる蟹江川沿いの社寺境内地の緑の保全
- 佐屋川下流沿いの散歩道など良好な水辺景観との一体的保全
- 緑道によるネットワーク整備
- 広域的なレクリエーション施設となる地区公園の整備推進
- レクリエーション施設としての蟹江町希望の丘広場の利用促進

■ 防災系統からの課題

- 須西小学校区の東部、蟹江小学校区の北部などで広域避難場所の不足
- 市街地東部に、都市公園やグラウンドなどの充実が必要
- 市街地内の農地や周辺の農地を一時的貯留機能を有する重要な緑として保全
- 都市計画道路を避難体系の構成要素として緑化を推進
- 避難場所としての蟹江町希望の丘広場の利用促進

■ 景観構成系統からの課題

- 河川沿いの町並みと一体となった蟹江川の良い景観保全
- 水郷のまち蟹江をイメージさせる佐屋川の景観保全
- 佐屋川などの河川沿いに広がる一団の農地景観の保全
- 街路樹や緑道の積極的な緑化と整備
- まとまった緑量のある社寺林などの保全

2-4 上位計画からの解析・評価

「あいち生物多様性戦略 2020」、「蟹江町都市計画マスタープラン」の内容で位置づけられる当町の緑の課題は以下のとおりです。

■ 「あいち生物多様性戦略 2020」（平成 25 年 3 月）

【基本目標】：「人と自然が共生するあいち」の実現

本県では「人と自然が共生するあいち」すなわち様々な立場の人々が生物多様性への意識を高め、そのコラボレーションによって生き物が住む場所が確保され本来その場所にいるべき野生の生き物と人がともに生きていける愛知を目指す。

【長期目標 2050】：自然と共生する世界の実現

【短期目標 2020】：生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開

2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的で具体的な行動が実践され、その効果が確認できている状態となっていることを目指す。

【あいち方式】

県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーションしながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・取組を行うことにより生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら生態系ネットワークの形成を進め「人と自然が共生するあいち」を実現する仕組み。

【生物多様性ポテンシャルマップ】

「生態系ネットワークの形成」を進めるために、多様な主体が目標を共有するためのツールとして作成された「生物多様性ポテンシャルマップ」が公表されています。「生物多様性ポテンシャルマップ」では、指標種が生息されている場所のほか、森や草地、水辺などの分布や広さといった環境条件から、指標種のすみかとして適している場所を予測し、図化しています。

■ 「蟹江町都市計画マスタープラン」(令和2年)

【人々が健康に暮らせるコンパクトな都市づくり】

- 駅を中心に商業、医療、福祉、子育て等の生活サービス施設が集積
- 自家用車に過度に頼らない移動環境や生活サービス施設が整った範囲で、まちなかの居住地を形成
- 日常の行動に配慮した道路ネットワークの構築

【地域の住民と協力した安心快適の地域づくり】

- 道路、公園、河川、下水道等の整備や住民と協力した維持管理
- 緊急時の安全を確保するための防災活動拠点、緊急輸送道路、避難場所の整備・確保
- 地域の防災組織の充実と防災活動の活発化

【広域的な交流・連携による魅力的な産業づくり】

- 水を中心とした豊かな自然環境や古くからの社寺・町並み、温泉などをいかした、魅力的な景観形成と観光産業の振興
- 蟹江インターチェンジ周辺など広域的な交通利便性の高い地域に物流業・製造業などの産業が集積

【水・緑と共生した街にも地球にも優しい環境づくり】

- 住環境に潤いやゆとりをもたらす河川や農地などは、身近に触れ合える自然として保全・維持管理
- 身のまわりの環境や地球環境の保全するための住民協力を推進
- 自家用車から徒歩や自転車、公共交通への移手段の転換



【課題】

- 人と当町の自然との共生
 - ・ 生態系ネットワークの明確化
 - ・ 生物多様性ポテンシャルマップとの整合
- 当町の防災性向上
 - ・ 市街地で公園が未整備のエリアの住区基幹公園の整備
- 当町の特性（歴史・水・水郷・緑）を活かしたまちづくり
- 多様な主体と共に連携・協働し、活用した公園の維持・管理
- 水と緑のネットワーク（緑道など）の整備推進

2-5 社会動向や都市構造からの解析・評価

現況調査の社会的条件調査などから抽出される社会動向や都市構造からのまとめや課題は以下のとおりです。

■ 社会動向や将来都市構造からのまとめ

① 緑をめぐる社会動向

- 都市化の進展、少子高齢化の進展に伴い、自然とのふれあい志向、健康づくりへの関心、コミュニティ意識の高まりなど余暇需要が変化し、緑の持つ多様な機能の活用による経済社会や国民の余暇需要の変化に対応した緑豊かで質の高い余暇空間の確保が必要となっています。
- 身近な自然とふれあえる場所が求められており、都市公園の不足、佐屋川、蟹江川を親しむ場の整備が不十分となっています。
- 蟹江町の地域特性を生かした質の高い空間づくりが求められています。
- CO2削減の取組や愛知県でのCOP10の開催、そこから生まれた生物多様性問題など、地球規模での環境問題への取組が身近な問題となっています。

② 都市構造と将来像

- 農業のまちから住宅都市への移行もみられ、防災面の緑の役割が増大している。まちづくりの核となる公園の整備が必要です。(東部地域の不足が顕著)
- 水郷のまちの実現の役割を果たす日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川を大切にする必要があります。

③ 街の発展方向と緑

- 駅周辺などの面的な開発事業(土地区画整理事業、開発許可など)の周辺環境との調和
- 当町の緑の特徴である風格ある社寺林や屋敷林の保全
- ボランティアなどの協働のまちづくりに向けての活動の高まりがみられます。



【課題】

- 緑豊かで質の高い余暇空間の確保
- 身近な自然とふれあえる場所の整備や水辺空間の保全
- 防災機能を有する公園整備
- 当町の緑の特性の活用や周辺環境との調和
- 行政と町民による協働のまちづくりの推進



2-6 課題の整理

現況調査結果を踏まえ、系統毎や社会動向等からの課題を導出し、それらを取り込んだ全体課題について整理しました。

上位関連計画など関連計画の整理

1. 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について (平成 28 年 5 月)国土交通省

- 【新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方】
- ・ストック効果をより高める
 - ・民との連携を加速する
 - ・都市公園を一層柔軟に使いこなす

2. 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成 29 年 6 月)国土交通省

- ・緑の基本計画の内容に、公園の「管理」方針、都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策などの計画的な管理、都市農地の保全を推進
- ・都市公園の再整備、活性化に向けて Park-PFI 制度の推進

3. 愛知県広域緑地計画 愛知県 豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり ～緑の質を高め 多様な機能を活用～

- 【環境・安全 いのちを守る緑】
- ・緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

- 【活力 交流を生み出す緑】
- ・多様な主体との連携と地域の特性をいかす緑づくり

- 【生活 暮らしの質を高める緑】
- ・良好な生活環境と QOL (生活の質) を高める緑の空間づくり

- 【活用】
- ・上記の 3 つの緑 (「いのちを守る緑」「交流を生み出す緑」「暮らしの質を高める緑」) の機能を最大限に高めるために、県、市町村、NPO、県民、民間事業者などが適切な役割分担のもと、緑を効果的に『活用』することが重要である。

4. あいち生物多様性戦略 2020 (平成 25 年 3 月)

- ・生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら生態系ネットワークの形式を進め、「人と自然が共生するあいち」の実現に取り組んでいます。

5. その他関連計画

- ・蟹江川かわまちづくり計画 (国土交通省河川部：計画登録)
河川とそれに繋がる町を活性化するため、河川空間と町空間が融合した良好な空間形成するために、愛知県が景観に配慮した護岸整備などを実施。
- ・都市計画マスタープラン
都市づくりの目標の 1 つとして、「水・緑と共生した街にも地球にもやさしい環境づくり」を掲げている。

現況調査からの緑の状況

1. 自然条件について

- ・町内のほぼ全域が海抜ゼロメートル地帯に位置している
- ・農地面積が大きく、町内の貴重な緑といえる
- ・水際に繁殖するヨシなどが、生物の良好な住処となっている
- ・6本の河川が町内を流れており、特に佐屋川、大膳川は水面との距離が近く、特徴的な線形を有するなど、水郷のまちの象徴となっている

2. 緑地・緑化の現況について

- ・町内の貴重な民間施設緑地として自然植生の残る社寺林が大半を占めている
- ・市街地東部地域に街区公園が不足している
- ・町域全体で、近隣公園が不足している

3. その他の緑について

- ・都市計画道路の一部は街路樹で緑化されている
- ・都市公園の管理は町が行い、地域公園の管理は基本的には町内会が行っている
- ・佐屋川沿いには水面とレクリエーション施設が一体となった独自の景観がある
- ・源氏泉緑地や図書館周辺は、水辺と公共空間が一体となった良好な景観を有している
- ・小中学生を対象とした緑化教育活動が実施されている
- ・住民主体の緑化や環境に関わる活動が継続的に実施されている
- ・須西小学校区の東部、蟹江小学校区の北部などで広域避難場所が不足している

アンケート調査からの住民ニーズ

1. 今後、必要となる公園の使い方について

- ・小さい子どもが遊びやすい公園のニーズがある
- ・健康づくりができる公園のニーズがある
- ・水辺を歩けるなど水に親しめる公園のニーズがある

2. 公園の維持管理や整備の方針について

- ・遊具やベンチなどの老朽化した施設更新のニーズが高い
- ・除草、清掃などの日常的な管理や、見通しの確保などの防犯対策のための樹木の適切な伐採に関するニーズがある

3. 公園の改修時に重視すべきこと

- ・公園の規模を問わず、施設の部分改修を重視すべきという意見がある。ただし、小さな公園に関しては全体的な改修も視野に入れるべきという意見がある

4. 今後のまちの緑について

- ・保全を中心に考え、「質」を高めていくべき

5. 暮らしの中での花や緑に関する活動について

- ・緑に関する募金活動、寄付などへの参加意欲がある
- ・川などの水辺をきれいにする活動への参加意欲がある
- ・自然環境に関するイベントや講習会への参加意欲がある

6. 緑豊かなまちづくりに必要な施策について

- ・ブロック塀を生垣に変えるための費用助成のニーズが高い
- ・大きな工場や商業施設、事業所の緑化協力の必要性を感じている
- ・町民参加による公園や水辺の保全整備や運営管理の必要性を感じている

7. これからの蟹江のまちづくりについて

- ・行政が住民の要望を把握しながら、行政が主体となってまちづくりを進める、または住民と行政が話し合い、役割分担をしながら協働で取り組むべきと考えている

系統毎の課題

■環境保全系統

- ・蟹江川の歴史軸と佐屋川の自然軸の連携による町域のネットワークづくり
- ・佐屋川の有効活用と公園の連携
- ・市街地の無秩序な拡大を防止する優良農地の保全
- ・都市公園の積極的な配置
- ・社寺林の積極的な保全
- ・蟹江インターチェンジ内の緑地や日光川・善太川下流の野鳥などの生息地の保全

■レクリエーション系統

- ・佐屋川は緑のネットワーク形成上、重要な緑の軸として保全
- ・近隣公園と町東部の街区公園の不足
- ・歴史的な文化とのふれあいの場となる蟹江川沿いの社寺境内地の緑の保全
- ・佐屋川下流沿いの散歩道など良好な水辺景観との一体的保全
- ・緑道によるネットワーク整備
- ・広域的なレクリエーション施設となる地区公園の整備推進
- ・レクリエーション施設としての蟹江町希望の丘広場の利用推進

■防災系統

- ・須西小学校区の東部、蟹江小学校区の北部などで広域避難場所の不足
- ・市街地東部に、都市公園やグラウンドなどの充実が必要
- ・市街地内の農地や周辺の農地を一時的貯留機能を有する重要な緑として保全
- ・都市計画道路を避難体系の構成要素として緑化を推進
- ・避難場所としての蟹江町希望の丘広場の利用促進

■景観構成系統

- ・河川沿いの町並みと一体となった蟹江川の良好な景観保全
- ・水郷のまち蟹江をイメージさせる佐屋川の景観保全
- ・佐屋川などの河川沿いに広がる一団の農地景観の保全
- ・街路樹や緑道の積極的な緑化と整備
- ・まとまった緑量のある社寺林などの保全

上位計画、社会動向や都市構造からの課題

1. 上位計画の課題

- 人と蟹江町の自然との共生
 - ・生態系ネットワークの明確化 (尾張西部生態系ネットワーク方針との整合)
 - ・生物多様性ポテンシャルマップとの整合
- 蟹江町の防災性向上
 - ・市街地で公園が未整備のエリアの住区基幹公園の整備
- 蟹江町の特長 (歴史・水・水郷・緑) をいかしたまちづくり
- 多様な主体と共に連携・協働し、活用した公園の維持・管理
- 水と緑のネットワーク (緑道など) の整備推進

2. 社会動向や都市構造の課題

- 緑豊かで質の高い余暇空間の確保
- 身近な自然とふれあえる場所の整備や水辺空間の保全
- 防災機能を有する公園整備
- 当町の緑の特性の活用や周辺環境との調和
- 行政と町民の協働のまちづくりの推進

緑の基本計画における全体課題

①自然環境の保全と農地・社寺林などの保全活用

- ・社寺林を中心とした民間施設緑地の適正な維持保全に関する取組が必要
- ・保全すべき市街化調整区域の農地に対する取組が必要
- ・「人と自然が共生するあいち」実現に向けての取組が必要
- ・生物の生息地となる水辺などの保全が必要

②緑の持つ防災・減災機能の活用

- ・オープンスペースの確保による避難場所の確保が必要
- ・貯留機能を有する農地などの適正な保全が必要
- ・計画的な道路や街路樹の整備による安全な避難動線の確保が必要

③緑の多様な機能を発揮する水と緑のネットワークの保全や形成・質の向上

- ・蟹江川、佐屋川などの「緑の軸 (河川)」を意識した骨格形成が必要
- ・公園、社寺林などの拠点的な緑をつなぐ歩行者ネットワークの形成が必要

④緑・水辺をいかした蟹江町の魅力づくり・活性化

- ・佐屋川を中心とした緑化重点地区の川と緑が一体となった都市景観、都市環境をより向上させるハード・ソフト両面の取組が必要
- ・かわまちづくり計画など、他計画と連携した河川水路の魅力的な景観整備が必要

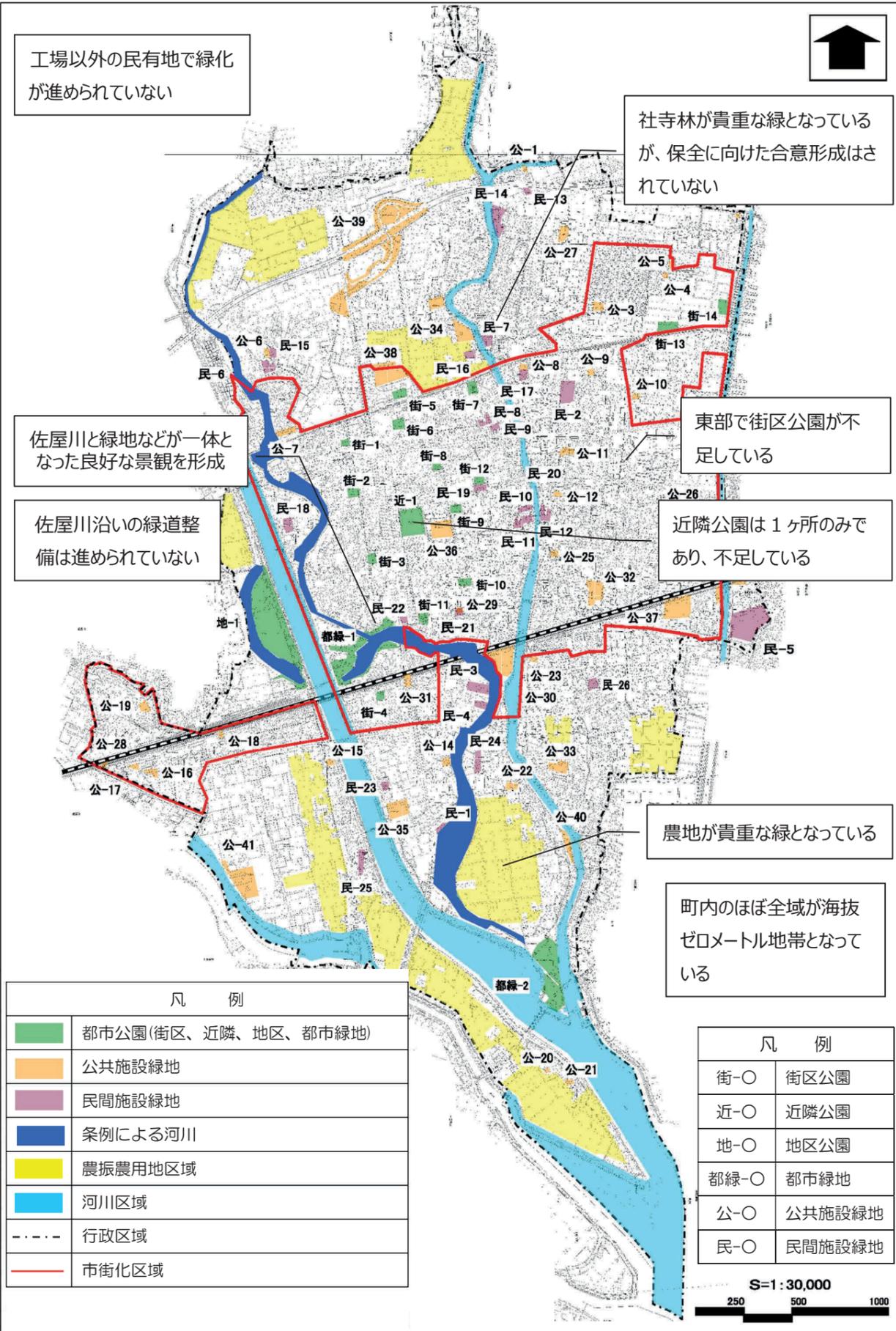
⑤町民の暮らしを支え高める公園緑地などの適切な配置とストックの保全活用

- ・多様なニーズに対応する公園緑地の適切な配置と、メンテナンス・再整備が必要
- ・緑地の維持・保全、町民との協働に向けた活動への支援・啓発が必要
- ・住宅地の生垣整備など、民間施設の緑化支援施策の推進が必要
- ・市街地内の空き家・空き地など、オープンスペースの有効活用についての検討が必要

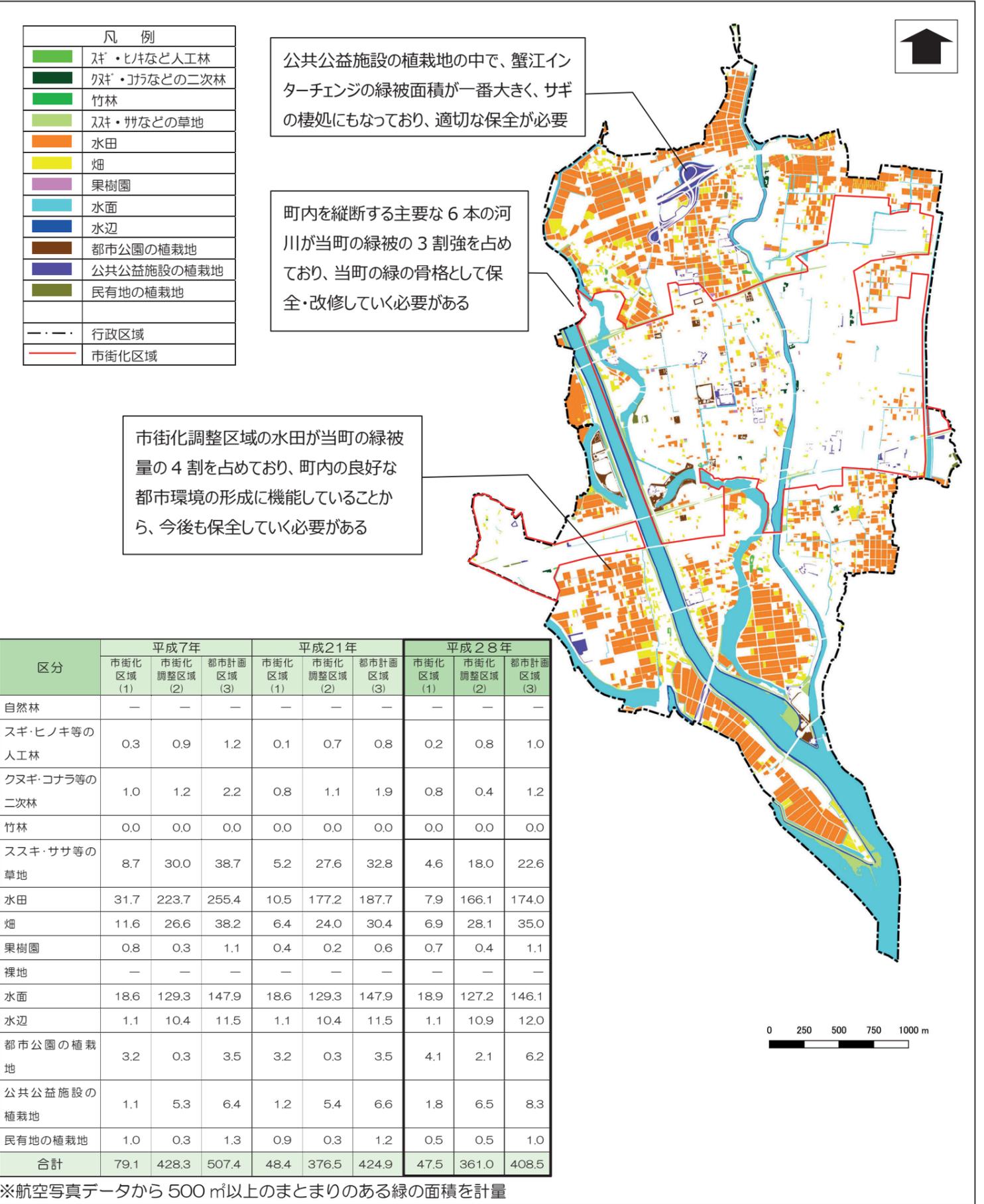
⑥官民連携による緑地の整備と適正な運営・管理

- ・民間事業者や土地所有者などを含む民間と行政の「広義の官民連携」による、適正な緑地の整備や管理運営体制の構築が必要

■緑地現況の課題



■緑被現況の課題



第3章 計画の基本方針



第3章 計画の基本方針



3-1 都市の概況

計画の基本方針を策定するにあたり、当町の概況フレームを整理します。

(1) 対象区域

計画の対象区域は、当町の町全域（都市計画区域 1,109ha）とします。その内、現在の市街化区域の面積は 417ha であり、町域の 37.6%となっています。

■都市計画区域の規模

区 分	現況面積 (令和 2 年度)	将来値 (令和 12 年度)	備 考
町全域（都市計画区域）	1,109ha	1,109ha	
市街化区域の面積	417ha	417ha	町域の 37.6%

(2) 対象区域の現況人口と将来人口

■現況・将来人口

区 分	現況人口 (令和 2 年度)	将来人口 (令和 12 年度)	備 考
町全域の人口 (都市計画区域)	37,297 人	38,000 人	都市計画マスタープラン より
市街化区域内の人口	28,976 人	30,200 人	

3-2 計画の理念

前回の緑の基本計画策定から10年が経過し、「将来人口の減少、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化」や「平成29年の都市緑地法・都市公園法の改正」、愛知県の「自然と共生する世界の実現」への取組など、「緑」の施策を展開する状況も大きく変化しています。また、当町では、市街地内の住宅・商業施設やインフラ整備は着実に進んできていますが、既存の市街地は家屋が密集して公園用地の取得が難しいことや、住民との協働体制が成熟していないことなどから、緑に関する施策は十分に進捗していない状況です。

こうした中、当町では、第5次蟹江町総合計画で「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江」を町の将来像として掲げ、まちづくりを進めています。今回の緑の基本計画の見直しでは、新しい施策や社会情勢を踏まえながら、蟹江町らしさを構成する歴史・文化・自然に着目した前回計画の計画理念「蟹江町の歴史・文化・自然と調和した緑あふれる水郷都市づくり」を踏襲します。そして、市街地に残る貴重な緑（社寺林や公園緑地）を緑の核として保全・整備し、特徴ある河川やまとまりのある農地を骨格とする緑のネットワークの形成に取り組み、当町の緑づくりを進めていきます。また、町民と協働・連携した公園緑地の保全や緑化推進、維持管理体制づくりにも取り組んでいきます。

計画の理念

蟹江町の歴史・文化・自然と調和した緑あふれる水郷都市づくり



■ 緑の将来像



凡 例	
	緑の軸（河川）
	緑の拠点
	歴史・文化施設と一体の緑の拠点※1
	市街地を包む緑（農地）
	緑のネットワーク軸※2
	市街地

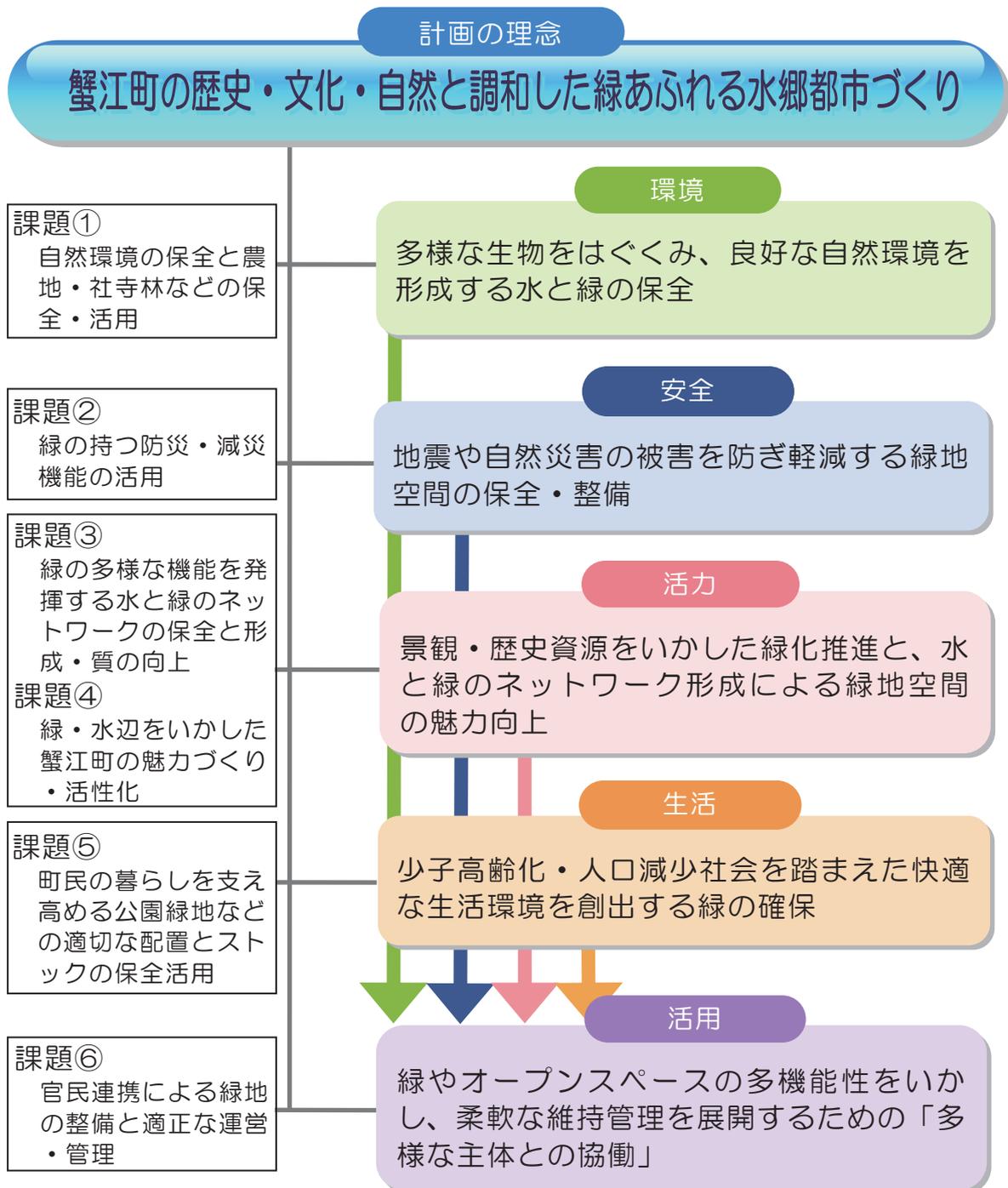
※1 文化財や社寺と一体で緑がある場所（社寺林など）を当町の主要な緑として位置づけている

※2 主要な緑地拠点を結び、連続して緑化された主要な道路や河川遊歩道を表現している

※3 絶滅危惧種の「ヨシゴイ」やサギなどの野鳥を主体とする生物の生息地である

3-3 計画の基本方針

計画の理念を踏まえ、当町の緑の課題に対応するため、「環境」「安全」「活力」「生活」の各分野の緑のあり方や緑づくりの方針を定め、具体的な方針を展開していきます。施策の展開には、行政、町民、事業者など多様な主体と協働して取り組んでいきます。



(1) 環境

多様な生物をはぐくみ、良好な自然環境を形成する水と緑の保全

- 当町の自然風土特性である既存の緑地（蟹江川、佐屋川などの水面と佐屋川創郷公園や社寺林などその周辺に残る周辺樹林地）を良好な状態で保全していきます。また、当町で見られる水鳥や魚類、昆虫などの生物の生息環境を後世に引き継ぐために、本計画の中に当町の生物多様性の方針を新たに掲げ、多様な主体と協働しながら既存緑地の保全や公園の改修・整備などの対策を展開していきます。
- 当町の良好な自然環境を形成する農地の保全に努めていきます。
- 現在残されている社寺林などの樹林地を積極的に保全していきます。

(2) 安全

地震や自然災害の被害を防ぎ軽減する緑地空間の保全・整備

- 防災的機能（一時避難、自衛隊基地、仮設住宅設置場所）を合わせもつ公園や緑地の整備・改修を推進していきます。
- 緑道や幹線道路の整備は、緑が有する防火・防塵などの防災効果を確保するためだけでなく、路線によっては防災活動の支障にならないよう配慮して緑化を推進していきます。
- 公園や緑地の緑化は、緑陰・修景・心理的效果だけでなく、安全確保の面も配慮して検討していきます。
- 災害の発生を未然に防ぐ働きをもつ緑地空間の保全を推進していきます。

(3) 活力

景観・歴史資源をいかした緑化推進と水と緑のネットワーク形成による緑地空間の魅力向上

- 蟹江川沿いを歴史軸、佐屋川沿いを景観軸として緑化を推進し、水郷のまちにふさわしい観光や交流ができる魅力ある緑地空間創りを推進していきます。
- 当町の特性である河川と周辺緑地を一体的に利用できるようにした、水と緑のネットワークづくりを推進していきます。
- 公園緑地の活性化協議会を開催するなど住民参画の場を設け、公園緑地の利便性向上や活用を図っていきます。

(4) 生活

少子高齢化・人口減少社会を踏まえた 快適な生活環境を創出する緑の確保

- 高齢者の利用に配慮した健康づくり施設の設置やバリアフリー化の推進、幼児が安全に遊べる魅力ある遊具の設置など、少子高齢化に対応した公園施設整備を行っていきます。
- 「市街地東部の都市公園未整備地域」や「新市街地開発予定の地域」で、市街地内に残る農地や空地を有効に活用しながら、身近な住区基幹公園整備に取り組んでいきます。
- 「あいち森と緑づくり事業」※を活用し、「住宅などの私有地の緑化」や、「道路・公共公益施設敷地の緑化」を推進していきます。

※あいち森と緑づくり事業

市町村などが行う以下の事業について、愛知県が「あいち森と緑づくり税」を財源として、交付金を交付する事業。

- ・ 身近な緑づくり事業
- ・ 緑の街並み推進事業
- ・ 美しい並木道再生事業
- ・ 県民参加緑づくり事業

(5) 活用

緑やオープンスペースの多機能性をいかし、 柔軟な維持管理を展開するための 「多様な主体との協働」

- 既存公園や緑地の活用を図るために、現在も行っている既存公園や緑地内の施設長寿命化（更新・修繕）を継続して行っていきます。また、保育所や売店などの民間施設占用に関する規制緩和措置を活用し、公園利用活性化の可能性についても検討していきます。
- Park-PFI、管理委託制度、市民緑地制度など、民間活力の導入による公園緑地の整備保全、運営管理体制構築の可能性を探り、できることから取り組んでいきます。また、町民や民間事業者など多様な主体と連携・協働を図り、公園緑地の維持管理体制の構築や緑化活動の推進を図っていきます。

3-4 計画の目標水準の設定

緑の将来像に基づき、都市緑化の総合的な目標として、「緑地の確保目標水準」と「都市公園と都市公園等の目標水準」を設定します。

(1) 緑地の確保目標水準

本計画で確保すべき緑地の目標水準は、当町の地形や都市構造を考慮し、市街化区域内（隣接部の緑地を含む）と町全域（都市計画区域）の2通りの目標を設定します。

■ 目標年次（令和12年度）の緑地確保目標量

将来市街地面積に対する割合（A）	
おおむね	36ha、9%
	（令和2年度現況量 34ha、8.1%）
町全域（都市計画区域）面積に対する割合（B）	
おおむね	305ha、28%
	（令和2年度現況量 290ha、26.1%）
将来市街地に接した周辺地域の緑地面積を取り込んだ場合の将来市街地面積に対する割合（C）	
おおむね	96ha、20%
	（令和2年度現況量 94ha、19.7%）

$$A = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}} \times 100 = \frac{35.6}{417} \times 100 = 8.5\% \rightarrow 9\%$$

$$B = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{304.8}{1,109} \times 100 = 27.5\% \rightarrow 28\%$$

$$C = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}} \times 100$$

$$= \frac{35.6 + 60.0}{417 + 60.0} \times 100 = 20.0\% \rightarrow 20\%$$

(2) 都市公園と都市公園等の目標水準

都市公園と都市公園等の目標水準は、都市公園の整備必要量から設定された整備目標量を確保すべく検討し、以下のように目標年次の都市公園と都市公園等の整備目標量を定めました。(都市公園の整備目標量は、第4章、第5章を参照)

■ 目標年次（令和12年度）の都市公園と都市公園等の目標量

市街地の都市公園面積（市街化区域）	
2.6 m ² /町民一人当り (令和2年度現況量 2.4 m ²)	< 国の目標値5m ² /人 H23 都市公園法施行令
都市公園面積（都市計画区域）	
7.4 m ² /町民一人当り (令和2年度現況量 3.9 m ²)	< 国の目標値10m ² /人 H23 都市公園法施行令
都市公園等面積*（都市計画区域）	
11.9 m ² /町民一人当り (令和2年度現況量 8.5 m ²)	< 20 m ² /人 緑の政策大綱 H7 都市計画中央審議会答申

※都市公園等：都市公園に公共施設緑地を加えたもの

今改定の都市公園の整備量は、国が定める目標に達していませんが、令和2年以降の社会情勢などを踏まえながら、国の目標値に近づけるよう努めていきます。

第4章 緑地の配置計画



第4章 緑地の配置計画



4-1 「環境」に関する緑の配置方針

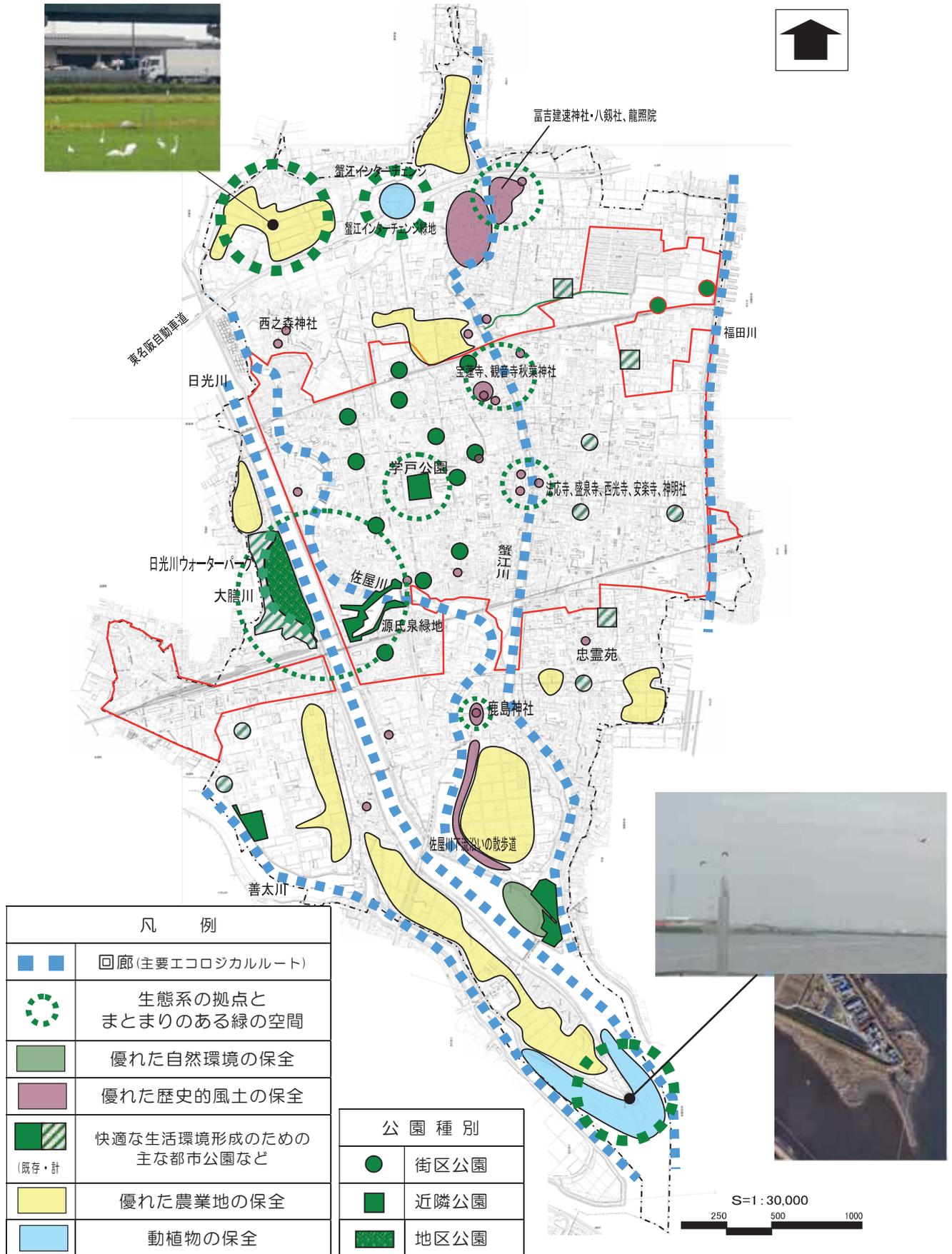
(1) 配置方針

「環境」に関する緑は、自然環境と調和した緑あふれる水郷都市の実現を図るため、河川を主軸とする緑の骨格の形成、市街地の特性に応じた公園緑地の配置とネットワーク化の推進、良好な都市環境形成に資する河川・農地・社寺林などの既存緑地を保全していきます。また、愛知県の生物多様性戦略2020を踏まえ、生物と共に快適に暮らせるまちづくりを進めるために、本計画でエコロジカルネットワークを位置づけて、人と自然が共生するまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 配置計画

- ・蟹江町エコロジカルネットワークとして、「生物多様性ポテンシャルマップ」で示されたサギやシジュウカラといった指標種が集まる「蟹江インターチェンジ内の緑地と北部農地」と「蟹江川や大膳川、佐屋川流末の水辺や草地」を貴重な生態系の拠点地区とし、これらを結ぶ「蟹江川や佐屋川などの河川」を回廊として設定します。このネットワークを将来に継承していくために、河川環境の改善活動、既存樹林地や農地の積極的な保全、多様な主体と協働した公園の改修・整備・管理を推進していきます。
- ・市街地周辺の優良な農地は、当町の緑豊かな都市環境を形成し、都市の気温・湿度の調節に資する緑地としても重要であるため、保全を図っていきます。市街地内の農地は、市街地環境の緩和に有効であるため、保全や緑地空間としての活用を検討していきます。
- ・文化財を保有する社寺や、伝統行事が行われている社寺の社寺林は、当町の歴史・文化を継承する緑地であるだけでなく、町内に残る希少な樹林地であるため、特別緑地保全地区に指定することを検討していきます。
- ・市街地の快適な生活環境の形成のため、都市公園が未整備の地区に適切な配置を推進していきます。
- ・河川沿いの水辺景観をいかした散策道の整備を行い、公園や緑地と連絡して緑のネットワークの形成を図っていきます。特に当町の水郷の歴史を物語る重要な社寺林が点在する蟹江川沿いと、佐屋川沿いの桜並木と散歩道については、緑道として整備を進めていきます。

■「環境」の視点からみた緑地の配置図



凡 例	
	回廊(主要エコロジカルルート)
	生態系の拠点と まとまりのある緑の空間
	優れた自然環境の保全
	優れた歴史的風土の保全
 (既存・計)	快適な生活環境形成のための 主な都市公園など
	優れた農業地の保全
	動植物の保全

公園 種 別	
	街区公園
	近隣公園
	地区公園

S=1:30,000
250 500 1000

4-2 「安全」に関する緑の配置方針

(1) 配置方針

「安全」に関する緑は、地震や自然災害による被害を防止・軽減するため、水害の発生を抑制する農地の保全、風害や延焼を防ぐ緩衝緑地の配置、災害発生時の一次避難地や防災活動の拠点となる緑地などを位置づけ、命を守る大切な緑として以下に示す緑地の配置を行います。

(2) 配置計画

- 地区公園や近隣公園を「2次避難場所」、「集積・活動拠点」に位置づけ、街区公園は「1次避難場所」として適切な位置に配置し、整備・改修を行っていきます。なお、都市公園には宿泊などができる収容施設がないため、最終的な避難場所は、地域防災計画に定められた学校・公民館・体育館などとしします。
- 安全な緊急輸送道路の整備と、避難路となる都市計画道路や幹線道路の歩道整備や緑化を進めていきます。緊急輸送道路には、輸送機能を損なうことのない緑化を進めます。
- 都市公園や緑地、市街化区域周辺の農地、都市計画道路、グラウンドなどは火災時の延焼防止に機能することから、防災上必要な緩衝緑地として保全・整備していきます。
- 水害への対応を図るために、河川改修を推進します。
- 市街地周辺の一団の農地（水田）は、遊水機能を有する緑地として保全を図っていきます。

■ 避難路となる都市計画道路



■ 市街地周辺の一団の農地



■ 「安全」の視点からみた緑地の配置図



4-3 「活力」に関する緑の配置方針

(1) 配置方針

「活力」に関する緑は、交流の場や歴史・文化資源となる緑の確保、町を代表する景観を構成する緑地、地域を特色づけ緑のランドマークとなっている樹林地などを位置づけ、以下に示す緑地の配置を行います。

(2) 配置計画

① 蟹江町らしい景観を構成する緑地の保全

- 日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川は、当町の代表的な景観であり、その中でも蟹江川、佐屋川は特徴のある河川景観を形成していることから、蟹江町の水郷景観として保全していきます。また、水辺の自然の保全や活用を図り、生物多様性と自然とのふれあいの環境づくりに努めていきます。
- 史跡や社寺林などの歴史的緑地は、地域の風土を伝えるものとして保全し、特に社寺が点在する蟹江川沿いは、歴史の散歩道として積極的な歴史的景観の保全・整備を図ります。
- 鹿島神社文学苑から吉川英治句碑までを結ぶ佐屋川下流沿いの散歩道は地域のランドマークとなり、当町の歴史空間として保全・整備を図ります。

■ 富吉建速神社・八剣社



②地域のシンボルとなる公園整備や町民活動、交流の場としての利活用推進

- ・近隣公園や地区公園は、各々の特性に応じ地域のシンボルとなるような特徴を持った景観づくりを行い、学校などの教育施設とともに地域のイベントの場や環境教育の場として整備を行っていきます。また、これらは地域が参加する、育てる緑として緑化を推進していきます。
- ・駅前広場周辺には人々の休憩の場などを設け、空間にゆとりと賑わいを感じられる景観形成を図ります。また、忠霊苑の樹木は緑地として保全します。
- ・観光として活用ができる可能性がある河川の活用方法なども検討していきます。

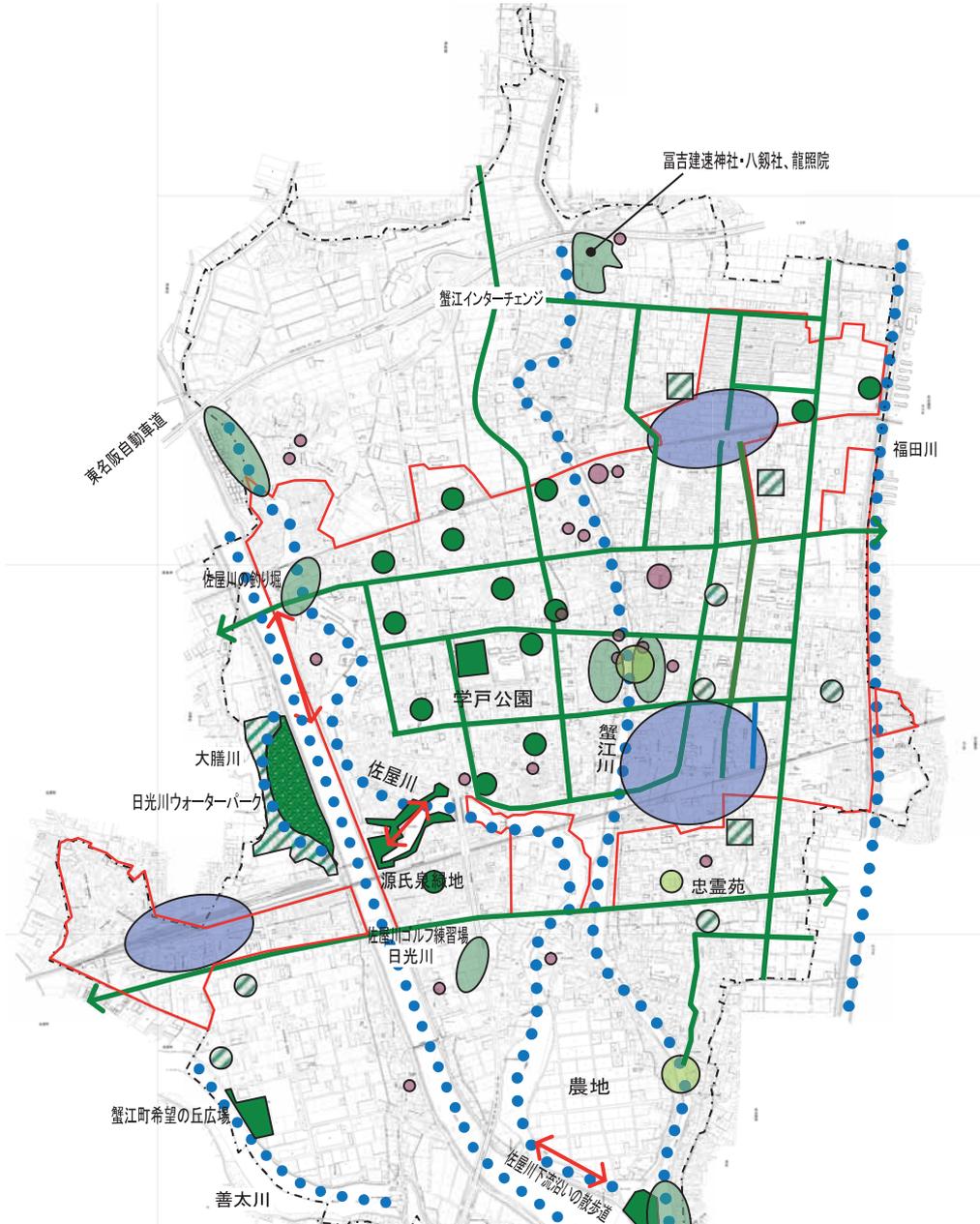
③水と緑のネットワークづくり

- ・公園と公共施設を重点的に緑化するとともに、道路や河川、沿道の民有地の緑化推進や、生物の生息場所となっている緑地の保全も含めて、水と緑によるネットワークづくりを推進していきます。
- ・住宅・農地・文化財などの混在地区は適切な共存を目指し、緑の条例化や緑化協定などにより、育てる緑の景観づくりを行っていきます。

■佐屋川下流沿いの散歩道



■「活力」の視点からみた緑地の配置図



凡 例	
	地域を代表する水郷景観
	自然とのふれあいの場
	歴史文化とのふれあいの場
	優れた景観眺望点
	交流の拠点となる公園など (既存・計画)
	都市計画道路（整備済み）
	賑わいのある都市の拠点
	主要な河川

公園 種 別	
	街区公園
	近隣公園
	地区公園

S=1:30,000
250 500 1000

4-4 「生活」に関する緑の配置方針

(1) 配置方針

「生活」に関する緑は、少子高齢化への対応と、快適な生活環境の創出と多様なレクリエーション需要に対処するために、将来人口に応じた適切な規模の緑地や都市公園の必要量確保と均衡ある配置を行っていきます。

(2) 配置計画

当町の10年後の人口は微増で横這いに推移し、前回計画策定時の人口と大きく変わらないことから、一部市街地整備計画が進んでいる場所を除いて、おおむね前回計画の公園配置方針を踏襲することにしました。

■都市基幹公園（総合公園・運動公園）

前回計画同様、当町の人口規模が小さいことから、標準対象人口10万人規模で設置する都市基幹公園は配置しません。

■住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）

当町の公園整備の現状分析として、地区公園はおおむね充足していますが、近隣公園が不足しています。また、街区公園は量として充足していますが未整備エリアがあり均衡のとれた公園配置になっていないという結果でした。

上記の結果を踏まえて、以下のように当町の住区基幹公園の配置を進めていきます。

①市街化区域内の公園配置

1) 蟹江川から西の市街化区域

円滑に市街地整備が進み、住区基幹公園が計画的に整備されたことで、公園の必要量や誘致圏域が確保されていることから、新たな住区基幹公園の整備は行いません。

2) 蟹江川から東の市街化区域

耕地整理後の基盤に宅地化が急速に進んだ結果、地域公園は適宜配置されていますが、住区基幹公園はほとんど整備されていません。住宅や工場・店舗・駐車場などが密集する人口密度の高い地区であることから、身近な街区公園や都市環境の向上、レクリエーションの場、一時避難場所となる近隣公園の整備が急務となっています。

【近隣公園】 一

整備が急務となっている近隣公園ですが、現在の市街化区域内ではまとまった用地（近隣公園2ha）確保が難しいため、配置しません。

【街区公園】3ヶ所

近隣公園の誘致圏が及ばない市街地中心部で、町有地や空き地・空き家などを有効に活用して、近鉄蟹江駅とJR蟹江駅に挟まれた区域に街区公園を3ヶ所配置していきます。

②市街化調整区域の公園配置

【地区公園】拡張・整備

整備済みの地区公園（標準対象人口4万人）である「日光川ウォーターパーク」を当町の緑の核となる公園として位置づけ、将来は大膳川を含め、都市計画決定した規模（5.05→10.72ha）まで拡張・整備を推進していきます。

【近隣公園】3ヶ所

市街地内での近隣公園整備が難しいため、市街地住民が利用しやすい誘致圏を考慮して、鉄道駅周辺で市街地に連坦した以下の市街化調整区域に近隣公園を整備します。

- ・JR蟹江駅北側1ヶ所
- ・JR蟹江駅南側1ヶ所
- ・近鉄蟹江駅南側1ヶ所

【街区公園】3ヶ所

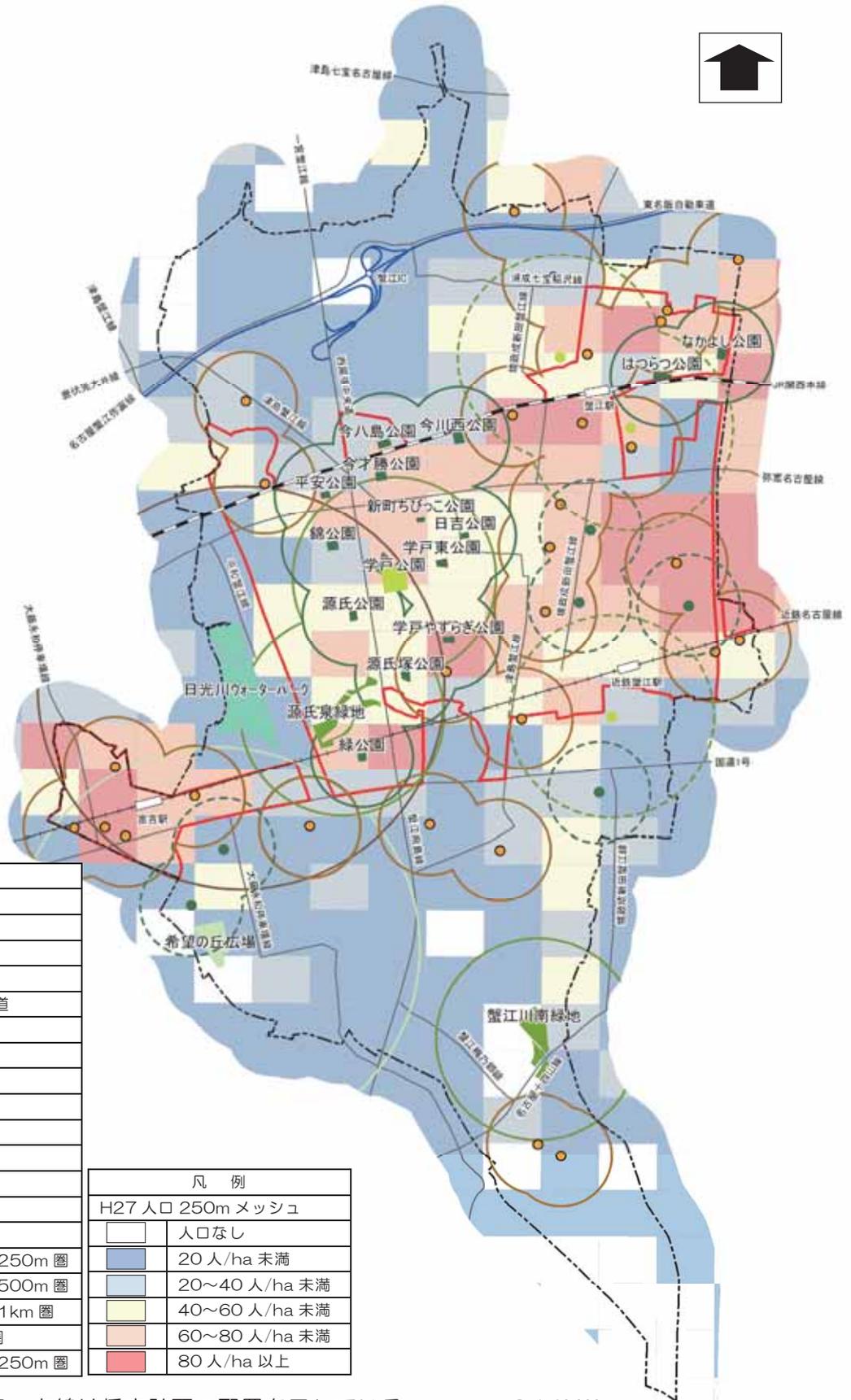
「土地区画整理事業が検討されている近鉄富吉駅南地区」と「公園がない既存集落地（舟入地区）」に、身近な街区公園を整備します。

- ・富吉駅南地区2ヶ所
- ・舟入地区1ヶ所

■緑地

現在、「源氏泉緑地」「蟹江川南緑地」の2ヶ所の緑地があり、町民に適正に利用されていることから、新たな緑地の整備は行いません。

■公園配置計画に沿って整備した後の利用圏域カバー状況図（将来）



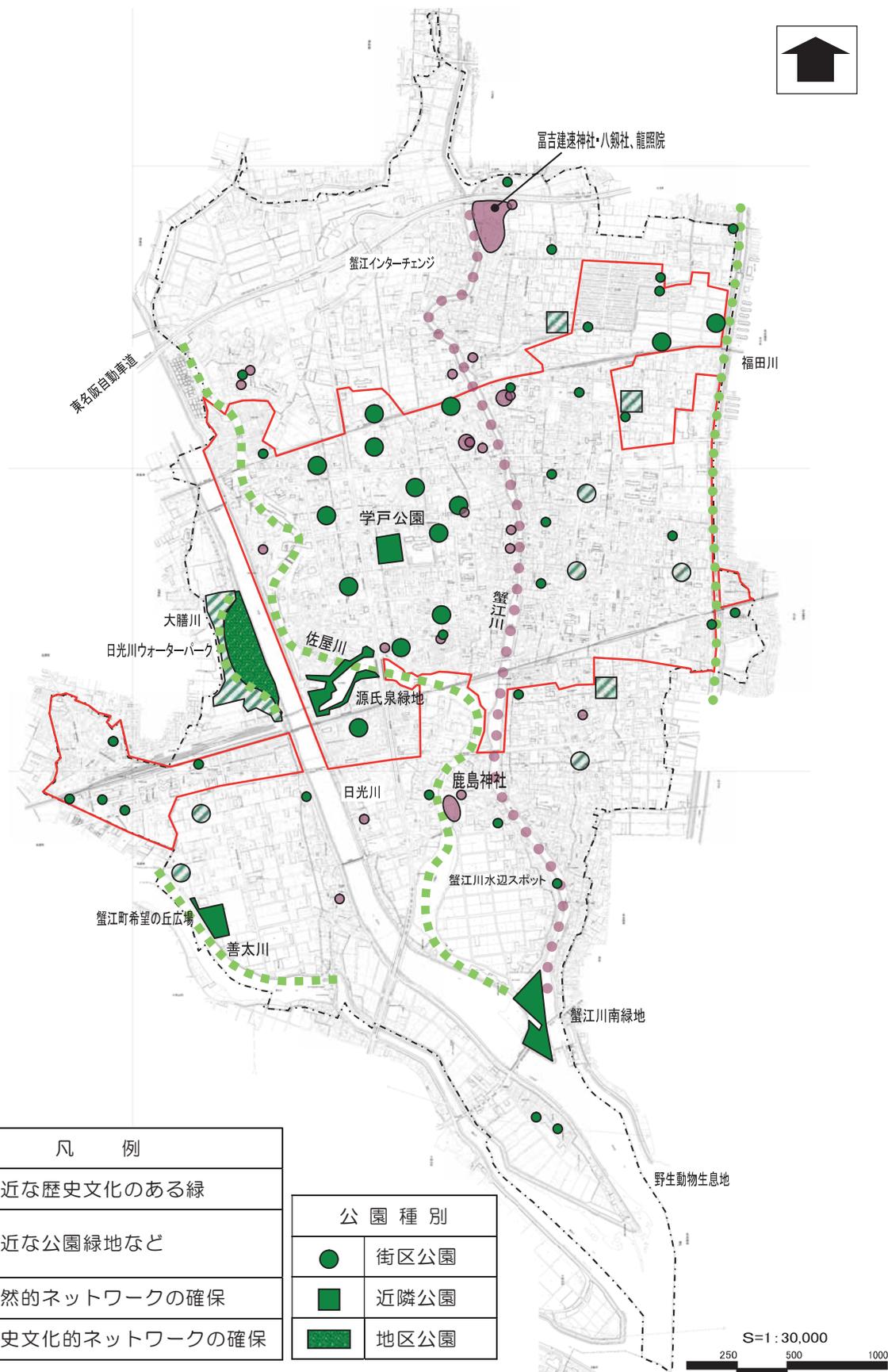
凡例	
	行政界
	市街化区域
	鉄道（JR）
	鉄道（近鉄）
	東名阪自動車道
	国道
都市公園等	
	街区公園
	近隣公園
	都市緑地
	地区公園
	その他
	地域公園
	その他
	街区公園から 250m 圏
	近隣公園から 500m 圏
	地区公園から 1km 圏
	その他 1km 圏
	地域公園から 250m 圏

凡例	
H27 人口 250m メッシュ	
	人口なし
	20 人/ha 未満
	20~40 人/ha 未満
	40~60 人/ha 未満
	60~80 人/ha 未満
	80 人/ha 以上

※実線は現況、点線は将来計画の配置を示している



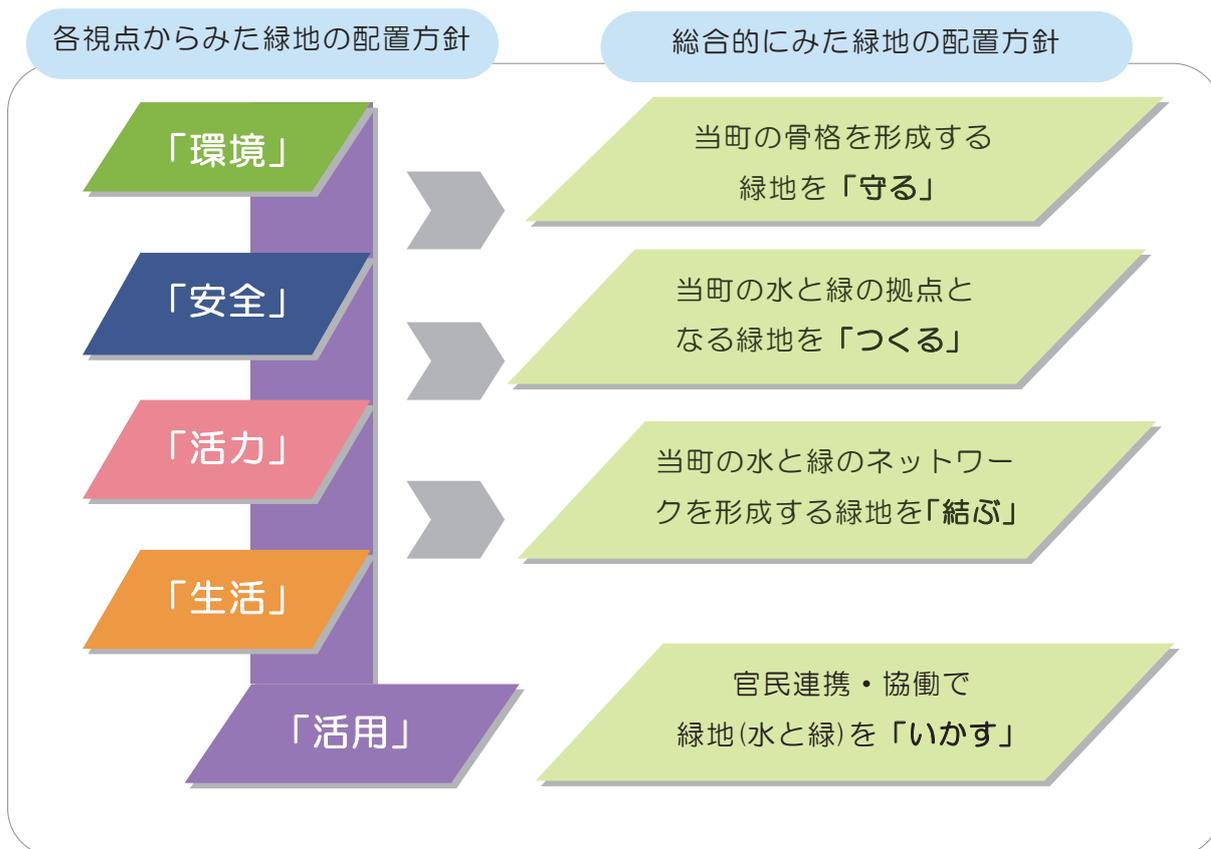
■ 「生活」の視点からみた緑地の配置図



4-5 総合的な配置方針

「環境」「安全」「活力」「生活」の各視点からみた緑を総合的にとらえ、当町の緑を「骨格を形成する緑地」、「水と緑の拠点となる緑地」、「水と緑のネットワークを形成する緑地」として抽出し、それぞれの緑を民間連携・協働による「活用」を加え、総合的な緑地の配置方針を示します。

■総合的な緑地抽出の考え方



(1) 当町の骨格を形成する緑地を「守る」

① 6河川（日光川・善太川・蟹江川・福田川・佐屋川・大膳川）

- ・当町の6つの河川は、すべての視点で重要な緑地として位置づけられ、河川区域の保全のほか、護岸、高水敷を含めた総合的な保全を図っていきます。
- ・これら河川沿いに広がる田園風景とともに、水郷情緒を強調する緑地として保全・活用を図っていきます。

② 市街地周辺の農地

- ・市街地周辺の農地は、当町の都市形態を保存するとともに、環境保全、防災などに渡る多くの役割を担っていることから、維持・保全を図ります。

③社寺林

- ・集落内を中心に点在する社寺は、当町の水郷の歴史を物語る重要な文化財であり、境内にある社寺林は当町の歴史・文化財と結びついた密接な緑地として維持・保全を図っていきます。

(2) 当町の水と緑の拠点となる緑地を「つくる」

①都市公園

- ・当町は、蟹江川の西側地区で地区公園、近隣公園、街区公園、都市計画緑地を計画的に整備してきましたが、今後は、住区基幹公園が不足している蟹江川の東側地区を中心に、地区の特性に合った公園整備を進めていきます。

②その他の公共施設緑地

- ・地域公園やグラウンドなど、都市公園と同等の機能を持つ公共施設緑地は、都市公園と同様に当町の緑の拠点を担う緑地として整備・活用を進めていきます。

③民間施設緑地など

- ・スポーツ施設、社寺林、観光施設などの民間施設緑地は、少ない緑を補う重要な緑地としての役割を果たしており、今後も維持・保全を図っていきます。

(3) 当町の水と緑のネットワークを形成する緑地を「結ぶ」

①6河川（日光川・善太川・蟹江川・福田川・佐屋川・大膳川）

- ・当町の骨格を形成する重要な河川であり、水と緑のネットワークの軸として位置づけ、歴史や文化特性をいかした緑道整備や河川沿いの緑化を推進していきます。

②幹線道路植栽や水路など

- ・都市計画道路などの幹線道路については、連続性のある歩道緑化を推進します。
- ・町内を網の目に走る水路を利用し、水路沿いの緑化や、暗渠化を行い上部利用による緑道整備を推進していきます。

③緑道

- ・公園や緑地などのほか、教育施設をはじめとする住民の利用頻度の高い公共公益施設などを連結する緑道を配置し、日常の施設利用に対する利便性・快適性・安全性の向上を図るほか、災害時の町民の避難路として有効に機能する歩行者・自転車道としていきます。

④その他

- ・町民、民間企業、行政との協働による緑化推進などで、散策路を整備してまちを緑でつないでいきます。

■歴史・文化散歩道

蟹江川沿い全ルート

蟹江川沿いには、水郷都市の面影と歴史を伝える「須成祭（国の無形民俗文化重要文化財に指定、ユネスコ無形文化遺産に登録）」の拠点となる富吉建速神社・八剱社や、文化財を有する多くの神社が点在しています。これらを連結する散策路として位置づけ、修景・整備を推進します。

佐屋川下流左岸部散策路

吉川英治が水郷景観を絶賛したといわれる佐屋川沿いは、水郷文化に親しむことのできる空間となっており、鹿島神社文学苑と連結した散策路の整備を推進します。

■ 水と緑のネットワーク図



凡 例	
●●●●●	歴史・文化散歩道
●●●●●	その他緑道など
●●●●●	緑化を推進する道路歩道 (都市計画道路など)
 <small>(既存・計画)</small>	主要な公園
●	主要な文化財・社寺など
■	河川
□	市街化区域

公園種別	
●	街区公園
■	近隣公園
■	地区公園

S=1:30,000
250 500 1000

(4) 官民連携・協働で緑地（水と緑）を「いかす」

① 緑に関する既存ストックの活用

- ・ これからの公園緑地整備は、安心・安全のために老朽化した既存ストックの更新と、社会のニーズに合った改修が必要となってきたため、従来から行ってきた計画的な施設の更新（長寿命化）と合わせて、防災やバリアフリーを考慮した既存施設の更新を行っていきます。

② 民間活力の導入・民間資産の活用による公園緑地などの整備や管理・運営の推進

- ・ 公園緑地などの魅力向上のため、公の施設の管理権限を民間に委任し管理・運営を民間に任せる「指定管理者制度」や、飲食・売店などの公募対象施設と特定公園施設を一体で整備できる民間事業者を公募で選定して整備・管理・運営を行う「Park-PFI」の導入を検討します。



出典：国土交通省「Park-PFI活用ガイドラインより」

③ 多様な主体による連携・協働の取組の拡大

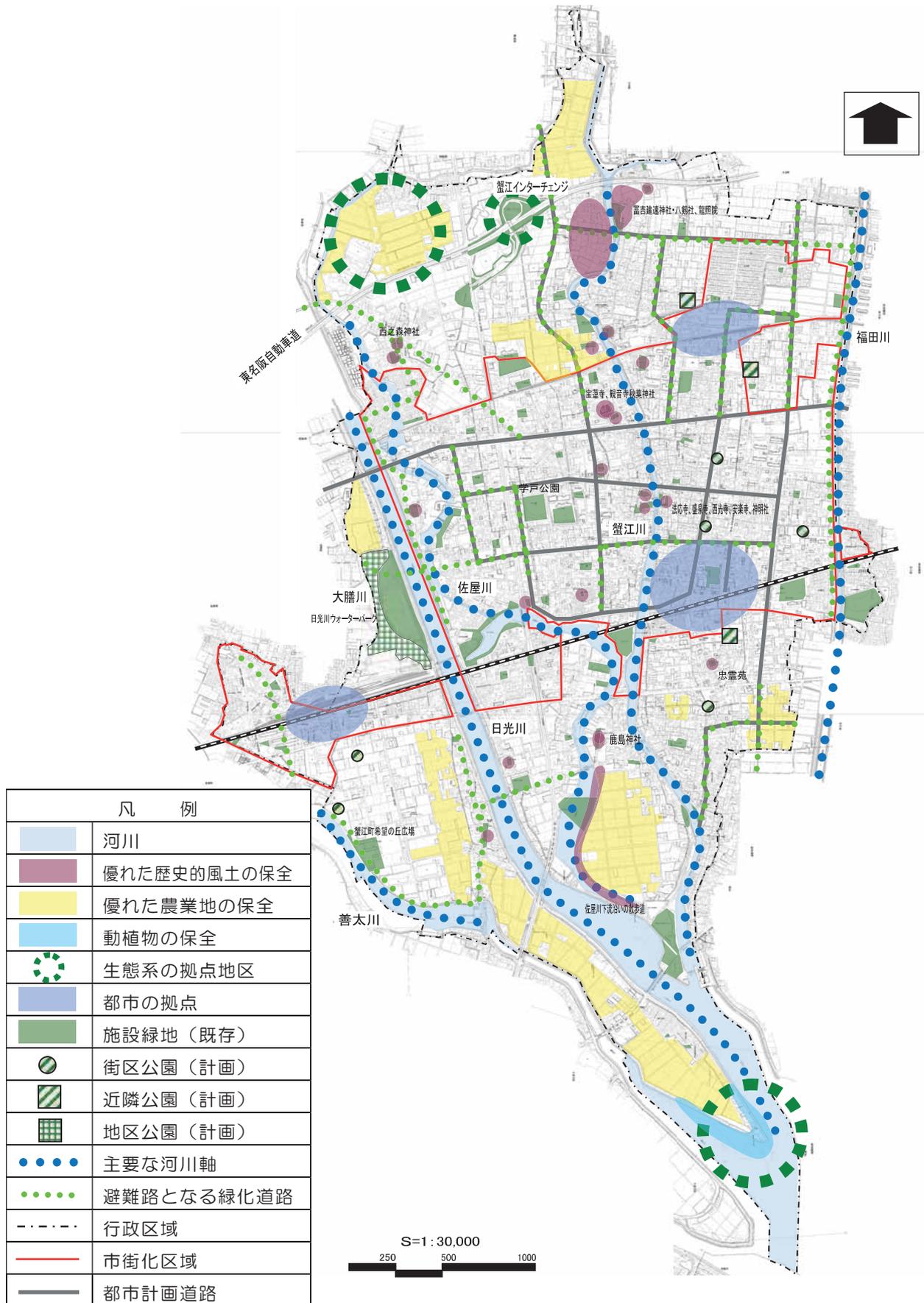
- ・ 町民、民間企業、NPOなどの多様な主体と連携・協働に取り組んでいきます。また、緑化の普及・啓発活動などに町民の参加を促していきます。

(5) 総合的な緑地の配置と都市緑化の計画

以上の考え方に基づき、市街地などの都市の発展動向や、緑地の充足度と配置バランスを踏まえ、総合的な緑地の配置と都市緑化の計画図を作成します。

総合的な緑地の配置と都市緑化の計画は、当町の性格に応じた計画の作成を行うものとし、将来の都市形態に合わせた緑地の配置と河川や道路などの緑化、緑道などの帯状緑地の配置を検討することで、将来市街地内と市街化調整区域での水と緑のネットワークが形成されるように努めるものとします。

■総合的な緑地配置図



第5章 実現のための施策の方針



第5章 実現のための施策の方針



5-1 施策の体系

本計画の実現に向け、当町の緑地について、「骨格を形成する緑地を『守る』」「水と緑の拠点となる緑地を『つくる』」「水と緑のネットワークを形成する緑地を『結ぶ』」「官民連携・協働で緑地(水と緑)を『いかす』」ために推進すべき施策の体系を以下の表に整理しました。

この体系に沿って、各施策の項目の方針内容を示します。

■ 施策の体系

【蟹江町の緑地の配置方針】

【推進すべき施策】

骨格を形成する緑地を『守る』	◇地域制緑地の保全年針 ●河川の保全年針 ●農地の保全年針 ●社寺林などの樹林地の保全年針
水と緑の拠点となる緑地を『つくる』	◇施設緑地の整備方針 ●都市公園の整備方針 ●公共施設緑地の整備方針 ●民間施設緑地の整備方針
水と緑のネットワークを形成する緑地を『結ぶ』	◇都市緑化の方針 ●河川、道路の緑化方針 ●公共公益施設の緑化方針 ●民有地の緑化方針 ●都市緑化推進事業
官民連携・協働で緑地(水と緑)を『いかす』	◇緑地の活用方針 ●緑地の既存ストックの活用 ●多様な主体と連携した緑地の活用、緑化推進

5-2 地域制緑地の保全方針

当町の水と緑の骨格を形成する河川や農地などは、法や条例などで指定された地域制緑地であり、「農業振興地域・農用地区域」「河川区域」「条例」で指定され保全が図られています。

また、保全の重要度が高い主要な社寺林は、引き続き都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定を検討していきます。

■地域制緑地による緑地保全

【法による緑地保全の手法】

- 緑地保全地域（都市緑地法）
- 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 風致地区（都市計画法）
- 生産緑地地区（生産緑地法）
- 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
- 自然公園（自然公園法）
- 自然環境保全地域（自然環境保全法）
- 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）
- 河川区域（河川法）
- 保安林区域（森林法）
- 地域森林計画対象民有林（森林法）
- 保存樹・保存樹林（樹木保存法）
- 景観重要樹木（景観法）
- 史跡・名勝・天然記念物などの文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）など

【協定による緑地保全の手法】

- 緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）

【条例などによるもの】

- 条例・要綱・契約、協定などによる緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地など

※青字アンダーラインは当町での適用分（条例は佐屋川、大膳川の河川区域）

1. 河川の保全方針

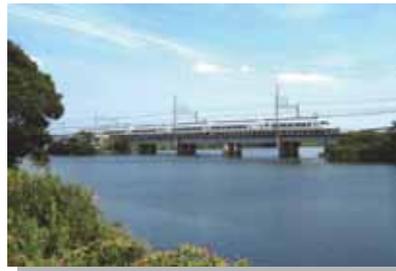
河川区域は、二級河川の日光川、善太川、蟹江川、福田川の111.22haと、普通河川の佐屋川、大膳川の31.37haです。

今後も、これら河川区域の保全を図るとともに、河川の水質浄化に努め、水郷のまちである当町の水と緑の骨格を維持・保全します。

■蟹江川（八剣社付近）



■佐屋川（近鉄線付近）



■日光川（尾張温泉付近）



2. 農地の保全方針

農業振興地域農用地区域は、農業生産基盤として生産機能の維持・増進を図るとともに、市街地や集落地からの緑の景観として、また、遊水空間としての防災機能や、生物生息地としての生物多様性機能を有する緑地として重要です。今後も、農業振興地域農用地区域110.94haの保全を図ります。

■町北部の農地



■町南部の農地



3. 社寺林などの樹林地の保全方針

(1) 特別緑地保全地区の指定

当町は自然樹林地が少なく、社寺境内地内の樹林である社寺林は貴重な緑地といえます。当町の特性を有する緑地のある社寺やまとまった緑地を有する施設として、良好な植物群落のある「法応寺・盛泉寺、神明社・西光寺」、歴史的、伝統的風土を代表する緑や水辺などのある「富吉建速神社・八剱社、龍照院、三明神社、宝蓮寺、鹿島神社」などが挙げられます。

これら社寺林などの積極的な保全を図るため、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定を、中間年次（令和7年）までに検討していきます。

■特別緑地保全地区の指定目標

単位：ha

対象となる緑を有する社寺など	現況 令和2年	中間年次 令和7年	目標年次 令和12年
富吉建速神社・八剱社、 龍照院	なし	0.54	0.54
三明神社	//	0.13	0.13
今川東公園	//	0.07	0.07
宝蓮寺	//	0.14	0.14
法応寺、盛泉寺	//	0.37	0.37
神明社、西光寺	//	0.22	0.22
鹿島神社	//	0.26	0.26
合計	—	1.73	1.73

■ 富吉建速神社・八劔社



■ 鹿島神社



■ 特別緑地保全地区の指定による保全方針

番号	名称	面積 (ha)	小学校区	指定理由
①	富吉建速神社・ 八劔社、龍照院	0.54	須西地区	祭りなどのイベントが行われる緑地 伝統的・歴史的風土を有する緑地
②	三明神社 今川東公園	0.20	蟹江地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
③	宝蓮寺	0.14	学戸地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
④	法応寺 盛泉寺	0.37	学戸地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
⑤	神明社 西光寺	0.22	蟹江地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
⑥	鹿島神社	0.26	新蟹江地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
合計		1.73		

< 地域制緑地の指定方針（まとめ） >

単位：ha

種別	現況 令和2年	中間年次 令和7年	目標年次 令和12年
特別緑地保全地区	なし	1.73	1.73
農業振興地域農用地区域	110.94	110.94	110.94
河川区域	111.22	111.22	111.22
条例等によるもの(普通河川)	31.37	31.37	31.37
合計	253.53	255.26	255.26

【参考】特別緑地保全地区制度の概要

区 分	特別緑地保全地区
目的	○都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。
根拠法	○都市緑地法第12条
指定要件	○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ○次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
指定主体	○特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行います。
指定状況	○愛知県内では74地区（名古屋市73地区、春日井市1地区）（平成30年3月）
制限される行為	①建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ③木竹の伐採 ④水面の埋立て又は干拓 ⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積など
土地の買入れ	○土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。 ○この場合、市町村、都道府県あるいは緑地管理機構がその土地を買入れます。 ○地方公共団体は、土地の買入れ費用や買入れた土地の保全利用にあたり必要な施設の整備費用について、国の社会資本整備総合交付金を活用することができます。
指定のメリット	○特別緑地保全地区の指定には土地所有者にとって次のようなメリットがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・相続税：山林及び原野については8割評価減となります。（財産評価基本通達50-2、58-5、123-2） ・固定資産税が最大1/2まで減免されます。 ・建築行為等の申請が不許可となった時に土地の買入れを申し出ることができます（都市緑地法第17条）。譲渡所得には2,000万円の控除が適用されます。 ・管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができます。 ・市民緑地制度を併用することにより、地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。

資料：国土交通省HP

5-3 施設緑地の整備方針

都市の施設緑地（公園緑地などの緑のオープンスペース）は、良好な都市環境を提供し、市民の憩いの場、環境学習の場、多様な生物の生息空間、災害時の身近な避難地となるほか、交流や観光拠点として地域の活性化に役立ちます。

総合的な配置方針に基づき、当町の施設緑地の整備や緑化の推進に関する施策の方針を定めます。

1. 都市公園の整備方針

都市公園は、住区基幹公園の適正な配置を進めていきます。住区基幹公園が不足している蟹江川の東側地区を中心に、近隣公園・街区公園を整備していきます。

(1) 住区基幹公園

① 街区公園

街区公園は、先の配置計画に基づき現況の14ヶ所2.96haに加え、中間年次（令和7年）に1ヶ所0.25ha、目標年次（令和12年）に5ヶ所1.25haの整備を行い、一人当たり面積を1.17㎡/人（標準1.0㎡/人）とします。

■ 街区公園の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
街区公園	14	2.96	15	3.21	20	4.46	1.17 (標準1.0)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

② 近隣公園

近隣公園は、現況の1ヶ所1.6haに加え、目標年次（令和12年）に3ヶ所6.0haの整備を行い、一人当たり面積を2.00㎡/人（標準2.0㎡/人）とします。

■ 近隣公園の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
近隣公園	1	1.60	1	1.60	4	7.60	2.00 (標準2.0)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

③ 地区公園

地区公園は、日光川ウォーターパークが1ヶ所5.05ha整備されています。都市計画決定された規模は10.72haであることから、目標年次（令和12年）には10.72haの供用を目標とし、一人当たり面積を2.82㎡/人（標準1.0）とします。

■ 地区公園の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
地区公園	1	5.05	1	10.72	1	10.72	2.82 (標準1.0)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

(2) 都市緑地

都市緑地は、源氏泉緑地2.50ha、蟹江川南緑地2.36haが整備されています。蟹江川南緑地は2.80haが都市計画決定されおり、中間年次（令和7年）に0.44haの整備を行い2.80ha全体の供用を目標とします。なお、新たな都市緑地は整備しない方針とします。

■ 都市緑地の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
都市緑地	2	4.86	2	5.30	2	5.30	1.39

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

■ 源氏泉緑地



2. 公共施設緑地の整備方針

(1) 地域公園

地域公園（遊園）などは、現況で29ヶ所2.25haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

(2) グラウンド

グラウンドは、佐屋川グラウンド1ヶ所0.97ha、中央ゲートボール場1ヶ所0.44ha、開放している教育施設7ヶ所6.50haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

(3) その他

その他は、蟹江インターチェンジ3.95ha、蟹江川水辺スポット1ヶ所0.94ha、蟹江町希望の丘広場2.23haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

■ 公共施設緑地の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
公共施設 緑地	41	17.28	41	17.28	41	17.28	4.55 (標準なし)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

■ 開放教育施設（須西小学校のグラウンド）



3. 民間施設緑地の整備方針

(1) スポーツ施設

スポーツ施設は、佐屋川ゴルフセンターや名古屋WESTフットサルクラブなど5ヶ所5.45haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

(2) 社寺

社寺は、忠霊苑、蓮行寺など21ヶ所3.38haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

■ 民間施設緑地の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
民間施設 緑地	26	8.83	26	8.83	26	8.83	2.32 (標準なし)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

5-4 都市緑化の方針

緑が有する機能を複合的・効果的に発揮させるためには、水と緑が連続した空間や拠点からなる骨格軸をつくり、これらを基盤とした面的な広がり形成する「水と緑のネットワーク」の形成が重要です。骨格軸となる河川などや道路、地域の各拠点となる公共公益施設の緑化方針を定めます。

1. 河川、道路の緑化方針

(1) 緑化目標

河川などや道路の緑化は、水と緑のネットワーク形成を目標として設定します。また、町内の都市計画道路では、一部を除き緑化推進を図ります。

【区分】	【緑化目標】	【緑化率】	
		現況(%)	目標(%)
河川など	<ul style="list-style-type: none"> 河川区域や水路の緑化、河川や水路沿いの緑道整備で水と緑のネットワーク化を推進します。 	—	—
道路	<ul style="list-style-type: none"> 道路緑化で連続性のある緑のネットワーク化を推進します。 駅前広場は、町の玄関口として緑と調和したシンボリックな景観形成を図ります。 	都市計画道路整備延長の内緑化延長率 54.2%	都市計画道路の緑化延長率 80%

(2) 緑化の推進方針

河川などや道路の緑化目標を達成するための緑化の推進方針は、以下のとおりです。

【区分】	【緑化の推進方針】	【緑化内容など】
河川など	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いの緑道整備 佐屋川の緑化・浄化 	【河川堤防道路や護岸部の整備】 <ul style="list-style-type: none"> 護岸の緑化整備やフラワーポットの配置 並木などの連続性のある緑の配置 親水護岸などによる水辺スポットの整備 佐屋川の水質浄化
	<ul style="list-style-type: none"> 身近な水路の親水化 水路暗渠化による緑道整備 	【水路の整備】 <ul style="list-style-type: none"> 水質浄化と親水護岸などの整備 並木などの連続性のある緑の配置 水路沿い遊歩道の整備 水路の暗渠化による緑道整備
道路	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の修景・緑化 	【街路樹の整備】 <ul style="list-style-type: none"> 緑量感と連続性のある並木や四季の花の植栽による修景や路線ごとの樹種設定 フラワーポットなどの花壇づくり 緑と調和したシンボリックな景観形成を図る
	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の改良・新設と緑化 	【県道・町道の改良】 <ul style="list-style-type: none"> 並木など連続性のある緑の配置 歩道の整備

■道路緑化（役場横）



■道路緑化（都市計画道路温泉通線）



2. 公共公益施設の緑化方針

(1) 緑化目標

公共公益施設緑化の目標は、現況の緑化率などを踏まえて以下のように設定します。各施設の緑化は、これらの目標値を上回る緑化に努めるものとします。国で定められた緑化率の目標はありませんが、都市公園の標準的な緑化率※₁や、都市緑地法で緑化地域指定がなされている建築物の緑化率の最低限度値※₂を参考としています。

【区分】	【緑化目標】	現況(%)	【緑化率】 目標(%)	参考(%)	
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を考慮した個性ある公園づくりを行います。 地域の緑の拠点とします。 	地区公園 25% 近隣公園 32% 街区公園 60%	地区公園 50% 近隣公園 50% 街区公園 60%	地区公園 50% 近隣公園 50% 街区公園 30%	※ ₁
官公署 (行政サービス施設)	<ul style="list-style-type: none"> 町民サービスの拠点として質の高い緑を増やします。 	13%	20%以上	25%	※ ₂
学校 (教育文化施設)	<ul style="list-style-type: none"> 外周部の緑量感を高めます。 情操教育・環境教育の場としてふさわしい緑化を行います。 	13%	20%以上	25%	※ ₂
その他の公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> 修景緑化により、都市景観の向上と親しみやすさが増す工夫を行います。 	福祉施設 3% スポーツ施設 12%	15%以上	25%	※ ₂

注：現況の緑化率は第1章の緑化状況参照

■都市公園の緑化（学戸公園）



■公共公益施設の緑化（役場）



(2) 緑化の推進方針

公共公益施設の緑化目標を達成するための緑化の推進方針は、以下のとおりです。

【区分】	【緑化の推進方針】	【緑化内容など】
都市公園	・既存公園の緑化	【既存公園の緑化】 ・プランターの設置や樹木の補植
	・公園や緑地などの整備	【公園や緑地の整備】 ・地域特性に留意した公園づくり ・植栽面積の確保
官公署 (行政サービス施設)	・官公庁施設の緑化	【緑化整備の充実】 ・町の花木の植栽など“町らしさ”の演出 ・駐車場緑化、屋上緑化や壁面緑化の整備
学校 (教育文化施設)	・学校の緑化	【小中学校の緑化整備の充実】 ・体験型学習農園やピオトープ池づくり ・生徒が育てた花壇、鉢植えで修景するメインエントランスづくり ・学習活動として生徒による植栽管理
その他の公共 公益施設	・公共公益施設の緑化	【緑化の充実】 ・外周緑化による緑の充実 ・花壇やフラワーポットの配置

3. 民有地の緑化方針

(1) 緑化目標

民有地の緑化目標は、土地利用区分別に以下のように設定します。

【区分】	【緑化目標】	【植栽基準】
住宅地	個人住宅 ・特に設けない	・生垣化（1mに低木2本以上）と前庭緑化
	住宅団地 ・既設：空地の10% ・新設：敷地の15%以上	・緑化面積10㎡に高木1本、低木3本 ・生垣（1mに低木2本以上）と前庭の緑化
商業地	・特に設けない	・建築物の壁面緑化やプランターの配置などによる効果的な植栽を行います。
工場地	・既設：空地の20% ・新設：敷地の20%	・緑地の75%以上を敷地周辺部に配置し、常緑高木を主体に植栽帯を形成します。 ・工場立地法の緑地基準に準拠します。

注：高木、低木とは、その樹木が成木に達したときの樹高で判別する
高木とは、樹高がおおむね3m以上となるもので、低木とは、高木以外のもの

(2) 緑化の推進方針

民有地の緑化目標を達成するための緑化の推進方針は、以下のとおりです。

【区分】	【緑化の推進方針】	【緑化内容など】
住宅地	個人住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣や前庭の緑化 ・プランターや花壇による花づくり ・緑のカーテンづくり ・オープンガーデン
	住宅団地	
商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化協定や建築協定 ・緑化助成制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面緑化、屋上緑化 ・駐車場緑化
工場地	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法に基づく緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・外周緑化、生垣 ・壁面緑化、屋上緑化 ・駐車場緑化

■集落内の住宅地緑化



■商業施設の緑化



4. 都市緑化推進事業

(1) 都市緑化推進事業

町民との協働で都市緑化を推進し、緑あふれる水郷都市を実現するための事業として、現在実施している事業の活用や、新たに河川などの水辺を活用した水と緑の空間整備事業や花いっぱい運動などの実施などが考えられます。このような緑化事業を積極的に推進することで、潤いのある都市環境を創出します。

また、これらの事業には、愛知県が実施している「あいち森と緑づくり事業」などの補助事業の活用を検討していきます。

■緑化推進事業（案）

実施事業（案）	事業内容など
「まちなか交流センター」事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 当町の地域資源の活用やPR、町民の交流促進、地域への関心の高揚などを目的とした交流拠点。 住民と行政の交流・協働の活動拠点として、魅力あるまちづくりに向けた取組を行う。
主要河川流域の水と緑のネットワーク事業の創設と実施	<ul style="list-style-type: none"> 佐屋川などの流域を緑の散策路で結び、地域の人々や観光客が自然を介してふれあいを育む水辺とする。 “水郷かにえ”としての歴史や文学的環境を水辺に配し水に親しみながら回遊できる緑地帯をつくる。 水郷景観をいかし、並木道や緑地、釣り堀など、様々な表情を見せる水景をつなぐ緑の散策路を整備する。
花いっぱい運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、屋敷の周り、道路沿道、街角などに四季折々の草花を植え、やさしい環境をつくるため、種子配布、草刈りイベントの実施を行う。
生垣や庭木用樹木の配布事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 四季折々に楽しめるよう、花木や実のなる木など幅広い樹種を配布する。
蟹江町都市緑化推進事業交付金の活用	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）に基づく間接補助事業として、町内にある敷地や建築物で、町民や事業者が行う優良な緑化事業に対して補助金を交付する。

■愛知県が実施している主な助成事業

実施事業（案）	事業内容など
あいち森と緑づくり事業の活用推進（愛知県の補助事業）	<ul style="list-style-type: none"> 都市の緑の適正な保全・創出のため、「あいち森と緑づくり税」を活用し、緑化重点地区などにおける「身近な緑づくり」「緑の街並み推進」「美しい並木道再生」「県民参加緑づくり」などの都市緑化事業を支援する。「緑の街並み推進」は、市街地の民有地において、まとまった規模での優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進する。
愛知県都市緑化基金	<ul style="list-style-type: none"> 基金への寄付金や愛知県の出えん金を積み立てて、その利子により、市町村の都市緑化基金を通して、保存樹、保存樹林などの維持管理への助成や樹林配布を行い、身近な緑の普及啓発活動を支援する。

(2) その他の緑化施策

緑化推進事業の中心になる活動を補完する施策として、以下のものが考えられ、必要に応じて実施を検討していきます。

【区分】	【緑化項目】	【緑化施策例】
住宅地	住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・緑地協定・地区計画・建築協定・開発許可制度など
商業地	商業地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・緑地協定・総合設計制度・地区計画・建築協定・街づくり協定など
工場地	工場地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・緑地協定・地区計画・開発許可制度など
その他	緑化指導の推進	<ul style="list-style-type: none">・緑地協定の締結などの指導・開発許可の際の緑化の指導・工場緑化の指導・緑化の助成

5-5 緑地の活用方針

1. 緑地の既存ストックの活用

(1) 公園緑地などの更新

少子高齢化の進展などの社会変化に伴い、多様化する利用者のニーズに対応して、老朽化した遊戯施設や既存の公園緑地などの更新を検討し、魅力の向上、長寿命化を図ります。更新の際には、利用者のニーズに対応した公園となるよう、町民の意見を取り入れつつ更新内容を検討していきます。また、小さな子ども連れや高齢者、障がい者など、誰もが利用でき、過ごしやすい公園となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の改修を推進していきます。

(2) 防災活動の場として利用

公園緑地やグラウンドなどは、初期の救援活動支援活動拠点として活用していきます。平常時には、地域の避難訓練の場として活用していきます。

2. 多様な主体と連携した緑地の活用、緑化推進

(1) 官民連携による公園緑地などの管理運営制度の検討

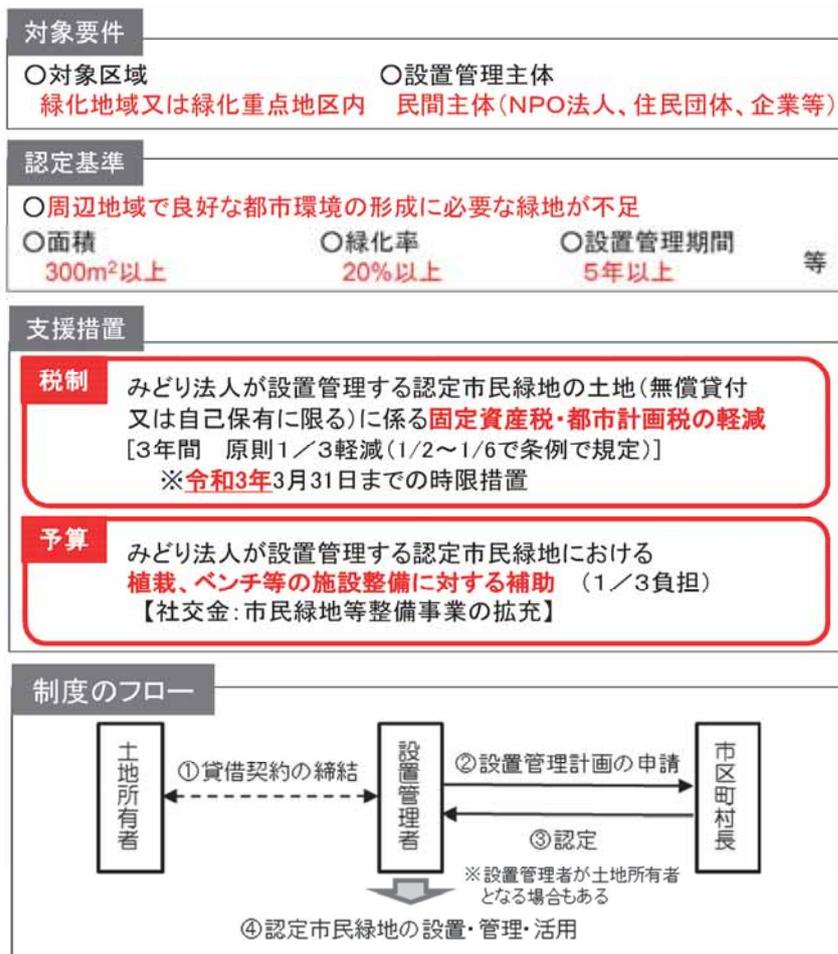
指定管理者制度やPark-PFIなどの可能性を探り、民間資金と民間の管理・運営力を活用した公園整備を検討していきます。(4-16頁参照)

財政面での厳しい制約などから、新たな都市公園用地の取得や整備には限りがあります。市街地内の低未利用地の町有地や空き家・空き地などを土地所有者の協力を得て、NPO法人や企業などの民間主体が設置管理者となり、公園的な空間に整備し管理する市民緑地認定制度の活用を検討していきます。

■市民緑地認定制度

<概要>

民有地を地域住民の利用に供する緑地として整備・管理する者が、設置管理計画を作成・申請し、市区町村長の認定を受けて、一定期間緑地を整備・利活用する制度



■認定市民緑地のイメージ



出典：国土交通省 HP

(2) 町民と行政による緑化推進体制の構築

町民参加の緑化活動としてアダプト・プログラム※（蟹江町ふる郷ふれあい事業（里親制度））が導入されており、身近な公共空間である道路や河川などの美化活動が行われています。

町民と行政による緑化推進体制の推進には、地域住民の自発的な参加や協力による都市緑化活動の創出と助成を図っていくことが重要になります。そのため、行政は積極的に緑化推進団体などの育成、緑化リーダーの養成などの取組を行っていきます。

また、公園管理は、地域の状況に合わせて地元住民による愛護会などを育成し、公園の維持管理を住民協働で進めていく方法があります。さらに、愛護会の中で公園利用の取決めを話し合う機会（公園の活性化に関する協議会の設置）をつくって、公園利用の活性化を図っていくことなども考えられます。

※アダプト・プログラムは市民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」である。アダプトとは英語で「〇〇を養子にする」という意味で、一定区画の公共の場所を養子にみだて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ（＝清掃美化を行い）、行政がこれを支援する。市民と行政が互いの役割を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進める。

出典：公益社団法人食品容器環境美化協会

■公園の活性化に関する協議会の設置例

協議会の構成員

- 公園管理者
- 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体等、公園利用者の利便の向上に資する活動を行う者で公園管理者が必要と認める者（自治会、町内会、まちづくり団体も可能）

協議会における協議事項（例）

- 公園の賑わい創出に向けたイベント開催等、運営に関する事項について協議
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、公園利用上のルール作りについて協議
- 住民参加による花壇作りや清掃等の美化活動等、住民協働のルール作りについて協議

- 育成：活動中の団体等の発掘と育成、地元の新たな管理団体等の組織化
- 運営：緑化団体ごとの活動対象と活動内容の情報交換、公共の助成の検討

出典：国土交通省「都市公園法の改正について」

(3) 緑化の普及・啓発活動

緑に対する普及・啓発活動の活性化は、各種の緑化施策への理解や参加のきっかけをつくるという意味で重要な要素となります。学校や各種団体などと連携しつつ、環境学習や地域学習の普及・拡大を図り、緑化行事や緑化コンクールの開催、教育活動、広報活動の強化などの推進に努めていきます。

その他、住民参加の緑の維持管理の充実を図るため、蟹江町ふる郷ふれあい事業や町ぐるみの水質浄化運動などの推進に努めていきます。

また、公園の紹介や行事情報のほか、緑化の推進に関する標語や町民の提案を募集し、公園の利活用を促進するとともに、多くの町民に緑に対する関心を深めてもらうため、様々な活動を検討していきます。

【活動名】	【内 容】
記念樹・献木の推進	・誕生記念、成人記念、卒業記念、結婚記念、還暦記念などでの植樹
広報活動の強化	・“水と共生するまちづくり”をテーマとした児童や生徒の作文、町民の提案の募集 ・町の広報などによる緑化行事、緑化事例などの紹介 ・緑化の推進に関する標語の募集、パンフレットの配布など
緑化コンクールの開催	・生垣コンクール ・花壇コンクール ※「フラワーブラボーコンクール」 ・学校緑化コンクールなどの開催 例)「全国花のまちづくりコンクール」(公財)日本花の会) など
教育活動の強化	・河川、水路の見学会、勉強会などの開催 ※「エコきっす調査隊」 ・庭木相談、植木講習会などの開催 ・学校での緑化教育の強化
各種緑化行事の開催	・植樹祭、植木即売会などを盛り込んだ緑化フェアの開催
住民参加による緑の維持管理の充実や緑化運動の推進	・蟹江町ふる郷ふれあい事業の推進 ・生活排水の浄化、浄化槽管理の徹底、水路清掃などの町ぐるみの水質浄化運動 ※「蟹江川をきれいにする会」、「フィル・ハート」、 「佐屋川河川敷をきれいにする会」、「スマイルクリーンズ」など ・ホテルの育成を通じて環境を考える ※「蟹江町学戸ホテルの会」 ・一人一本緑化運動 ・花いっぱい運動
顕彰制度	・緑化優良施設の表彰 ・巨樹、高齢樹の表彰 ・緑化奉仕団体に対する表彰 ・緑化功労者に対する表彰 ・優秀な緑化デザインに対する表彰

※当町で継続的に実施されている緑化・環境活動

5-6 緑化重点地区の計画

(1) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、下表のような地区が対象として考えられます。これらの地区の中から、当町の特性を考慮し緑化重点地区を検討します。

下表の候補条件と町の特徴を照らし合わせ、地区公園(日光川ウォーターパーク)、近隣公園(学戸公園)、都市緑地(源氏泉緑地)など町を代表する主要な公園緑地や、役場などが集積するとともに、水郷の歴史をしのばせる佐屋川、大膳川、町の緑と水の骨格を形成する日光川などを含む、「町の中心地区」を設定します。(5-21頁の図「緑化重点地区の設定」参照)

■緑化重点地区の候補地区例

- ・ 町のシンボルとなる地区
- ・ 特に緑の少ない地区
- ・ 風致の維持・創出が重要な地区
- ・ 防災上課題があり、緑地の確保や市街地の緑化を行う必要性が高い地区
- ・ 緑化の推進の住民意識が高い地区
- ・ 市街地開発事業等の予定地区
- ・ 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ・ 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ・ 公共施設と民有地の一体的な緑化など良好な環境の保全や創出を図る地区
- ・ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

資料：緑の基本計画ハンドブック

※アンダーラインが入ったものは、当町で対象となる項目

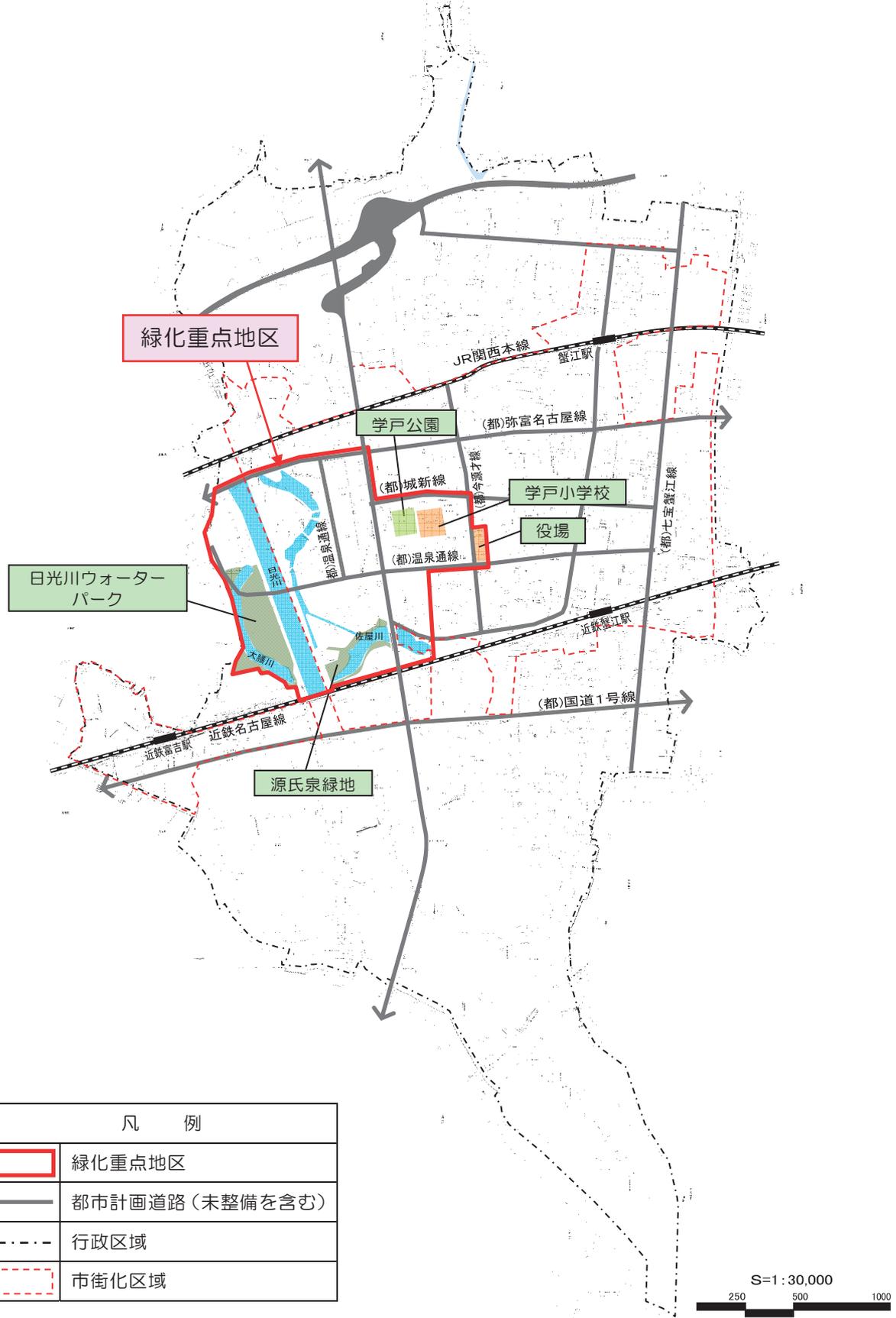
■日光川ウォーターパーク（地区公園）



■緑豊かな学戸公園（近隣公園）



■緑化重点地区の設定



凡 例	
	緑化重点地区
	都市計画道路(未整備を含む)
	行政区域
	市街化区域



(2) 緑化重点地区の現況と問題点、整備方針

緑化重点地区の現況と問題点、整備方針を以下の表に整理しました。

現況	問題点	整備方針
<ul style="list-style-type: none"> 商業地域、近隣商業地域、第1種、第2種中高層住居地域、第1種、第2種住居地域からなる土地利用 	<ul style="list-style-type: none"> 民有地の緑化率が低い 住宅や高層住宅の緑視率が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ①民有地・公共公益施設の一層の緑化推進 ②住宅地の生垣などによる緑化の促進
<ul style="list-style-type: none"> 町役場や中央公民館、図書館など主要な公共公益施設が立地 	<ul style="list-style-type: none"> 町の主要施設としての緑の継続的な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ③住民生活の中心となる公共公益施設(行政・文化拠点)の緑化の推進
<ul style="list-style-type: none"> 源氏泉緑地、日光川ウォーターパークなど町を代表する公園が整備 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園緑地などの魅力向上、継続性のある維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ④市街地周辺の主要な公園は、緑のランドマークとして、良好な緑の保全、利活用の推進 ⑤日光川ウォーターパークの未供用区域の整備
<ul style="list-style-type: none"> 尾張温泉など観光レクリエーション施設が立地 観光・交流拠点機能を持つ「まちなか交流センター(みちくさの駅楽人)」が整備 	<ul style="list-style-type: none"> 町の中心地区とつながる主要な公園や観光レクリエーション施設における緑のネットワークが十分でない 地区の中心となる観光レクリエーション施設の緑地が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥佐屋川を中心とした観光と交流の拠点にふさわしい環境整備の促進 ⑦豊かな水と緑を活用したレクリエーション空間の充実 ⑧「まちなか交流センター(みちくさの駅楽人)」の緑化の推進
<ul style="list-style-type: none"> (都)西尾張中央道、(都)温泉通線、(都)弥富名古屋線は、市街地や地域間の交通軸としての主要ルート 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路は通過交通の車両がほとんどである 佐屋川の川岸は、佐屋川が有する魅力が十分に活かされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨都市計画道路の緑化の推進 ⑩市街地を連絡する道路は、街路樹の植栽地や沿道部の緑化を推進 ⑪佐屋川沿いの緑道整備 ⑫地区を結ぶ緑のネットワークの形成
<ul style="list-style-type: none"> 水路沿いはネットフェンスやガードレールで安全確保されている 農地が混在している 	<ul style="list-style-type: none"> ネットフェンスや護岸の景観が周辺の景観と調和していない箇所が見られる 水路が一部ガードレールで整備されているが、安全性が十分ではない箇所がある 農地の転用が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ⑬水路沿いの景観と安全性の向上による緑のネットワーク形成 ⑭地域性豊かな水郷景観を創出(植栽の充実・河川浄化) ⑮優れた農業地の保全により、河川と一体となった自然環境を維持

蟹江町 緑化重点地区計画 整備方針図



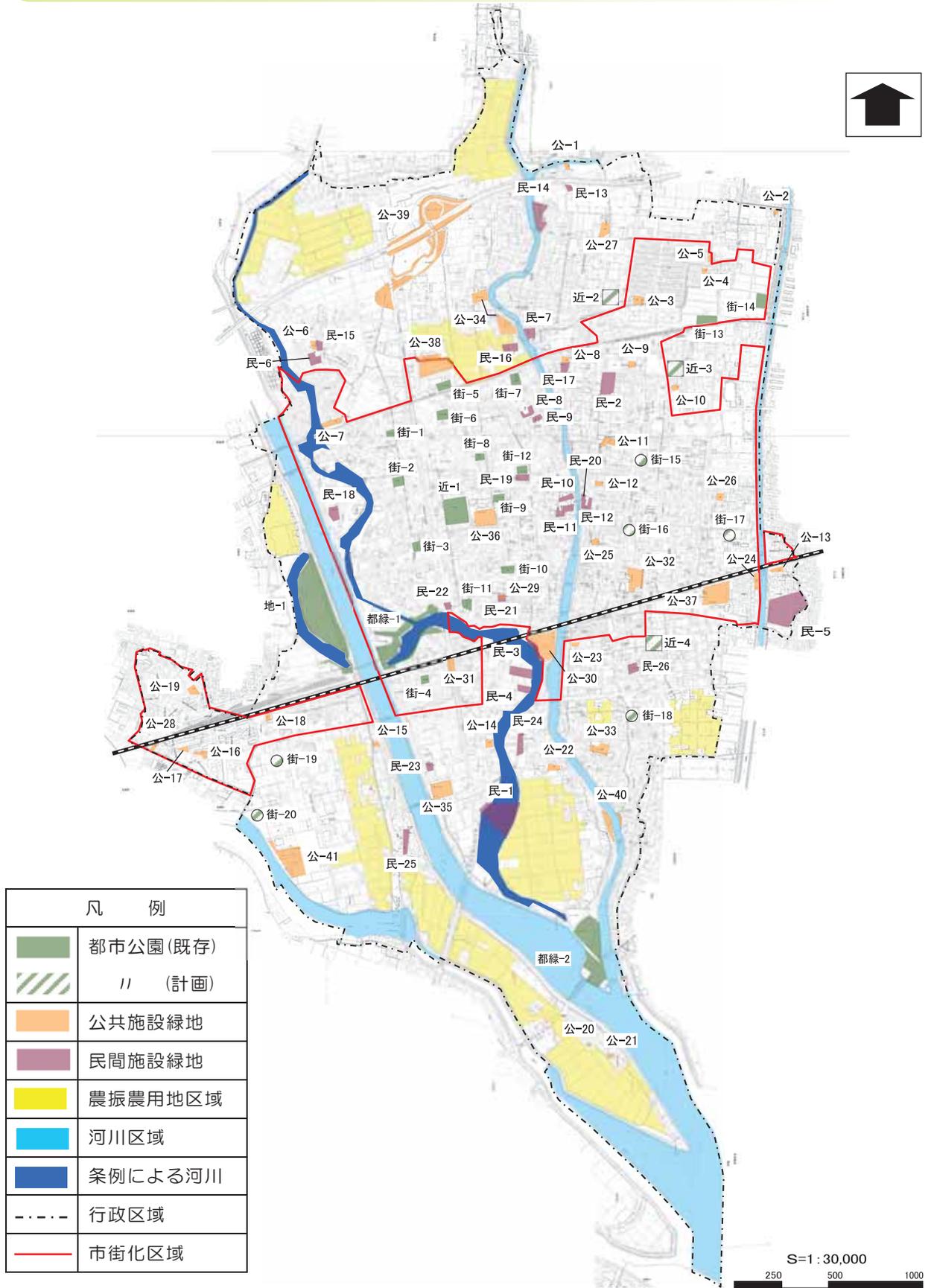
凡 例	
	地区公園
	近隣公園、街区公園
	都市緑地
	公共公益施設
	社寺（民間施設緑地）
	河川
	都市計画道路（緑化・維持管理の充実）
	都市計画道路（緑化なし）
	都市計画道路（未整備区間）
	緑のネットワーク形成
	危険な水路の蓋かけ整備（緑道化）
	商業地域
	近隣商業地域
	第一種中高層住宅地地域
	第二種中高層住宅地地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	市街化区域界
	行政区界
	緑化重点地区



津島市

100 250 500

5-7 実現のための施策の方針図



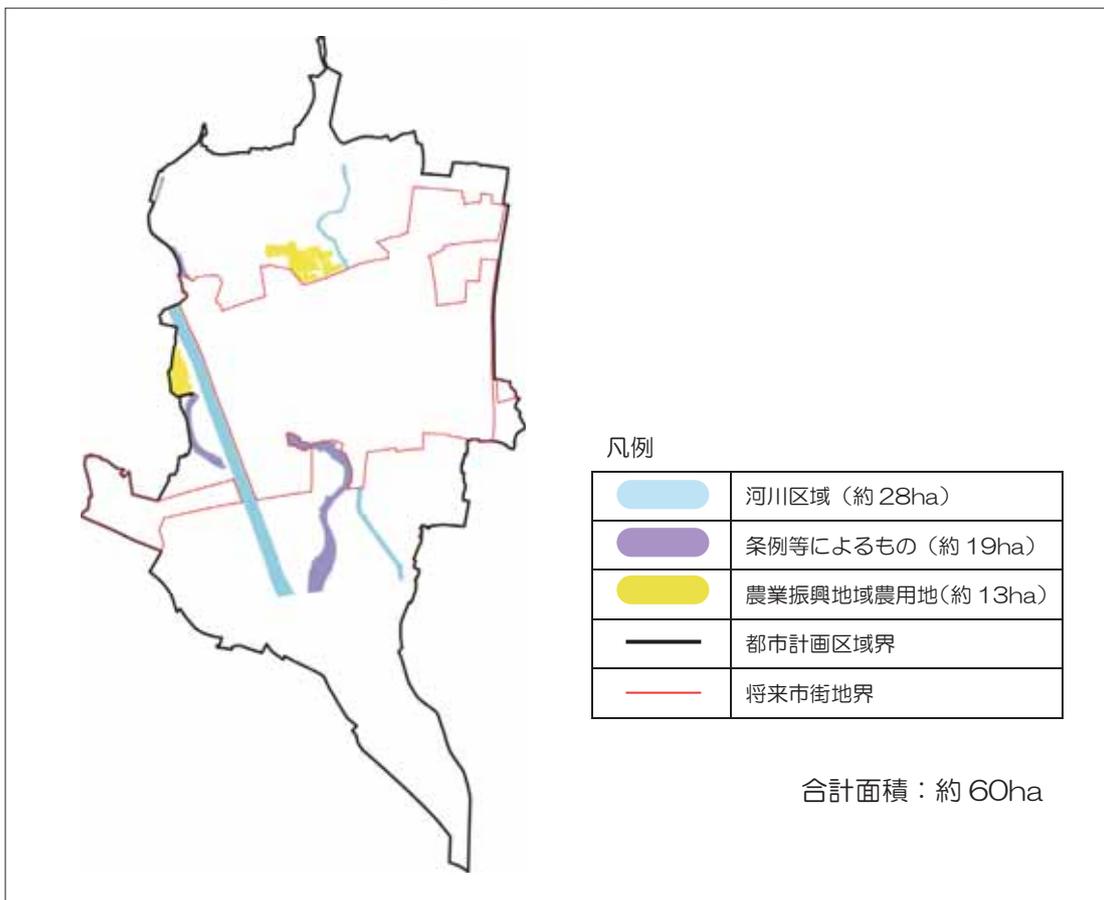
(参考資料)

※3-4 計画の目標水準の設定「将来市街地に接した周辺地域」(3-7頁)

「将来市街地に接した周辺地域」となる隣接緑地の面積計測範囲は下図に示す範囲です。

市街化区域界から約1km程度を目安とした隣接する河川区域、条例等によるもの、農業振興地域農用地の区域を計上しています。

■隣接緑地の面積計測範囲



緑地の整備目標総括表・調書



	現況（令和2年）						中間年次（令和7年）						目標年次（令和12年）						備 考		
	市街地			都市計画区域			市街地			都市計画区域			市街地			都市計画区域					
	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人			
	ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)			ヶ所	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	14	2.96	1.02	14	2.96	0.79	15	3.21	1.06	15	3.21	0.84	17	3.71	1.23	20	4.46	1.17	(1)	
	近隣公園	1	1.60	0.55	1	1.60	0.43	1	1.60	0.53	1	1.60	0.42	1	1.60	0.53	4	7.60	2.00	(2)	
	地区公園				1	5.05	1.35				1	10.72	2.82				1	10.72	2.82	(3)	
	都市基幹公園	総合公園																			(4)
		運動公園																			(5)
	基幹公園計	15	4.56	1.57	16	9.61	2.58	16	4.81	1.59	17	15.53	4.09	18	5.31	1.76	25	22.78	5.99	(1)～(5)の計	
	特殊公園	風致公園																			(6)
		動植物公園																			(7)
		歴史公園																			(8)
		墓園																			(9)
	その他																				(10)
	広場公園																				(11)
	広域公園																				(12)
	緩衝緑地																				(13)
	都市緑地	1	2.50	0.86	2	4.86	1.30	1	2.50	0.83	2	5.30	1.39	1	2.50	0.83	2	5.30	1.39	(14)	
	緑道																				(15)
	都市林																				(16)
国の設置によるもの																				(17)	
都市公園計	16	7.06	2.44	18	14.47	3.88	17	7.31	2.42	19	20.83	5.48	19	7.81	2.59	27	28.08	7.39	(1)～(17)の計		
公共施設緑地	24	9.38	3.24	41	17.28	4.63	24	9.38	3.11	41	17.28	4.55	24	9.38	3.11	41	17.28	4.55	(18)		
都市公園等合計	40	16.44	5.67	59	31.75	8.51	41	16.69	5.53	60	38.11	10.03	43	17.19	5.69	68	45.36	11.94	(1)～(18)の計		
民間施設緑地	12	2.26	0.78	26	8.83	2.37	12	2.26	0.75	26	8.83	2.32	12	2.26	0.75	26	8.83	2.32	(19)		
施設緑地計	52	18.70	6.45	85	40.58	10.88	53	18.95	6.27	86	46.94	12.35	55	19.45	6.44	94	54.19	14.26	(20) = (1)～(19)の計		
特別緑地保全地区	河川区域		5.54	1.91		111.22	29.82	5	0.93	0.31	7	1.73	0.46	5	0.93	0.31	7	1.73	0.46	(21)	
	農業振興地域農用地区域					110.94	29.75					110.94	29.19					110.94	29.19	(22)	
	その他法によるもの																		0.00	(23)	
	法によるもの計		5.54	1.91		222.16	59.57	5	6.47	2.14	7	223.89	58.92	5	6.47	2.14	7	223.89	58.92	(21)～(24)の計	
	条例等によるもの		9.68	3.34		31.37	8.41		9.68	3.21		31.37	8.26		9.68	3.21		31.37	8.26	(25)	
小計		15.22	5.25		253.53	67.98	5	16.15	5.35	7	255.26	67.17	5	16.15	5.35	7	255.26	67.17	(26) = (21)～(25)の計		
地域制緑地間の重複																				(27)	
地域制緑地計		15.22	5.25		253.53	67.98	5	16.15	5.35	7	255.26	67.17	5	16.15	5.35	7	255.26	67.17	(28) = (26) - (27)		
施設・地域制緑地間の重複					4.61	1.24					4.61	1.21					4.61	1.21	(29)		
緑地総計	52	33.92	11.71	85	289.50	77.62	58	35.1	11.62	93	297.59	78.31	60	35.6	11.79	101	304.84	80.22	(20) + (28) - (29)		
人口	市街地人口	28,976人						30,200人						30,200人							
	都市計画区域人口	37,297人						38,000人						38,000人							
面積	市街地面積	417ha						417ha						417ha							
	都市計画区域面積	1,109ha						1,109ha						1,109ha							
緑地の確保目標水準	市街地面積に対する割合	8.1%						8.4%						8.5%							
	都市計画区域面積に対する割合	26.1%						26.8%						27.5%							
都市公園等の目標水準 (住民一人あたり面積)	都市公園	3.88㎡/人						5.48㎡/人						7.39㎡/人							
	都市公園等	8.51㎡/人						10.03㎡/人						11.94㎡/人							

図面 対象 番号	種別	名称	都市計画 決定面積 (R2年度末現在) (A) (ha)	整備現況 (R2年度末現在) (B) (ha)	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年後に重 点的に整備 するもの	緑地の位置 (目標年次)		備考 (設置目的・機能・整 備・等、管理運営のあ り方、改修の必要性、 その他留意事項)
					中間年次 (ha) (C)	目標年次 (ha) (D)			市街地 面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
街-1	街区公園	平安公園	0.17	0.17	0.17	0.17			0.17		
街-2	"	錦公園	0.25	0.25	0.25	0.25			0.25		
街-3	"	源氏公園	0.20	0.20	0.20	0.20			0.20		
街-4	"	緑公園	0.18	0.18	0.18	0.18			0.18		
街-5	"	今八島公園	0.24	0.24	0.24	0.24			0.24		
街-6	"	今才勝公園	0.24	0.24	0.24	0.24			0.24		
街-7	"	今川西公園	0.32	0.32	0.32	0.32			0.32		
街-8	"	新町ちびっこ公園	0.10	0.10	0.10	0.10			0.10		
街-9	"	学戸東公園	0.20	0.20	0.20	0.20			0.20		
街-10	"	学戸やすらぎ公園	0.20	0.20	0.20	0.20			0.20		
街-11	"	源氏塚公園	0.20	0.20	0.20	0.20			0.20		
街-12	"	日吉公園	0.12	0.12	0.12	0.12			0.12		
街-13	"	はつらつ公園	0.28	0.28	0.28	0.28			0.28		
街-14	"	なかよし公園	0.26	0.26	0.26	0.26			0.26		
街-15	"				0.25	0.25	0.25	●	0.25		
街-16	"					0.25	0.25		0.25		
街-17	"					0.25	0.25		0.25		
街-18	"					0.25	0.25		0.25	0.25	
街-19	"					0.25	0.25		0.25	0.25	
街-20	"		2.96	2.96	3.21	4.46	1.50		3.71	0.75	
計											
近-1	近隣公園	学戸公園	1.60	1.60	1.60	1.60			1.60		
近-2	"					2.00	2.00			2.00	
近-3	"					2.00	2.00			2.00	
近-4	"					2.00	2.00			2.00	
計			1.60	1.60	1.60	7.60	6.00		1.60	6.00	
地-1	地区公園	日光川ウォーターク	10.72	5.05	10.72	10.72	5.67	●		10.72	
計			10.72	5.05	10.72	10.72	5.67			10.72	
都-1	都市緑地	源氏泉緑地	2.50	2.50	2.50	2.50			2.50		
都-2	"	蟹江川南緑地	2.80	2.36	2.80	2.80	0.44			2.80	
計			5.30	4.86	5.30	5.30	0.44		2.50	2.80	

図面 対象	種別	名称	都市計画 決定面積 (R2年度末現在) (ha) (A)	整備現況 (R2年度末現在) (ha) (B)	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年後に重 点的に整備 するもの	緑地の位置 (目標年次)		備考 (設置目的・機能・整 備・等、管理運営のあ り方、改修の必要性、 その他留意事項)
					中間年次 (ha) (C)	目標年次 (ha) (D)			市街地 面積	市街化調整 区域内面積	
公-1	児童公園	名探偵成公園		0.03	0.03	0.03				0.03	
公-2	〃	名探偵柳瀬公園		0.01	0.01	0.01				0.01	
公-3	〃	藤丸第一公園		0.19	0.19	0.19			0.19		
公-4	〃	藤丸第二公園		0.09	0.09	0.09			0.09		
公-5	〃	藤丸第三公園		0.04	0.04	0.04			0.04		
公-6	〃	西之森本田公園		0.06	0.06	0.06				0.06	
公-7	〃	中瀬台公園		0.15	0.15	0.15			0.15		
公-8	〃	台川東公園		0.07	0.07	0.07			0.07		
公-9	〃	駅前公園		0.03	0.03	0.03			0.03		
公-10	〃	上之町北公園		0.04	0.04	0.04				0.04	
公-11	〃	中央児童公園		0.14	0.14	0.14			0.14		
公-12	〃	北之町公園		0.04	0.04	0.04			0.04		
公-13	〃	東水明台公園		0.13	0.13	0.13				0.13	
公-14	〃	本町分公園		0.09	0.09	0.09				0.09	
公-15	〃	西六海用公園		0.05	0.05	0.05				0.05	
公-16	〃	グリーンハイヴ南公園		0.07	0.07	0.07			0.07		
公-17	〃	グリーンハイヴ北公園		0.05	0.05	0.05			0.05		
公-18	〃	西六海用北公園		0.04	0.04	0.04			0.04		
公-19	〃	富吉公園		0.13	0.13	0.13			0.13		
公-20	〃	南蟹江団地公園		0.06	0.06	0.06				0.06	
公-21	〃	南蟹江団地(水道基地)公園		0.04	0.04	0.04				0.04	
公-22	〃	鹿島公園		0.09	0.09	0.09				0.09	
公-23	〃	駅前団地第二公園		0.04	0.04	0.04				0.04	
公-24	〃	水明台公園		0.10	0.10	0.10			0.10		
公-25	〃	新屋敷公園		0.05	0.05	0.05			0.05		
公-26	〃	焼野公園		0.09	0.09	0.09			0.09		
公-27	〃	須成公園		0.28	0.28	0.28				0.28	
公-28	〃	富吉西公園		0.04	0.04	0.04			0.04		
公-29	〃	蟹江団地公園		0.01	0.01	0.01			0.01		
公-30	グランド	佐屋川グラウンド		0.97	0.97	0.97			0.97		
公-31	〃	中央ゲートボール場		0.44	0.44	0.44			0.44		
公-32	〃	蟹江小学校		0.70	0.70	0.70			0.70		
公-33	〃	舟入小学校		0.34	0.34	0.34				0.34	
公-34	〃	須西小学校		0.84	0.84	0.84				0.84	
公-35	〃	新蟹江小学校		0.75	0.75	0.75				0.75	
公-36	〃	学戸小学校		0.78	0.78	0.78			0.78		
公-37	〃	蟹江中学校		1.73	1.73	1.73			1.73		
公-38	〃	蟹江北中学校		1.36	1.36	1.36			1.20	0.16	
公-39	その他	蟹江インターチェンジ		3.95	3.95	3.95				3.95	
公-40	〃	蟹江川水辺スポット		0.94	0.94	0.94				0.94	
公-41	〃	蟹江町希望の丘広場		2.23	2.23	2.23			2.23		
計				17.28	17.28	17.28			9.38	7.90	

図面 対象	種別	名称	都市計画 決定面積 (R2年度未現 在) (ha)	整備現況 (R2年度未現 在) (ha)	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年後に 重点的に 整備する もの	緑地の位置 (目標年次)		備考 (設置目的・機能・整 備・等、管理運営のあ り方、改修の必要性、 その他留意事項)
					中間年次 (ha) (C)	目標年次 (ha) (D)			市街地 面積	市街化調整 区域内面積	
民-1	スポーツ施設	佐屋川ゴルフセンター		2.17	2.17	2.17				2.17	
民-2	〃	さらしなゴルフクラブ		0.79	0.79	0.79			0.79		
民-3	〃	グリーンポケット(パターゴルフ)		0.23	0.23	0.23				0.23	
民-4	〃	カニエハツアイグスタジアム		0.16	0.16	0.16				0.16	
民-5	〃	名古屋WESTフットサルクラブ		2.10	2.10	2.10				2.10	
民-6	社寺	蓮行寺		0.15	0.15	0.15				0.15	
民-7	〃	善敬寺		0.13	0.13	0.13				0.13	
民-8	〃	宝蓮寺		0.14	0.14	0.14			0.14		
民-9	〃	観音寺秋葉神社		0.07	0.07	0.07			0.07		
民-10	〃	法心寺		0.11	0.11	0.11			0.11		
民-11	〃	盛泉寺		0.26	0.26	0.26			0.26		
民-12	〃	西光寺、安楽寺		0.08	0.08	0.08			0.08		
民-13	〃	神明社(須成)		0.07	0.07	0.07				0.07	
民-14	〃	富吉建運神社、八剱社、 龍照院		0.54	0.54	0.54				0.54	
民-15	〃	西之森神社		0.07	0.07	0.07				0.07	
民-16	〃	八幡神社		0.26	0.26	0.26				0.26	
民-17	〃	三明神社		0.13	0.13	0.13			0.13		
民-18	〃	風之宮社		0.29	0.29	0.29			0.29		
民-19	〃	日吉神社		0.14	0.14	0.14			0.14		
民-20	〃	神明社(両五)		0.14	0.14	0.14			0.14		
民-21	〃	神明社(碓場)		0.05	0.05	0.05			0.05		
民-22	〃	八幡社		0.06	0.06	0.06			0.06		
民-23	〃	神明社(道西)		0.09	0.09	0.09				0.09	
民-24	〃	鹿島神社		0.26	0.26	0.26				0.26	
民-25	〃	神明社(宮ノ割)		0.18	0.18	0.18				0.18	
民-26	〃	忠霊苑		0.16	0.16	0.16				0.16	
計				8.83	8.83	8.83			2.26	6.57	

図面対象	種別	名称	都市計画 決定面積 (R2年度未現在) (ha) (A)	整備現況 (R2年度未現在) (ha) (B)	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年後に重 点的に整備 するもの	緑地の位置 (目標年次)		備考 (保全活用の方 針等)
					中間年次 (ha) (c)	目標年次 (ha) (d)			市街地 面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
緑保-1	特別緑地保全地区	菟野神社、龍 社、八剱社、龍 社			0.54	0.54				0.54	
緑保-2	"	三明神社			0.13	0.13			0.13		
緑保-3	"	今川東公園			0.07	0.07			0.07		
緑保-4	"	宝蓮寺			0.14	0.14			0.14		
緑保-5	"	法心寺、盛泉寺			0.37	0.37			0.37		
緑保-6	"	神明社、西光寺			0.22	0.22			0.22		
緑保-7	"	鹿島神社			0.26	0.26				0.26	
計					1.73	1.73			0.93	0.80	
その他法に よるもの	河川区域			111.22		111.22			5.54	105.68	
"	農振農用地			110.94		110.94				110.94	
計				222.16		222.16			5.54	216.62	
条例によ るもの	河川	佐屋川、大膳川		31.37		31.37			9.68	21.69	
計				31.37		31.37			9.68	21.69	

用語解説



用語解説



【あ】	
アイストップ	人の視線を遮る目立つもの、人の注意を向けるように置かれたもの。(橋、大きな樹木、歴史的建造物など)
アダプト・プログラム	市民団体や行政などが、協働で社会・環境貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度。
エコロジカルネットワーク	分断された生きものの生育・生息環境を相互に連結することにより、生態系の回復や生物多様性の保全を図ろうとすること。
生垣化	景観の向上や防災などの観点から、敷地の周囲を囲う塀を植物により行う。
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
NPO	Non-Profit-Organization (民間非営利組織) の略称。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のこと。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。
オープンスペース	建築物が建っていない土地の総称。 公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など。
【か】	
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
開発行為	主として周辺の環境に変化をもたらすおそれのある建築物の建築などの用に供する土地の区画形質の変更。
河川区域	河川法に基づいて指定されている区域で、地域制緑地の一つである。
学校緑化	地区の中心的な施設の一つである学校を緑化することにより、地区の景観と環境の向上をはかり、周辺への緑化啓発とともに、児童、生徒の環境教育の教材となる。
環境保全機能	地球環境問題への関心の高まりの中で、ビオトープ(生物生息空間)の保全・整備と創出、快適でうるおいのある都市環境の創造、都市気候の緩和など、自然との共生や環境への負荷の低減に資するような主として存在を重視した機能のこと。

緩衝緑地	都市公園の種別の一つで、工場、コンビナート地帯あるいは道路、鉄道から周辺の住宅地、市街地への公害や災害を防止するため、境界地区において設けられる緑地のこと。
幹線道路	道路網のうち主要な骨格をなし、都市に出入りする交通と都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路。
協働	町民・事業者・行政など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係にもってきた主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。それぞれの努力を補完して取り組みをすすめることで、ばらばらに取り組む場合と比べて、大きな効果を生み出すことができるものと期待される。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
グリーンインフラストラクチャー (グリーンインフラ)	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
景観構成機能	市街地を取り囲みその背景となる緑地、市街地内の社寺林などの郷土景観を形づくる緑地、市街地内のランドマーク・シンボルとなるような緑地など、特色あるまちづくりに資するような主として都市景観を重視した機能のこと。
広域避難場所	地震火災等の災害発生時において、主として周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護し、広域的な復旧・復興活動の拠点となる避難場所。
公園緑地	「都市公園など」と「民間施設の緑地」として整備・管理されているものの総称で、「施設緑地」と同義語。
公共施設緑地	公共空地などの都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設と公共公益施設における植栽地などが該当する。
国定公園	国立公園に準ずる自然の風景地について、都道府県知事の申し出により環境庁長官が自然公園法第10条第2項に基づき指定する地域制の公園。
国立公園	我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海中の景観地を含む)について、環境庁長官が自然公園法第10条第1項の規定により指定する地域制の公園。

【さ】	
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のなかの一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域。
施設緑地	都市公園法に基づいた“都市公園”と都市公園以外の“公共施設緑地”および“民間施設緑地”とに区分される。
自然公園	我が国の自然の風景を保護するとともに、その利用の増進をはかり、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和 32 年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称のこと。
自然林	植林によらずに自然に生成した森林、天然林。
指定管理者(制度)	公共の施設の管理・運営を包括的に代行する営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループ等の法人、その他の団体。また、そのように代行させることができる制度。
児童遊園	地区の自治会、個人などが設置し、管理・運営する主に年少の児童のために、公共に解放した公園。
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園である。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
人口集中地区(DID)	国勢調査の結果をもとに設定される都市的傾向の強い地区。人口密度が 4000 人/k m ² 以上の地区が隣接し、人口 5000 人以上となる地域。
森林法	明治 30 年に制定され、昭和 26 年に全面的に改正され新たに公布された森林行政の基本法典である。内容は、総則、森林計画等、保安施設、土地の使用、森林審議会、雑則からなり、森林計画では基本となる法律である。近年では、平成 10 年に、伐採届や森林施業計画の認定が市町村へ移行する改正があり、平成 13 年に、重視する機能に応じて森林を 3 区分して整備を推進するよう森林計画制度等が改正された。
生産緑地	都市計画法と生産緑地法に基づく地域地区の一種で、農林漁業との調和をはかりつつ良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園緑地など公共施設などの敷地に適している 500 m ² 以上の土地を指定する。

生物多様性	地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」、(2)同じ種の中でもそれぞれその個体が有している遺伝形質がことなるという「種内の多様性(遺伝子の多様性)」、(3)これら生物とその生息環境からなる生態系(ある地域内に生息する生物群とその生活に係のある物理的環境とを総合して一体としたもの)が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいる。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
【た】	
地域森林計画 対象民有林	森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。
地域制緑地	緑地保全地区(都市緑地法)・風致地区(都市計画法)・保安林区域(森林法)などの“法による地域”、緑地協定(都市緑地法)による“協定”、“条例などによるもの”などの緑地が該当する。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。
駐車場緑化	周辺の環境や景観へ配慮した駐車場の緑化。路面や、壁面などを緑化する。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に則し配置する。
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度のこと。(都市緑地法第12条、首都圏近郊緑地保全法第5条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第6条) 指定は10ha以上の場合は都道府県が決定し、10ha未満の場合は市町村が決定する。また、指定都市にあっては、指定都市が決定を行う。 指定の要件は次のいずれとする。 * 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの * 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの * 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの ・ 風致又は景観が優れているもの ・ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

都市基幹公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園である。その機能から総合公園と運動公園に区分される。
都市計画区域	都市計画を策定する場ともいべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲を言う。
都市公園	都市公園法により整備された公園。都市公園法第2条に規定する公園施設で、街区公園や近隣公園などの“住区基幹公園”、総合公園などの“都市基幹公園”、風致公園や歴史公園などの“特殊公園”、広域公園や都市緑地などの“その他公園”などがある。
都市公園法	「都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」 都市公園設置と管理基準などを定めるため昭和31年4月20日に公布、同年10月15日に施行された法律。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上をはかるために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地などにおいて良好な樹林地などがある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させる都市環境の改善をはかるために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
都市緑地法	都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正(いわゆる景観緑三法の制定)により改称したもの。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規程している。
都市緑化基金	地域住民の都市緑化に対する助成を講じるための基金。(財)都市緑化基金と地方における都市緑化基金がある。(財)都市緑化基金は、地方における都市緑化基金の設立の支援、全国都市緑化フェアなどの普及啓発活動などの事業を行っている。地方における都市緑化基金は、民間の行う緑化事業への助成などを行っている。

土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、原則として市街化区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。
【な】	
二級河川	一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定した河川。
二次林	山火事や伐採などで原生植生が破壊された後に生じる森林。
農業振興地域 農用地区域	農業振興地域整備法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。
【は】	
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。
Park-PFI	平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する施設の設置と、その収益を活用して周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する。
パートナーシップ	→協働
ヒートアイランド現象	都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染などが原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象のこと。
ビオトープ	ドイツ語で生物をあらわす Bio と、場所を表す Top を組み合わせた造語。学術上生物圏の地域的な基本単位を示し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。有機的にネットワークすることにより、生物の移動に貢献し、地域生態系全体の質の向上に寄与する。野生生物が生息可能な環境状況を積極的に復元・創造していくという意味合いでも用いられる。
風致地区	都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。
普通河川	一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない、河川法で法的な適用を受けない河川（法定外河川）。

壁面緑化・屋上緑化	都市化に伴う緑化空間の減少を補い、都市環境と景観の向上をはかるために、建物の壁面や屋上を緑化する。建物内の消費エネルギーが軽減されたり、生物の移動空間となったりする。
保安林区域	森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。
防災機能	災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地、都市公害に対する緩衝地帯としての役割を果たす機能のこと。
防災公園	大都市地域、大規模地震の発生のおそれのある地域、政令指定都市、県庁所在地、人口10万人以上の都市を対象として、震災時において避難地、避難路、火災の延焼遮断帯、自衛隊やボランティアなどの救援活動拠点などの多様な防災機能を発揮するよう整備された都市公園。
保存樹・保存樹林	“都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律”に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木又は樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。所有者は、保存樹または保存樹林について枯損防止など保存に努める義務を負う。
【ま】	
緑の基本計画	都市における緑地の保全と緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的にすすめることを目的とする計画。この計画は、都市緑地保全法の改正により創設され、市町村が策定主体となり作成するものである。
緑の将来像	環境基本計画や都市マスタープランなどにおける都市づくりの基本理念を踏まえて、将来目指すべき緑の方向、緑の都市づくりの基本的な考え方、ビジョンなどを示したもの。その際、住民に分かりやすいテーマやキャッチフレーズを設定する。
緑のネットワーク形成	公園緑地のレクリエーション利用を向上させるため、また、生物の移動と生息空間を守るために、河川、緑道、幹線道路の緑化などの線状の水と緑により、公園緑地などを網状に結ぶ。

<p>緑地の目標水準</p>	<p>目標年次に対して、市街地内や都市計画区域内における緑地の確保目標量、都市公園などの施設として整備すべき緑地の確保目標量、公共公益施設や民有地の緑化に対する都市全体の目標などを定めたもの。</p> <p>* 緑地の確保目標水準</p> <ul style="list-style-type: none"> • 緑地率＝当該区域の緑地面積（施設緑地＋地域制緑地） ／ 当該区域面積 • 緑地の確保目標水準は、「都市計画中央審議会答申等(平成7年7月)」を踏まえて、将来市街地面積に対して概ね30%以上が望ましいとされている。 <p>* 一人当たり都市公園面積目標水準</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一人当たり都市公園の面積目標水準は、「都市公園法施行令 第一章第一条」を踏まえて、都市計画区域内で10㎡以上が、市街化区域内で5㎡以上が望ましいとされている。 <p>* 一人当たり都市公園等面積目標水準</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一人当たり都市公園等の面積目標水準は、「都市計画中央審議会答申等(平成7年7月)」を踏まえて、20㎡以上を目標とすることが望ましいとされている。
<p>民間施設緑地</p>	<p>民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地を言う。一般的には、公開していることや持続性の高いことが条件となるが、具体的に位置づける場合は地域の実情に合わせて適宜判断している。</p>
<p>名勝・天然記念物・史跡など緑地として扱える文化財</p>	<p>文化財保護法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。</p>
<p>【や】</p>	
<p>ユニバーサルデザイン</p>	<p>年齢や性別、身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。</p>
<p>【ら】</p>	
<p>ランドマーク</p>	<p>景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつもの。わかりやすくかつ個性のある景観を形成するための都市デザインの要素として活用される。一般的には周辺から見ることのできる高さがあるもの。</p>

緑視率	緑の量を把握するための指標の一つで、ある地点において人間の視野内に占める緑のみかけの量の割合を言う。一般的な調査方法は、道路上や交差点より写真を撮影し、写真全体の中で樹木や樹林が占める面積割合を求める方法を行っている。
緑地	都市公園や公共施設、民間施設の緑地として整備・管理されている「施設緑地」と、森林地域や河川区域、農業振興地域農用地区域などとして保全・管理されている「地域制緑地」の総称。
緑地協定・まちづくり協定	一定区域の近隣住民相互の合意により、緑地やまちづくりについての制限を協定として既存の制限に付加し、自ら遵守していこうとするもの。
緑地率	一般に広義に緑地という場合、都市公園などの営造物である緑地のほか、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、水面などが含まれる。そうした緑地が地表面を覆う比率を緑地率という。
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性と快適性の確保などをはかることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯と歩行者路又は自転車路を主体とする緑地のこと。幅員は 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場などを相互に結びよう配置する。
緑被率	樹林・植栽地・草地などの植物の緑でおおわれた、もしくは緑でおおわれていない自然的環境の状態にある土地（緑被地）の面積の、ある一定の区域の面積に対する割合。緑の総量を平面的に捉える目安の指標として、一般的に用いられている。
緑化重点地区	緑地の保全・整備と都市緑化の総合的な展開をはかるために、モデルケースとして設定した地区。設定した地区においては、緑化推進施策をできる限り詳細かつ具体的な整備計画として策定する。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、「緑化地域」を地域地区として都市計画決定を行うことにより、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度のこと。
緑化率	学校などの公共公益施設や工場などの民間施設において、各施設の敷地面積に対する緑化された面積の割合（道路は、緑化延長率）。
レクリエーション機能	多様化するレクリエーション需要に応え、日常的なレクリエーションと全町的なレクリエーション活動に対処しうるような利用を重視した機能のこと。

レッドリスト	<p>環境省が作成・公表している資料集で、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップしてその危険度を解説したもの。以下の3種類に分けている。</p> <p>【絶滅危惧種】絶滅の危機に瀕している種又は亜種</p> <p>【危急種】現在の状態が続けば近い将来絶滅する種又は亜種</p> <p>【希少種】生息条件の変化によって「危急種」「絶滅危惧種」に移行する種又は亜種。</p>
--------	--

※ 本表は、関連する語句を含めて整理しているため、本文中に無い用語もあります。

蟹江町緑の基本計画

令和3年3月

編集・発行 蟹江町産業建設部まちづくり推進課

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

TEL 0567-95-1111(代表)

